

可児市教育基本計画（案）

可児市教育委員会

目 次

第1章 策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
5 本計画における分野の整理	4
第2章 可児市の教育を取り巻く現状.....	5
1 統計からみる可児市の教育を取り巻く現状	5
2 市民の声	19
3 可児市における課題まとめ	30
第3章 基本構想	34
1 計画の基本理念	34
2 計画の基本的視点.....	35
3 計画の基本目標	36
4 施策の体系	37
第4章 基本計画各論	39
基本目標 夢に向かって生き生きと学べる幼児教育・学校教育.....	41
施策1．豊かな心を育てる幼児教育の充実	42
施策2．子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	44
施策3．活力ある学校経営の推進.....	46
施策4．教員の資質及び指導力の向上	48
施策5．一人一人の状況に応じた支援の充実.....	50
施策6．安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進.....	54
施策7．安心して学べる学校施設環境の整備・充実	56

基本目標	あたたかさと厳しさを持つ家庭づくり・地域づくり	59
施策 1	家庭教育の啓発・支援	60
施策 2	地域の教育力の向上	62
施策 3	休日・放課後の子どもの居場所づくり	64
施策 4	青少年の健全育成	66
基本目標	市民の意欲と能力を伸ばし、生かす生涯学習	69
施策 1	多様な生涯学習機会の提供	70
施策 2	市民の主体的な生涯学習活動の支援	72
施策 3	図書館の機能充実と読書活動の推進	74
施策 4	だれもが参加できる生涯学習施設環境の整備・充実	76
基本目標	健康、生きがい、人とのつながりをつくるスポーツ活動	77
施策 1	スポーツに親しみ、楽しむ機会の提供	78
施策 2	スポーツに取り組む人材の育成と技術の向上	80
施策 3	気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実	82
基本目標	文化・芸術の創造と歴史の継承	85
施策 1	文化・芸術に親しむ機会の提供	86
施策 2	市民の主体的な文化・芸術活動の支援	88
施策 3	文化財の保護と歴史の継承	90
施策 4	文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実	92
全体の推進体制		94
施策 1	教育委員会の活性化	95
施策 2	効率的な教育行政運営	96
資料編		97
1	可児市教育基本計画策定委員会について	97
2	可児市教育基本計画検討委員会について	100
3	策定の経過について	102

第 1 章 策定にあたって

1 策定の趣旨と背景

少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題、高度情報通信社会の到来など、社会は大きな変革の時期を迎えています。このような中、教育の分野においては、子どもたちが心豊かに学ぶことができる、そして人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境が求められています。

国においては、平成18年12月、約60年ぶりに「教育基本法」が改正されました。そして、平成19年6月に、学校教育法をはじめとする、いわゆる教育関連三法が改正され、平成20年3月には幼稚園及び小中学校の新しい学習指導要領が告示されるなど、教育基本法の改正を踏まえた教育制度の改正が順次進められてきました。さらに平成20年7月には、教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定されています。

岐阜県においては、平成13年7月に「岐阜県における教育改革の行動指針」を策定し、行動指針の改革プログラムに沿って教育施策が展開されていましたが、社会状況や教育を取り巻く環境の変化、また国の教育改革の動きを受け、平成20年12月に「岐阜県教育ビジョン」が策定されています。

可児市では、長期計画としては可児市総合計画に基づいて、短期計画としては毎年度教育委員会が決定する方針と重点に基づいて各施策を実施してきました。また、家庭・地域・学校が協力して子どもを育てる市民運動「Educe9（エデュースナイン）」¹を進めてきました。さらに、子どもの読書活動推進計画、生涯学習まちづくり計画など分野ごとの個別計画を策定して事業を展開しています。

教育の目的を実現するためには、教育施策の基本方向や長期的視野に立った具体的な取組を体系的に位置づけ、各事業を総合的・計画的に推進することが重要です。このため、可児市総合計画の教育分野をさらに具体化し、中長期的かつ総合的な展望に立って計画的に教育課題の解決を図るため、今後の可児市の教育の指針として「可児市教育基本計画」を策定しました。本計画では、この先おおよそ10年間の可児市の教育の方向性を示すとともに、今後5年間で取り組むべき施策を定めています。

市民と行政が目標を共有し、連携して、目標達成に向けた取組を推進していきます。

¹ 市民運動「Educe9（エデュースナイン）」

平成14年度から推進している、“小中学校9年間を中心に、乳幼児から高校生までを含めて、家庭・地域・学校が協力して、意図的・計画的・継続的にまちぐるみで子どもを育てていこう”という可児市の市民運動。中学校区ごとに推進委員会を設置し、市民主体の活動を展開している。

2 計画の位置づけ

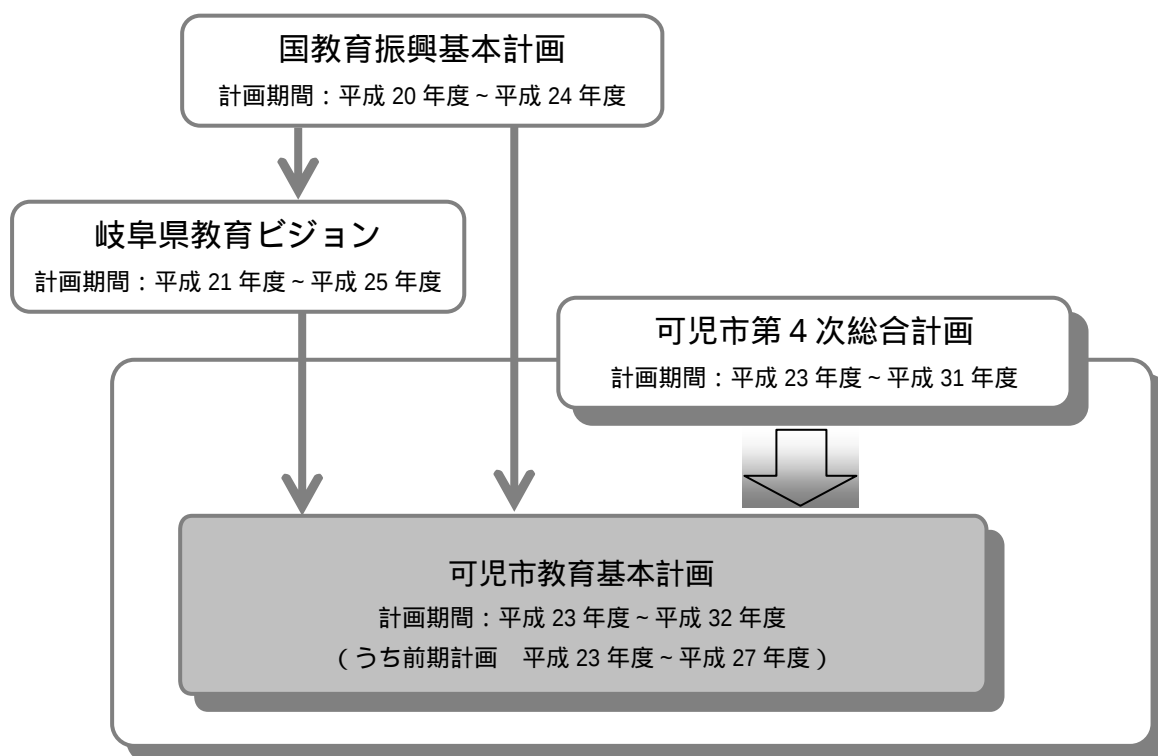
本計画は、可児市の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、可児市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、可児市教育振興基本計画としても位置づけられるものです。

教育基本法 （抄）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



3 計画の期間

本計画は、基本理念、基本的視点及び基本目標からなる「基本構想」と、具体的な施策を定める「基本計画各論」で構成しています。このうち基本構想の期間は平成23年度から平成32年度までの10年間とし、基本計画各論は平成23年度から平成27年度までの前期計画を定めています。なお、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
基本構想		基本構想										
基本計画各論		前期計画					後期計画					
						見直し					改訂	

4 計画の策定体制

本計画は、「可児市教育基本計画策定委員会」が中心となり、庁内の検討機関である「可児市教育基本計画検討委員会」において協議を重ね、策定しました。

本計画の策定にあたっては、無作為抽出した16歳以上の市民3,000人、市立小学校5年生及び中学校2年生、市公民館利用者を対象に実施した可児市の教育に関するアンケート調査、各種団体へのヒアリング調査、地域懇談会での意見聴取を通じ、広く市民、地域の意見の反映に努めました。

また、市民意識調査、全国学力・学習状況調査などの結果も活用しました。

5 本計画における分野の整理

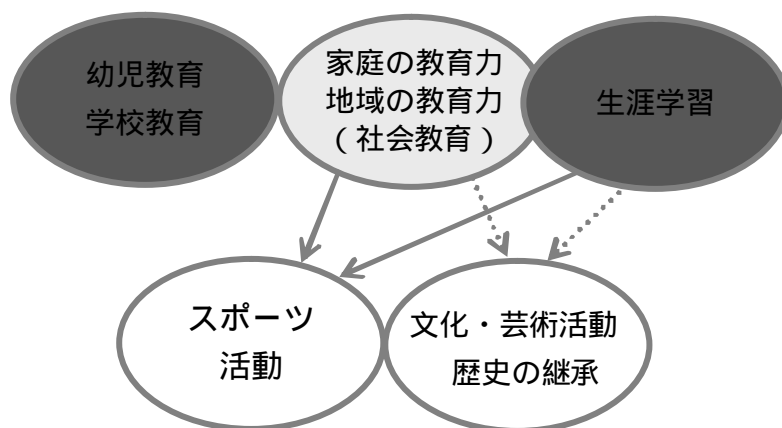
本計画では、可児市の教育を「 幼児教育・学校教育 」、「 家庭の教育力・地域の教育力 」、「 生涯学習 」、「 スポーツ活動 」、「 文化・芸術活動、歴史の継承 」の5つの分野に分けます。

「学校教育」は学校の教育課程として行われる教育活動をいい、学校は「学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。【学校教育法第1条】」と定義されています。このように、幼稚園は学校に含まれるものですが、本計画では、幼保連携も含め幼児期の教育を指すものとして『幼児教育』と表記し、学校教育分野を『幼児教育・学校教育』と整理します。

「社会教育」は「学校教育法に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）【社会教育法第2条】」と定義されています。「社会教育」は学校以外で行われる教育活動全般を指すものですが、本計画では、「社会教育」からスポーツ活動、文化・芸術活動及び歴史の継承を取り出して別に扱うこととします。また、成人に対する家庭の教育力・地域の教育力以外の社会教育活動については、その活動内容が「生涯学習」と重なる部分も多いため次の「生涯学習」にて整理することとし、社会教育分野を『家庭の教育力・地域の教育力』と整理します。

「生涯学習」はその理念が「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。【教育基本法第3条】」と規定され、スポーツ活動、文化・芸術活動、ボランティア活動、趣味の活動などを含め、様々な場や機会において行う学習全般をいいます。このように「生涯学習」は広い意味ではあらゆる学習活動を指す言葉ですが、本計画では、スポーツ活動、文化・芸術活動及び歴史の継承を取り出して別に扱うこととし、上記「社会教育」の一部とあわせて『生涯学習』と整理します。

「社会教育」「生涯学習」から取り出したスポーツ活動の分野、文化芸術・活動及び歴史の継承の分野をそれぞれまとめ、『スポーツ活動』『文化・芸術活動、歴史の継承』と整理します。



第2章 可児市の教育を取り巻く現状

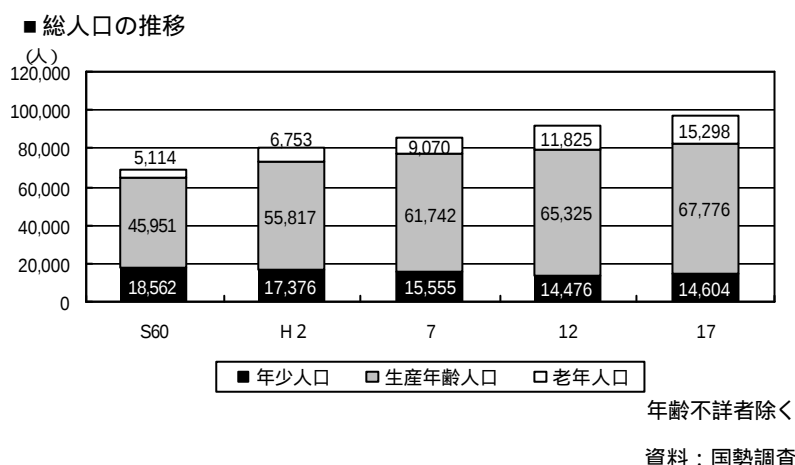
1 統計からみる可児市の教育を取り巻く現状

(1)人口などの状況

人口の状況

本市の総人口は、昭和57年の市制施行以来増加を続け、平成17年の国勢調査では97,686人でした。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少し、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）は増加しています。平成17年には老年人口比率が年少人口比率を上回りました。

平成17年5月の兼山町との合併後は10万人を超え、平成20年10月まで増加を続けましたが、平成20年11月からは減少に転じ、平成22年4月現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者数は合わせて101,620人となっています。本市は外国人市民が多く、平成22年4月現在の外国人登録者数は5,988人（人口の5.9%）と、岐阜市に次ぎ、県内2番目の多さです。

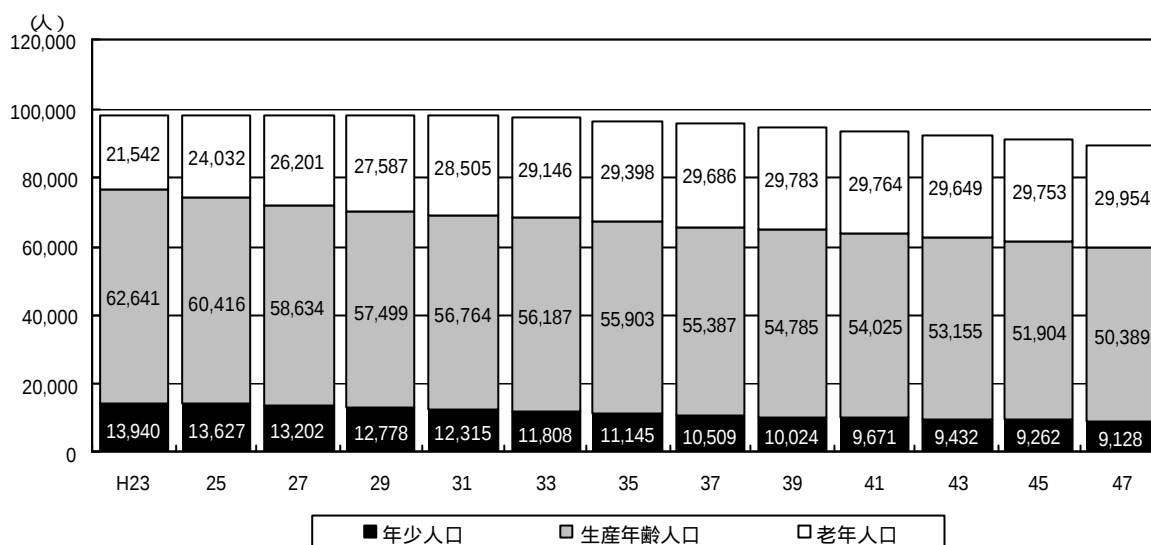


人口推計

平成21年度に可児市の将来人口を推計しました。平成17年の国勢調査を基礎とし、これに平成17年から平成21年までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口の移動状況を加味して、平成47年までの人口を算出しています。

推計によると、本市の総人口は、今後、緩やかに減少することが予測されています。年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、平成47年には高齢化率（人口に占める高齢人口の割合）が33.5%になると予測されています。このように、本市においても、少子高齢化が進行するものと考えられます。

■可児市の年齢3区分別人口の推計



資料：可児市企画部総合政策課

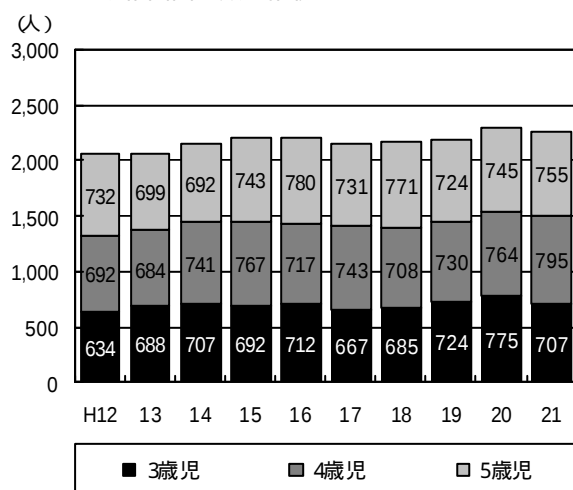
(2)子どもの状況

幼稚園、保育園の状況

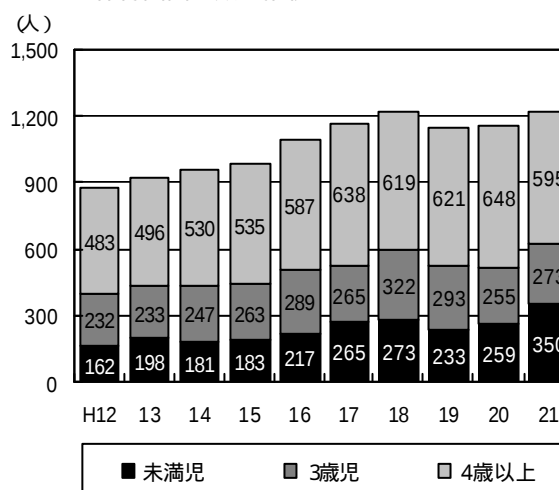
本市には、幼稚園については、公立が1園、私立が8園、保育園については、公立が4園、私立が5園（うち1園は、平成20年4月に開園した「認定こども園²」）があります。

近年では、幼稚園園児数は横ばい傾向、保育園園児数は増加傾向にあります。特に3歳未満の保育園園児数が増加しています。

■幼稚園園児数の推移



■保育園園児数の推移



資料：可児市の統計

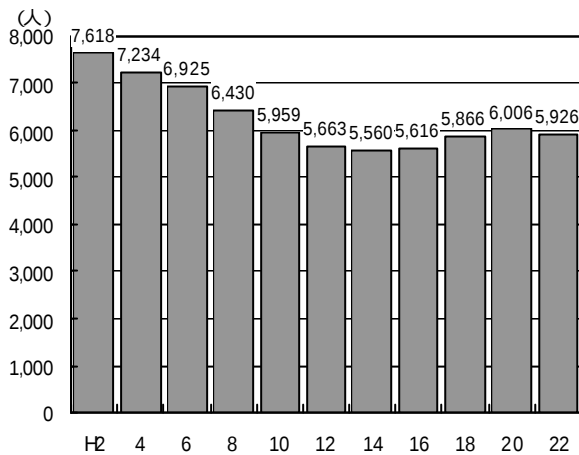
² 認定こども園

幼稚園・保育所等のうち、保護者の就労の有無にかかわらず小学校就学前の子どもを受け入れ教育・保育を一体的に行う機能とすべての子育て家庭を対象に相談や集いの場の提供を行う機能を備えるものとして都道府県から認定された施設。平成18年10月に制度が導入され、可児市では平成22年4月現在私立園1園が認定されている。

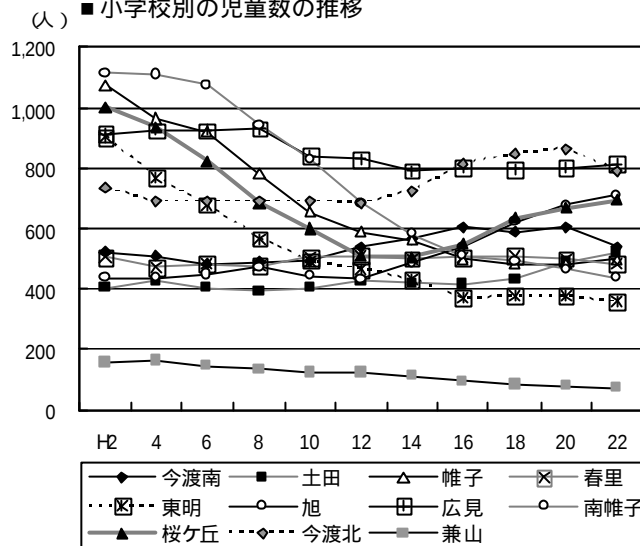
小学校の状況

本市には市立小学校が11校あります。小学校児童数は減少傾向が続いていましたが、近年は増加に転じています。児童数が増加している学校（旭、今渡北、桜ヶ丘など）と減少している小学校（帷子、南帷子、東明など）がみられます。

■ 市立小学校児童数の推移



■ 小学校別の児童数の推移



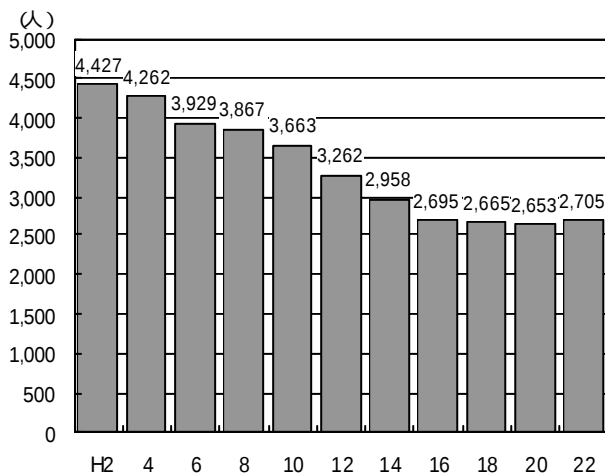
資料：学校基本調査（各年5月1日）

中学校の状況

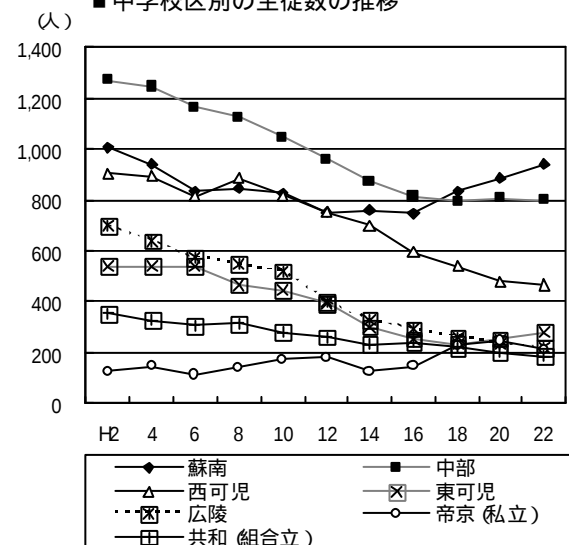
本市には市立中学校が5校、私立中学校が1校あります。なお、兼山地区の生徒は、御嵩町にある可児市・御嵩町中学校組合立共和中学校に通っています。

生徒数は減少傾向にありましたが、近年では横ばいの状況です。中学校区別の生徒数をみると、蘇南中学校では大きく増加しています。

■ 市立中学校生徒数の推移



■ 中学校区別の生徒数の推移



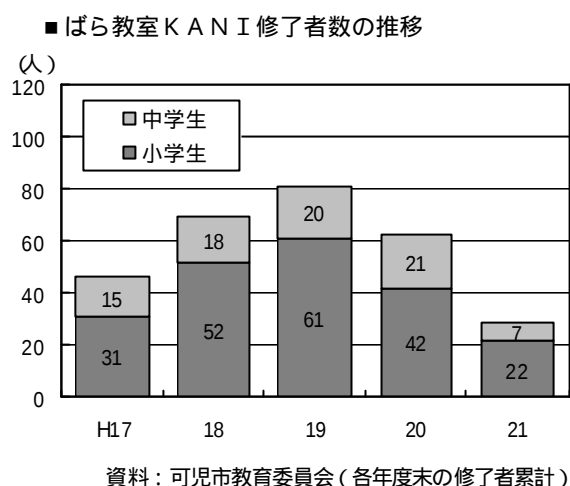
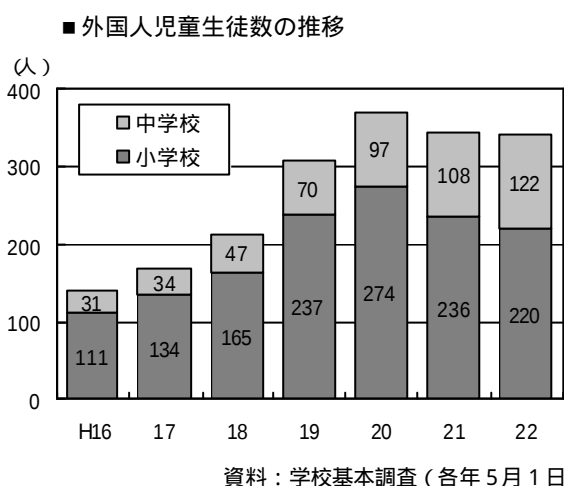
資料：学校基本調査（各年5月1日）

外国人児童生徒の状況

本市の外国人児童生徒の状況をみると、小学校、中学校ともに急増していましたが、世界的な不況の影響などを背景に平成20年から平成21年にかけてやや減少しています。

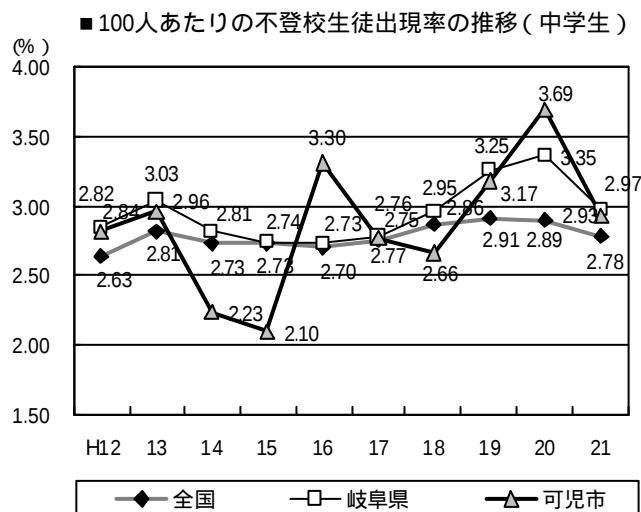
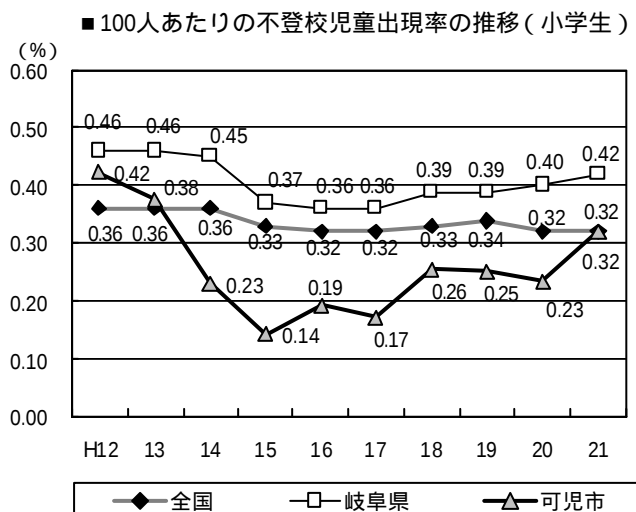
小学校では今渡北小学校（平成22年5月1日現在74人、市立小学校に就学している外国人児童の約34％）と土田小学校（77人、35％）で、中学校では蘇南中学校（90人、市立中学校に就学している外国人生徒の約74％）で、外国人児童生徒の人数が多くなっています。

「ばら教室KANI³」に通学する外国人児童生徒も平成17年度の開設以来増加してきましたが、平成20年度から減少しています。



児童生徒の不登校の状況

各年度の不登校（年間30日以上欠席した児童生徒をいう）の出現率の推移をみると、各年度増減がみられるものの、近年は増加傾向にあります。



資料：学校基本調査

³ ばら教室 KANI

市立小・中学校へ就学する外国人児童生徒を対象として、各学校に籍を置きながら学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を集中的に行い、学校の国際教室へ通学するまでの支援を行う通級教室。

(3)学校施設の状況

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の避難所としても機能することとなるため、その安全性の確保は重要なものとなっています。

特に、昭和56年の新耐震基準施行以前に建築された学校施設においては優先的な耐震補強などが必要となっており、国においても補助などの支援策が講じられています。

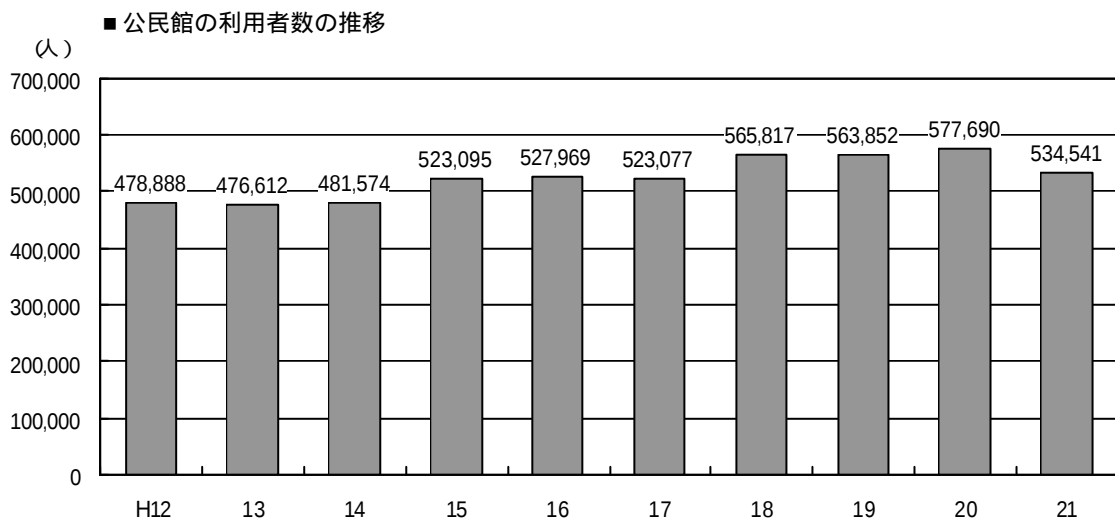
本市においても耐震診断を行い、順次改修を進めています。平成22年度末現在の市立小中学校・幼稚園の耐震化率は小学校94.3%、中学校100.0%、幼稚園100.0%です。

(4)生涯学習の状況

公民館の利用状況

生涯学習施設は、市民にとって身近な学習や活動の場であり、地域の教育力向上や健康づくりの拠点としても重要な役割を担っています。各施設においては、それぞれの視点から様々な事業を実施しています。

特に公民館については、市内14か所の地域ごとに設置し、市民の学習や交流の場として活用されています。全体的に利用者が増加しています。なお、平成21年度は新型インフルエンザ流行の影響を受け、前年度に比べ利用者数が減少しました。



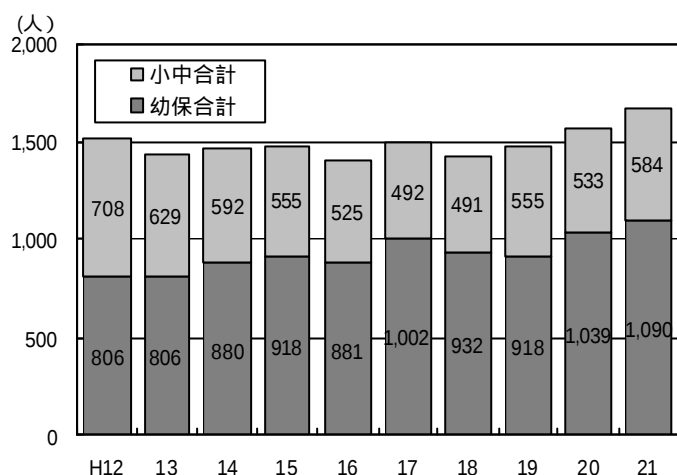
資料：可児市の統計

各学習機会の状況

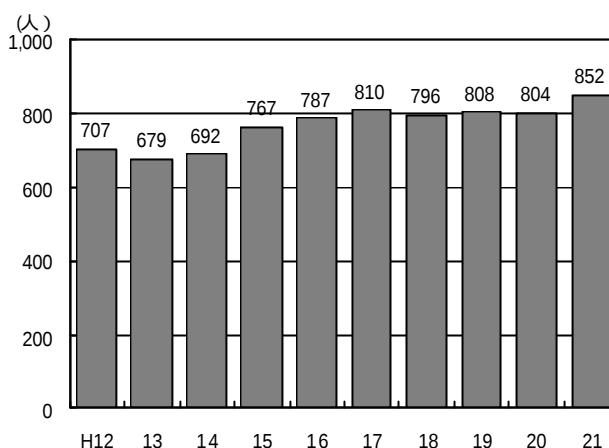
市民の学習機会への参加状況をみると、子育てや家庭教育のあり方を学ぶ家庭教育学級への参加保護者数は各年1,500人前後で推移しています。

高齢者大学については、参加者数が微増傾向にあります。毎年度人員の入れ替わりがあり、新規加入者の年齢層も70歳以上の比較的高齢の方が多くなっている状況です。

■家庭教育学級の参加者数の推移



■高齢者大学の参加者数の推移

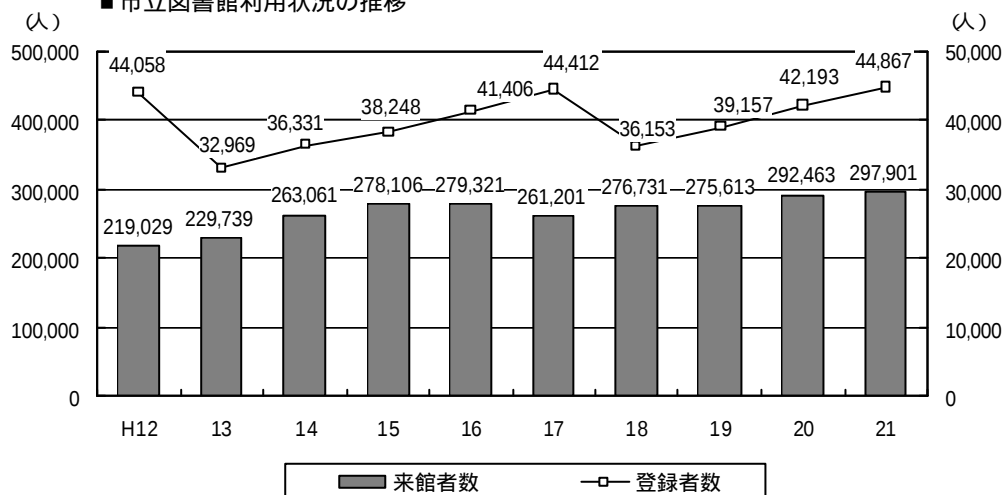


資料：可児市教育委員会

図書館の利用状況

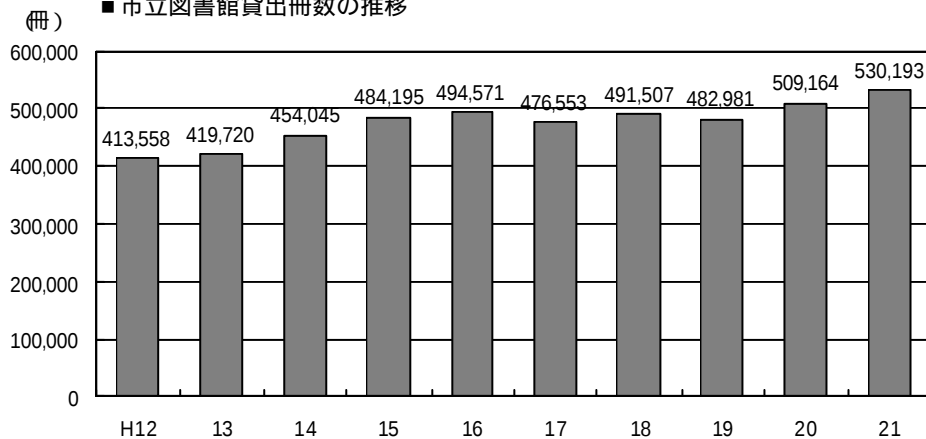
図書館の来館者数、貸出冊数は、ここ10年間で微増傾向にあります。図書館貸出登録者数は増減を繰り返しつつ35,000人～45,000人前後で推移しています。

■市立図書館利用状況の推移



資料：可児市の統計

■市立図書館貸出冊数の推移



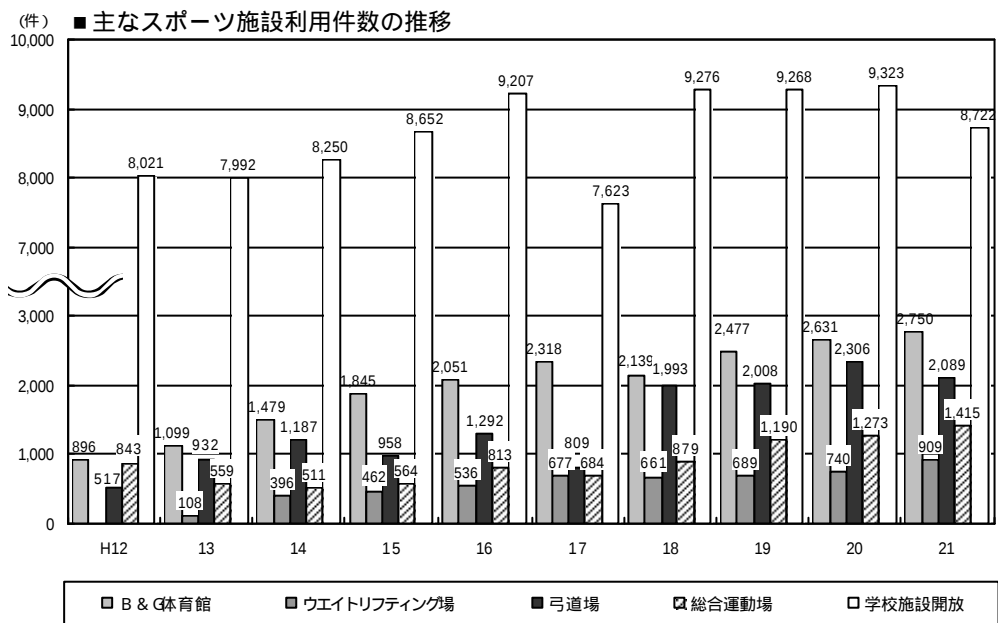
資料：可児市の統計

(5) スポーツ活動の状況

スポーツ施設などの利用状況

市内には、総合運動場、B & G海洋センター（体育館、プール）、ウェイトリフティング場、弓道場、市民テニスコートなどの体育施設があり、市民のスポーツ活動の拠点となっています。各施設の利用状況をみると、多くの施設で、利用件数が増加傾向にあります。特にB & G海洋センター体育館や総合運動場などの利用件数が増加しています。

また、本市では市立小中学校の体育館などを身近なスポーツの場として開放し、団体などに定期的に利用されています。



ウェイトリフティング場は平成14年1月利用開始
資料：可児市の統計

市民のスポーツ活動の状況

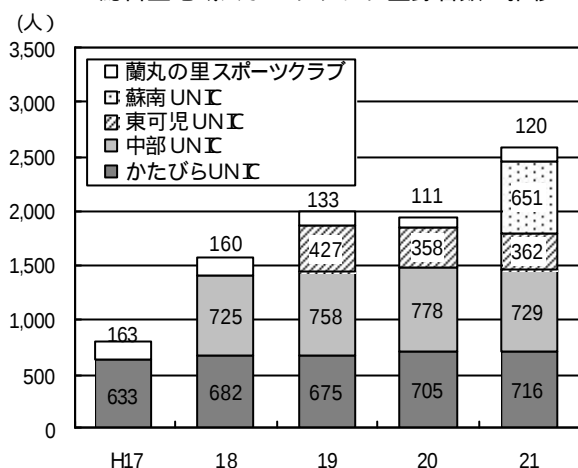
平成17年度から総合型地域スポーツ・文化クラブ「UNIC（ユニック）」⁴が順次設立され、大人と子どもが一緒になってスポーツ活動や文化活動ができる地域づくりを進めています。

また、毎年冬季に「可児シティマラソン」が開催されています。その参加者は年々増加しており、平成21年度には1,978人と、過去最高の申込者数を記録しました。市民のスポーツへの関心が高まっています。

⁴ 総合型地域スポーツ・文化クラブ「UNIC（ユニック）」

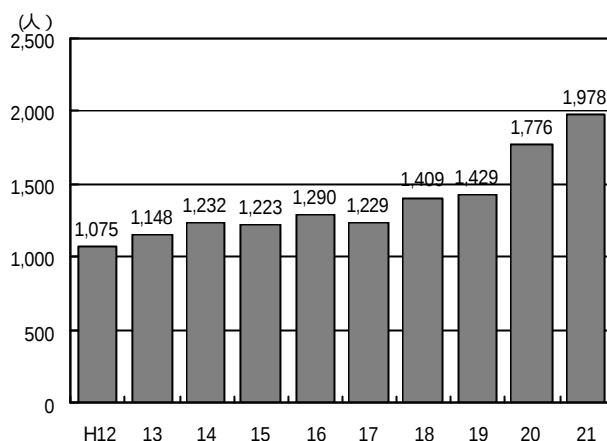
種目、世代や年齢、技術レベルの多様性をもち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民のニーズに応じたスポーツや文化活動を優秀な指導者のもとに行えるクラブ。なお、兼山地区においては、平成12年度から総合型地域スポーツクラブとして「蘭丸の里スポーツクラブ」が活動している。

■ 総合型地域スポーツクラブ登録者数の推移



資料：可児市教育委員会（各年度 3月31日現在）

■ 可児シティマラソン申込者数の推移



資料：可児市教育委員会

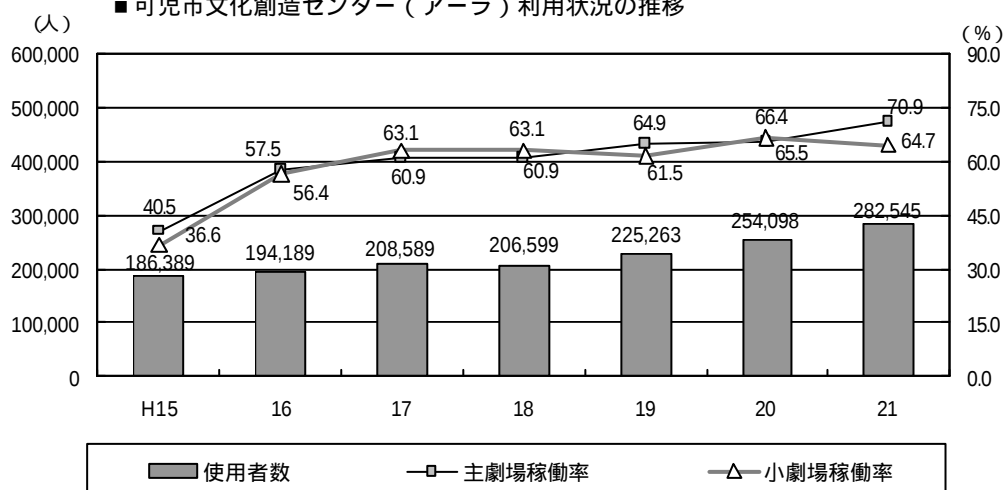
(6)文化・芸術活動、歴史の保存などの状況

芸術活動などの状況

本市では、文化創造センター（アーラ）を総合拠点として、文化・芸術に関する活動支援や、文化・芸術を広く市民に普及するための特色ある活動に取り組んでいます。使用者数、稼働率ともに増加傾向にあり、活発に利用されています。

また、市が主催する（平成18年度以降は指定管理者制度の導入により（財）可児市文化芸術振興財団が主催する事業を含みます。）文化・芸術鑑賞、創造事業への参加人数も、近年増加傾向にあります。

■ 可児市文化創造センター（アーラ）利用状況の推移



「使用者数」は貸館における使用者の数、稼働率は使用日数 / 使用可能日数
資料：可児市の統計

可児市の文化財などの状況

本市では、国の文化財として「長塚古墳（史跡）」、「木曽川（名勝）」、「久々利のサクライ草自生地（天然記念物）」の3箇所が指定されています。そのほか仏像や古墳、窯跡といったものが県の文化財として23件、市の文化財として106件指定されています。

そのうち重要無形民俗文化財として指定されているものは、「可児市宮太鼓」「久々利八幡神社大祭」「土田白鬚神社流鏑馬祭」「兼山下町の辻念仏」の伝承芸能や祭りです。

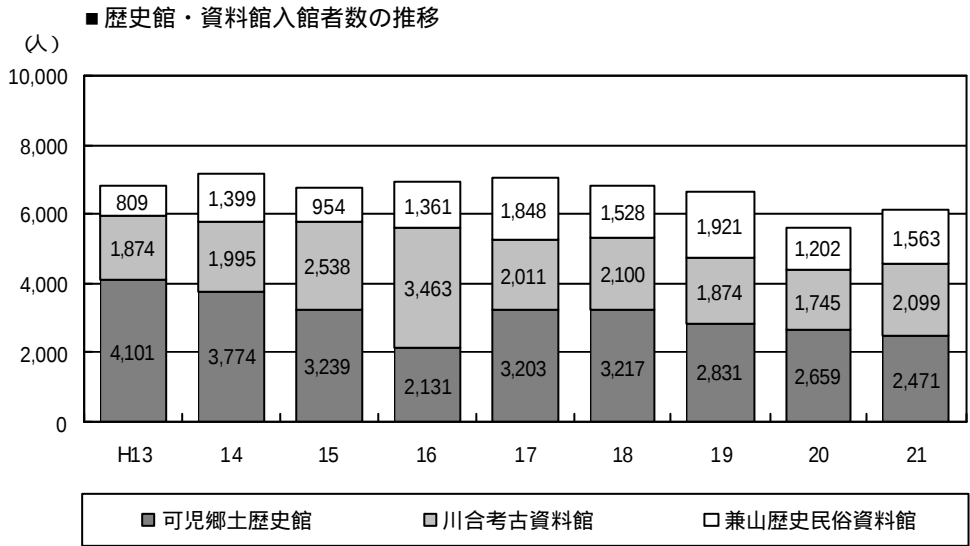
■可児市の指定文化財件数

	国指定	県指定	市指定	計
重要文化財	0	7	71	78
重要有形民俗文化財	0	1	4	5
重要無形民俗文化財	0	0	4	4
史 跡	1	14	16	31
名 勝	1	0	2	3
天然記念物	1	1	9	11
計	3	23	106	132

資料：可児市の統計

歴史館などの状況

本市には、県や市の指定文化財をはじめとする郷土資料を収集・所蔵するとともに展示活動を行っている施設として、郷土歴史館、川合考古資料館、兼山歴史民俗資料館があります。入館者数は、増減を繰り返しながらも全体としてやや減少しています。



資料：可児市の統計

(7)可児市教育行政の施策総括(平成19～21年度教育委員会事務の点検 評価結果より)

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たすため、平成20年度から「教育委員会事務の点検・評価」を実施しています。

毎年度、前年度に行った事業について点検・評価を実施しており、各課の評価総括(概略)は次のとおりです。

教育総務課

教育委員会会議の定例会・臨時会の開催を支援し、適正に議案を上程し決定しています。また、将来に向けた学校通学区域の検討、学校給食費の未納問題や各教育施設における将来のあり方などの中長期的課題について現状を整理し、検討会を開催するなど、事務局全体の調整を図っています。

「教育委員会事務の点検・評価」の実施、教育委員による先進地視察・教育政策会議⁵の開催も行っています。

施設の整備・充実面では、耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事を計画的に進めています。また、平成21年度には電子黒板を導入するなど各小中学校のICT教育⁶関連機器の充実を図りました。PFI事業⁷で建設した学校給食センターにおいては、安全・安心な給食を児童生徒に供給できるよう、モニタリングによる適正な維持管理を行っています。

学校教育課

“家庭・地域・学校が連携して子どもの力を引き出し、伸ばし、鍛える”市民運動「E d u c e 9」を市全体の取組として市長部局とも連携して推進してきました。その成果が各校の学校経営に生かされ、家庭・地域・学校のそれぞれのよさを生かした役割分担ができつつあります。平成21年度には学校支援地域本部として、エデュースコーディネーター⁸を中部

⁵ 教育政策会議

教育委員会会議のほかに、教育委員が資質向上のための研修や、施策について協議を行う会議。

⁶ ICT教育

ICT(インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー。情報や通信に関する技術の総称。)を活用した授業を行うことによって、子どもの学力を向上させ、また、情報活用能力を身につけさせること。

⁷ PFI事業

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ。国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。民間主導で建設・運営することで、建設費のコストダウンや公共サービスの効率化を図ることができる。

⁸ エデュースコーディネーター

学校の教育活動を支援するため、地域住民がボランティアなどとして活動に参加することをコーディネートする仕組み。

中学校区に配置し、校区小中学校に地域の教育力を生かす活動に取り組むことができました。

学校教育では、「特色ある学校経営」として、体験学習、小学校の英語活動、文化・芸術活動、ICT教育を推進しています。教員の指導力・資質向上のために各種研修講座を実施し、非常勤講師やスクールサポーター⁹に対しても市独自の講座を開設するなど、研修を充実させています。外国人児童生徒の学習支援、特別支援教育の充実、少人数学級による指導、スクールサポーターの配置、スマイリングルーム（不登校児童生徒のための通級教室）の開設など個に応じた指導を行っていますが、不登校の児童生徒の出現率は依然高い状態が続いており、引き続き対応が必要です。

児童クラブは、学校との連携、施設の計画的整備など順調に運営しています。入室希望が急増している学校においては、クラブの新設など児童数に見合ったスペースの確保に努めています。

生涯学習課

市民の学習ニーズが多様化する中で行政の果たすべき主な役割は、学ぶことへのきっかけづくりととらえています。学習機会の場の提供として、各種講座や学級の開設、講演会や展示会の実施、学習情報の提供、学習支援団体との連携やボランティアの育成、手づくり絵本大賞などの事業を実施し、学習活動の拠点形成として、公民館の施設整備や適切な職員配置に努めています。講座受講者の中から発展、自習できるグループが育っており、今後はこうしたグループが増えるよう社会教育の指導者及び社会教育関係団体の育成を行い、NPO、生涯学習団体との連携を図ります。

「E d u c e 9」の市民運動としてのPRに努め、家庭教育の充実、青少年の健全育成を図っています。家庭の教育力醸成の支援として、家庭教育学級の開設、子育て支援リーダーの養成や子育てネットワークづくりの推進、親子体験・自然体験など、地域の教育力醸成の支援として、地域ぐるみの青少年健全育成活動支援や補導活動などを実施しています。携帯電話の危険性の啓発についても青少年育成市民会議¹⁰・PTAと連携して取り組んでいます。

⁹ スクールサポーター

学級でのチームティーチングや相談指導の支援などを行なうために各校に配置された非常勤講師。主に児童生徒の学習支援を行う「学習支援サポーター」、主に発達障がいなどのある児童生徒の支援を行う「特別支援サポーター」、主に外国人の児童生徒の支援を行う「通訳サポーター」がいる。

¹⁰ 青少年育成市民会議

次世代を担う青少年の健全育成を市民が一体となって推進していくために、各青少年関係の団体・育成指導者、関係機関等により組織された団体。

文化振興課

文化創造センターを市の文化振興の拠点として、指定管理者である（財）可児市文化芸術振興財団と協力した事業の充実と効率化を進めています。財団にあっては、地域拠点契約の締結、大規模な市民参加型の創作事業の実施、チケット制度の改革など、市民本位の施策を推進し、施設稼働率の高い数値を維持しています。また、文化・芸術団体の活動を支援し、地域文化の振興を図っています。

指定文化財については、地域の団体と連携を深めながら管理・保存及び環境整備を行い、文化財保護意識の向上を図っています。試掘・発掘調査も計画的に進め、報告書を刊行して、その成果を周知しています。

郷土歴史館などでは、地域の歴史資料を展示するとともに、小中学校への出前授業や歴史・体験学習のサポートを行っています。陶芸苑では市民対象の陶芸教室の開催や陶芸サークルなどの作陶活動を指導することにより、郷土の伝統文化の紹介と継承を図っています。

市史編纂室

平成13年度から取り組んでいる「可児市史」編纂事業では、最新の研究成果を踏まえて可児の歴史を究明すること、市民の暮らしが分かる市史にすること、可児市の風土・特質を明らかにすること、平易な記述と分かりやすい内容となることを心掛け、平成22年度までに「可児市史」全巻6巻を発刊します。

成果の公表や歴史を通しての郷土意識の醸成のため、編纂講座、市史を読む会などを開催しています。

市史編纂事業の過程で収集した貴重な歴史資料を散逸させることなく、本市の文化的遺産として有効に活用できるようにしていくことが課題です。

スポーツ振興課

すべての市民がスポーツを楽しむことができるよう、身近な地域での軽スポーツの普及（＝生涯スポーツ）と競技スポーツ振興を事業の両輪として推進しています。

生涯スポーツの推進では、体育指導委員を中心とした各地区体育振興会などにより各種体育大会や教室を開催し、地域に根ざした「一市民スポーツ」活動を積極的に展開中です。障がい者のスポーツ活動においては、障がい者が積極的にスポーツ活動に参加できるよう体育施設のバリアフリー化を行い、スポーツにふれあう機会を増やしています。総合型地域スポーツ・文化クラブ（U N I C）においては、U N I Cが各地区に計画的に設立され、会員数は順調に増加しています。より充実したクラブとなるようU N I C協議会や研究会などで検討を進めています。また、B & G財団事業として各種海洋性スポーツ行事を開催し、多くの市民の参加を得ています。

競技スポーツの推進では、（財）可児市体育連盟を中心に各競技団体が結束し、活発な活動

が行われています。また、平成24年の国体開催に向け、県推進局と協議しながら計画を立案するとともに、国体キャラクターの「ミナモ」による啓発活動を展開しています。

スポーツ施設の維持管理については、迅速な修繕や整備により支障のないよう運用しています。

図書館

平成21年度は、来館者数297,901人（平成20年度293,463人）、貸出数530,193冊（平成20年度509,164冊）で、来館者数、貸出冊数とも過去最高を記録しました。

図書資料を幅広く選書・収集し、中でも可児市コレクションとしてバラ・ガラス関係図書、多文化サービスコーナーとして外国語資料など特色ある資料を充実しています。また、適正な蔵書管理と書架の有効活用を図るため、除籍本の払い下げやリユースを実施しています。

家族ぐるみで読書を推進する「うちどく（家読）10¹¹」運動を展開しています。図書館にうちどくコーナーを設置、ホームページでの新刊案内やおすすめ本紹介ブックリストの作成などにより読書活動を推進しています。子どもが本に親しむ機会として、赤ちゃんと絵本事業、「かにっ子タイム」「ちびっこかにっ子タイム」などを開催しています。図書館ボランティアの養成にも取り組んでいます。

学校給食センター

安全で栄養バランスがとれたおいしい給食の提供に努めています。

給食づくりにあたっては、衛生管理マニュアルをはじめとした各種マニュアルに従って食中毒を防止するとともに、職員研修を重ね、衛生管理を徹底しています。

給食食材は、給食用物資購入選定委員会により安全で低廉かつ良質なものを確認して購入しています。それにより、安心して食べられる給食づくりを進めるとともに、県内産を含む地元農産物の使用に努め、地産地消の推進を図っています。

栄養教諭・学校栄養職員が各小中学校と連携を図りながら、給食や学級活動などの時間を活用して児童生徒に食に関する指導を実施しています。

¹¹ うちどく（家読）10

「家庭での読書（家読）」を推進する取組。読書の目標として、1日10分、1か月で10冊など、家庭で自由に設定してもらえるよう数字の「10」をつけている。

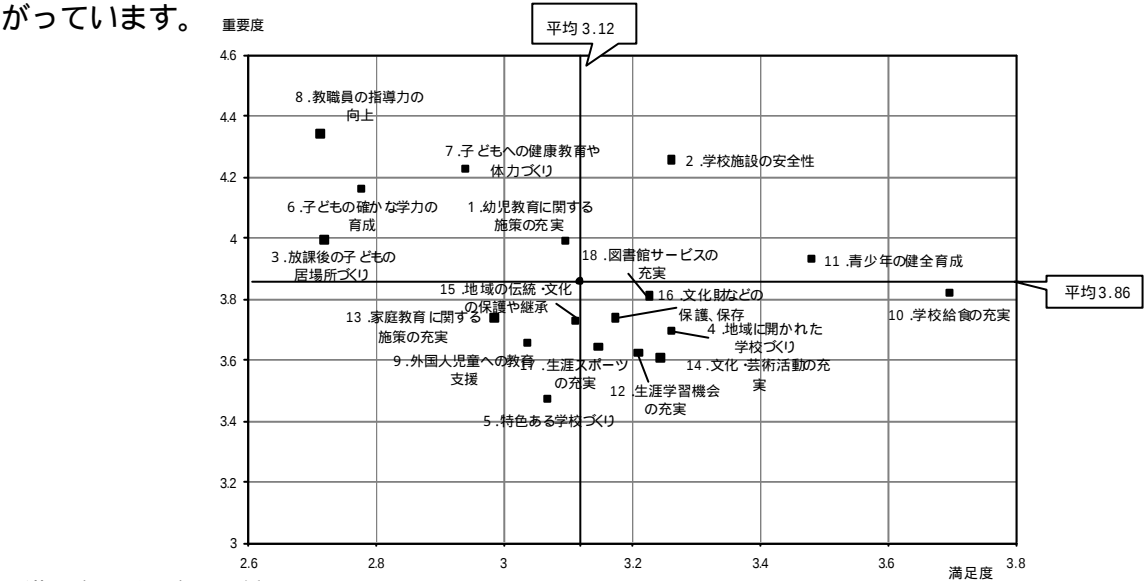
2 市民の声

(1)市民、児童生徒、公民館利用者アンケート

平成21年度に、無作為抽出した16歳以上の市民3,000人（回収数1,784（回収率59.5%））、市立小中学校に通う小学5年生及び中学2年生（回収数1,780（回収率93.6%））、公民館利用者（回収数748）にアンケートを実施しました。市民アンケートでは、教育や学習に関する意識や評価、今後の各分野に求めることなどについて、児童生徒アンケートでは、学校生活の満足度や教科の好き嫌い、放課後の過ごし方、携帯電話の利用状況などについて、公民館アンケートでは、公民館の利用状況や評価、公民館に求めることなどについて聴いています。主な集計結果は次のとおりです。

施策の満足度・重要度

市民アンケートの教育に関する施策の満足度と重要度をみると、満足度が高く、重要度も高い、継続して取り組むべき施策としては「学校施設の安全性」「青少年の健全育成」があがっています。また、特に取り組むべき施策（満足度が低く、重要度が高い）としては、「教職員の指導力の向上」「子どもへの健康教育や体力づくり」「子どもの確かな学力の育成」などがあがっています。



■ 満足度と重要度の関係

タイプ 満足度は低い、重要度が高い 1. 幼児教育に関する施策の充実 3. 放課後の子どもの居場所づくり 6. 子どもの確かな学力の育成 7. 子どもへの健康教育や体力づくり 8. 教職員の指導力の向上	タイプ 満足度が高く重要度も高い 2. 学校施設の安全性 11. 青少年の健全育成
タイプ 満足度が低く重要度も低い 5. 特色ある学校づくり 9. 外国人児童への教育支援 13. 家庭教育に関する施策の充実 15. 地域の伝統・文化の保護や継承	タイプ 満足度は高い、重要度が低い 4. 地域に開かれた学校づくり 10. 学校給食の充実 12. 生涯学習機会の充実 14. 文化・芸術活動の充実 16. 文化財などの保護、保存 17. 生涯スポーツの充実 18. 図書館サービスの充実

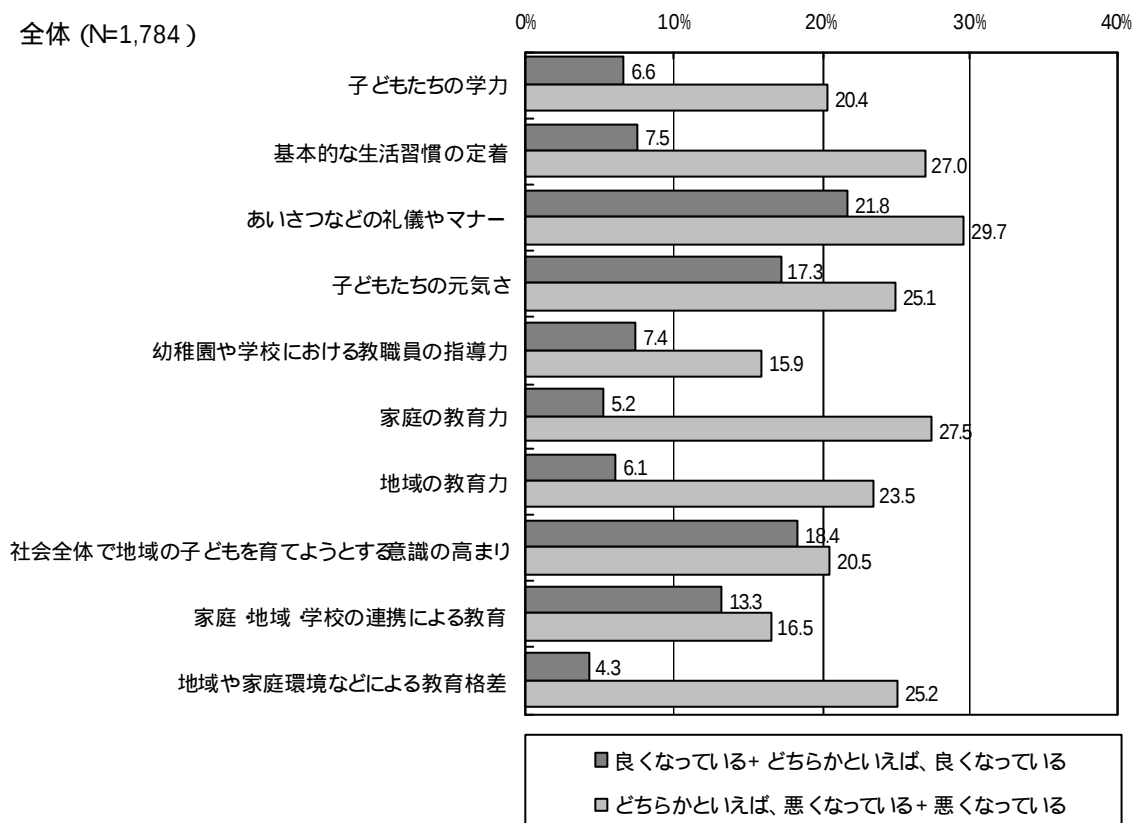
教育に関する施策 18 項目について、満足度・重要度ともに 5 段階評価で回答を得ました。回答結果を、「満足」「非常に重要」を 5 点、「まあ満足」「重要」を 4 点、「どちらともいえない」を 3 点、「やや不満」「さほど重要ではない」を 2 点、「不満」「重要ではない」を 1 点として点数化し、その数値に回答者数を乗じて施策ごとの平均点を算出しています。

可児市の教育環境についての意識

可児市の教育環境が、ここ10年くらいの間にそれぞれの分野でどのようになっていると感じるかでは、すべての分野で『良くなっている』よりも『悪くなっている』と感じる割合が高くなっています。特に『良くなっている』実感が低く、『悪くなっている』実感が高いものとして「家庭の教育力」、「基本的な生活習慣の定着」や「地域や家庭環境などによる教育格差」があがっています。

一方、「社会全体で地域の子どもを育てようとする意識の高まり」「あいさつなどの礼儀やマナー」「家庭・地域・学校の連携による教育」は『良くなっている』と『悪くなっている』の差が少なくなっています。

■可児市の教育環境に対する実感（市民アンケート）

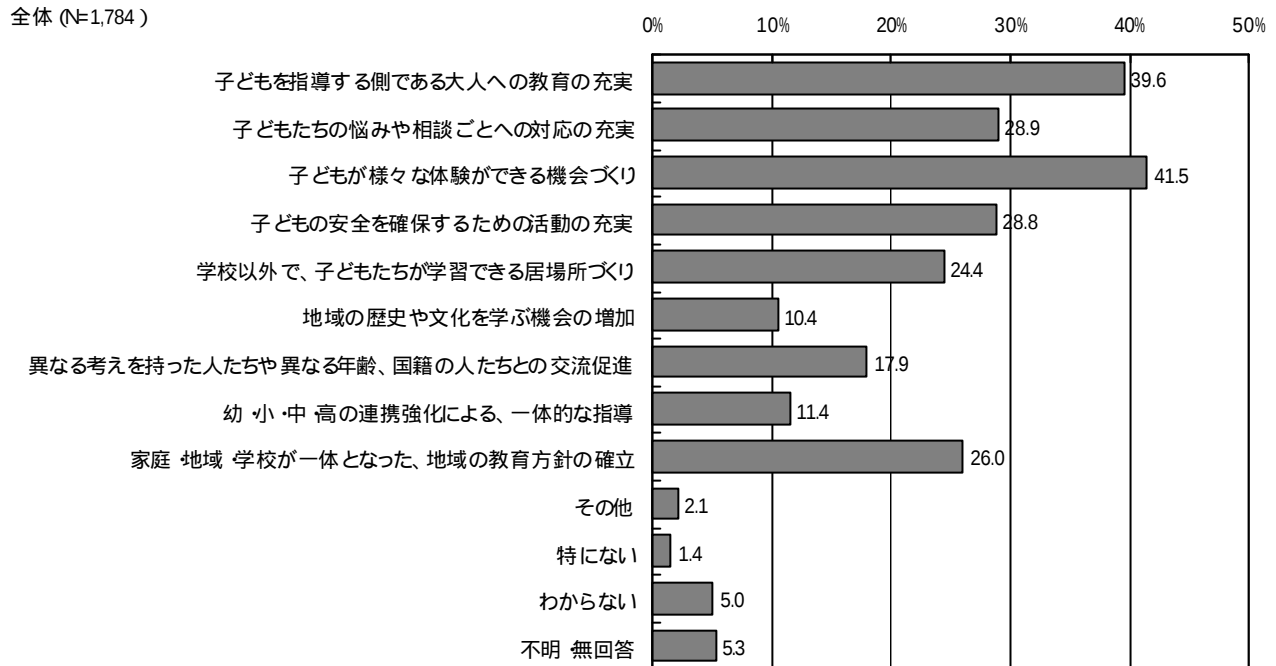


アンケート図表中「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

可児市の子どもの教育のために必要な行政施策について

子どもの教育について必要な行政施策としては、「子どもが様々な体験ができる機会づくり」や「子どもを指導する側である大人への教育の充実」といった項目への要望が高くなっています。

■可児市の子どもが健やかに育まれるようにするために、市が力を入れるべきこと（市民アンケート）

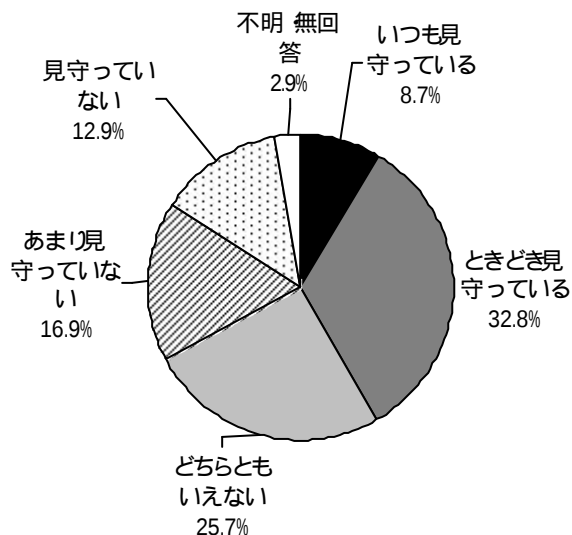


地域での子どものかかわりについて

地域の子どもたちの見守りについては、市民アンケートでの『見守っている』割合が41.5%、児童生徒アンケートでの子どもたちが『見守られていると感じる』割合が58.5%となっています。

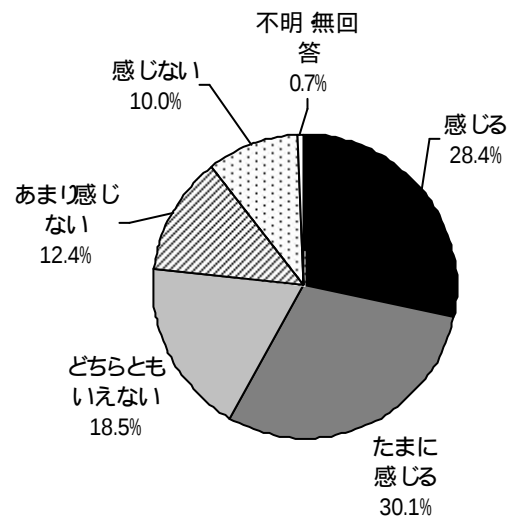
■子どもたちを見守っているか（市民）

全体 (N=1,784)



■子どもたちは見守られていると感じるか（児童生徒）

児童生徒 (N=1,780)



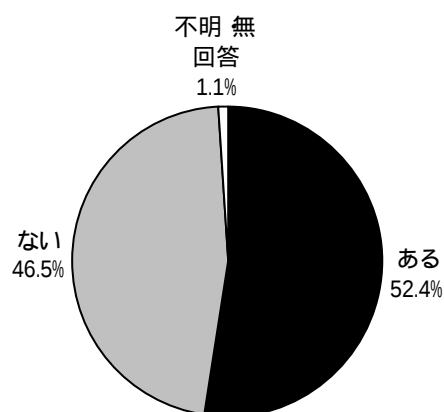
生涯学習活動について

生涯学習活動（ここでは、スポーツ、文化・芸術、ボランティア活動、趣味などの活動も含めて聴いています。）の、ここ1年間の活動状況をみると、活動経験が「ある」と「ない」割合がほぼ約5割で二分しています。また、今後の活動意向では「活動したい」割合（注：活動していない人の「活動したい」または「どちらかといえば、活動したい」割合、活動している人の「活動を続けたい」または「どちらかといえば、活動を続けたい」割合）は約7割と、実際の活動状況を上回り、潜在的に活動の意欲がある市民が多いことが分かります。

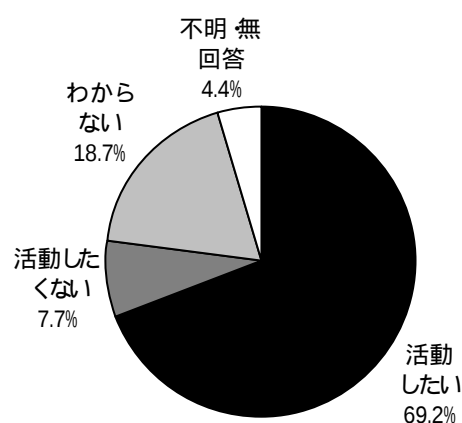
人々が学びたいときに学べるようにするために必要な行政施策としては、「気軽に取り組みやすい雰囲気づくり」「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」が高くなっています。

■ 学習、スポーツ、文化、ボランティア、趣味などの活動経験と今後の意向（市民アンケート）

【活動経験】全体（N=1,784）

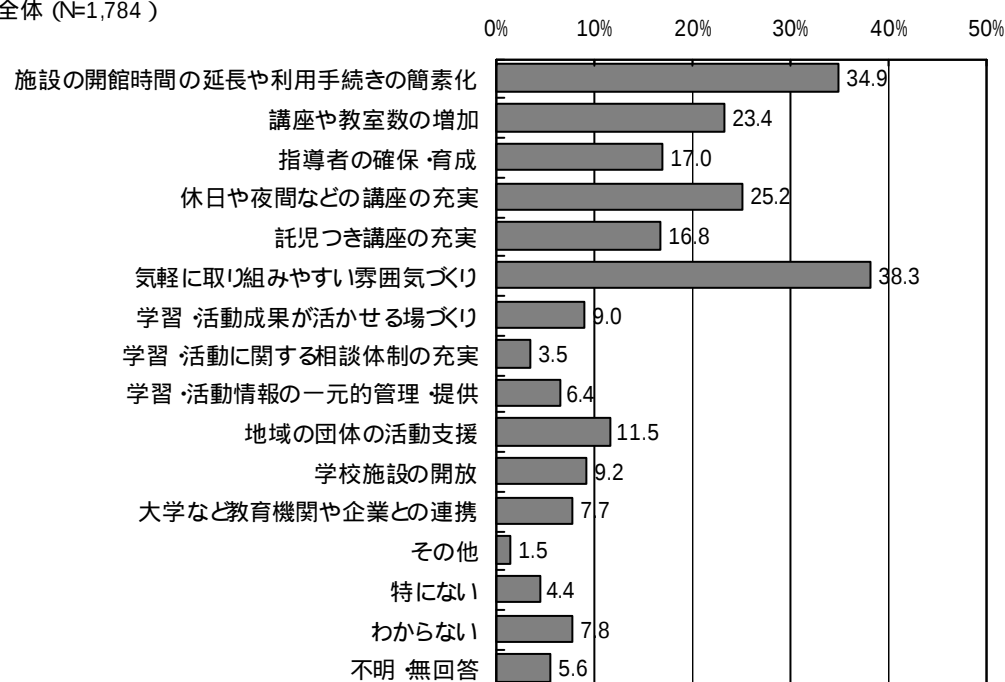


【今後の活動意向】全体（N=1,784）



■ 人々が学びたいときに学べるようにするために、市はどのようなことに力を入れるべきか（市民アンケート）

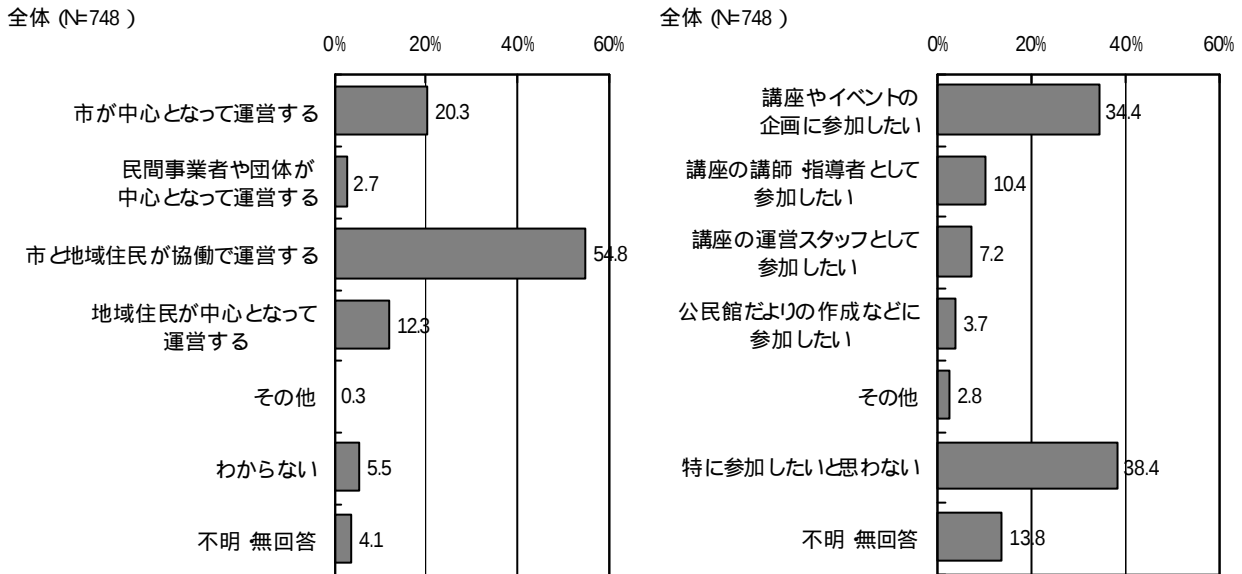
全体（N=1,784）



公民館の運営について

公民館の運営については、半数以上が「市と地域住民が協働で運営する」ことが望ましいと回答しています。また、自身が「今後公民館の運営に参加したいか」という問いには、「特に参加したいと思わない」という回答が最も多くなったものの、「講座やイベントの企画に参加したい」で3割強、「講座の講師・指導者として参加したい」で約1割の回答が寄せられました。

■ 望ましい公民館の運営（公民館アンケート） ■ 今後公民館の運営に参加したいか（公民館アンケート）



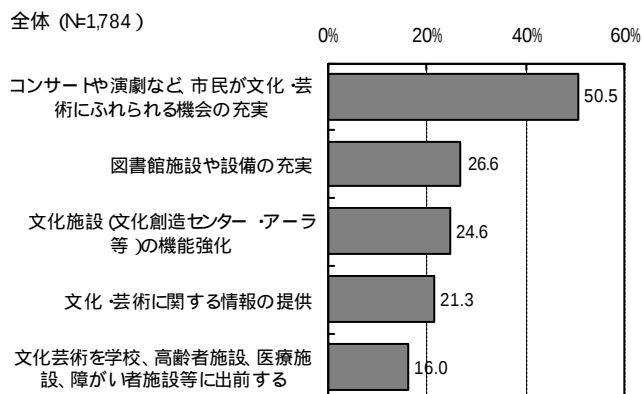
文化・スポーツ活動について

文化・芸術活動の充実のために必要な取組としては、「コンサートや演劇など、市民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も高くなっています。また、「図書館施設や設備の充実」「文化施設（文化創造センターなど）の機能強化」といった、市民の学習施設に対する充実を求める声も多くなっています。

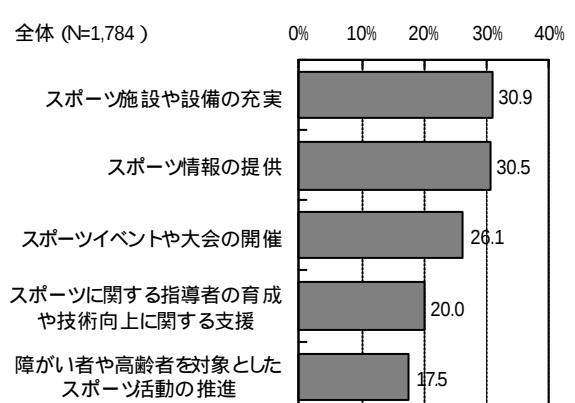
また、スポーツ活動の充実に向けて必要な取組としては、「スポーツ施設や設備の充実」「スポーツ情報の提供」といった項目への要望が高くなっています。

市民アンケート・上位5位までを抜粋

■ 可児市の文化・芸術活動の充実のために必要な取り組み



■ 可児市のスポーツ活動の充実のために必要な取り組み



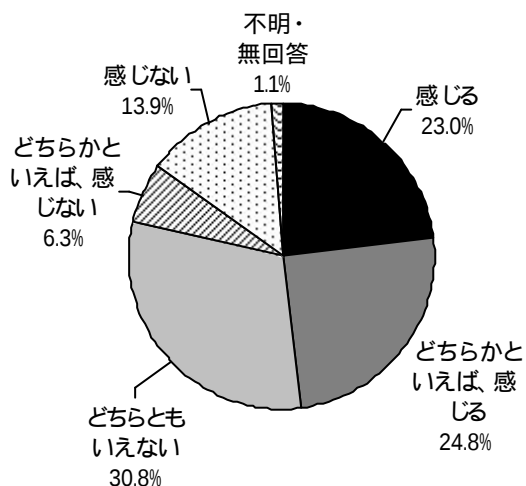
子どもたちの可児市への意識

児童生徒が可児市を「ふるさと」として感じるかでは、『感じる・どちらかといえば、感じる』が47.8%、『感じない・どちらかといえば、感じない』が20.2%となっており、半数近くが可児市に対してふるさととしての親しみを持っています。また、住み続けたいかでは、「どちらともいえない」といった流動的な層が多くなっているものの、43.5%の児童生徒は『住み続けたい』または「一度市外へ住み、将来可児市に戻りたい」と回答しており、居住意向を持っています。

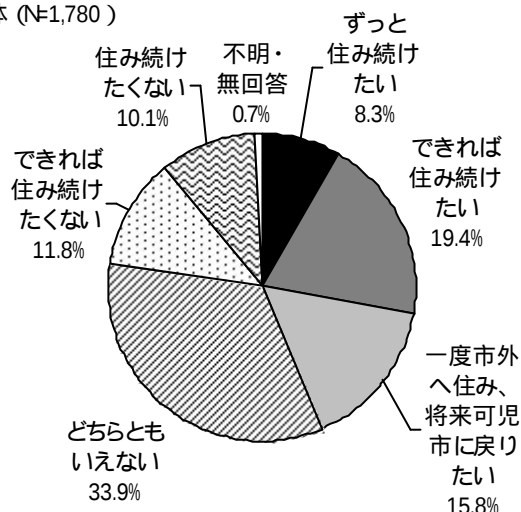
住み続けたい理由としては、家庭や地域、友だちなどの周囲との関係や自然・景観などの環境面をあげる割合が高くなっており、住み続けたくない理由としては遊ぶ場所やお店といった、都市的な魅力の不足をあげる割合が高くなっています。

すべて児童生徒アンケート

■可児市を「ふるさと」とであるとを感じるか
全体 (N=1,780)

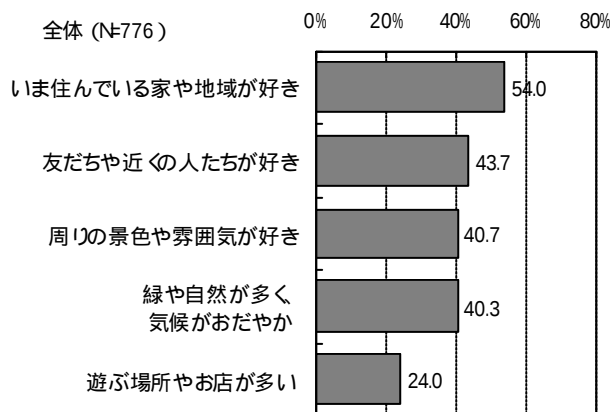


■可児市に住み続けたいか
全体 (N=1,780)

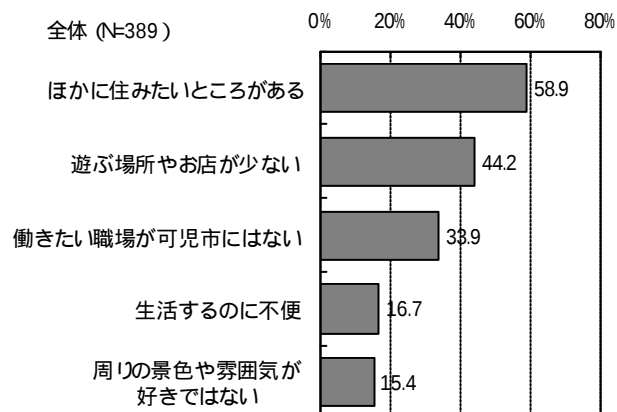


上位5位までを抜粋

■可児市に住み続けたい理由



■可児市に住み続けたくない理由



(2)可児市の教育に関する団体ヒアリング・地域懇談会

前述の市民等アンケート調査のほか、団体ヒアリング及び地域懇談会を実施し、市民の声を聴きました。団体ヒアリングは、可児市で活動している各分野の団体の中から11団体に、活動の中で感じている課題や市の学校教育・生涯学習などの施策に期待することなどについて聴きました。地域懇談会は、各市立中学校区及び兼山小学校区の6地区で、地域の方々に、子どもの教育に関する家庭・地域・学校のあり方や、生涯学習活動、スポーツ活動、文化・芸術活動のあり方などについて聴きました。主な意見などは次のとおりです。

幼児教育・学校教育

幼児教育に関しては、家庭での教育、地域での教育も含めた上での幼児教育の重要性についての意見が多く出されました。特に、基本的な生活習慣を幼児期に身につけさせることの重要性が指摘されました。

学校教育に関しては、学校や教員の負担が増加しているという意見が多く聴かれました。その解決に向けては、家庭や地域がそれぞれの役割を明確にし、学校と協働することや教員への支援が必要であるという提案が出されました。学校が必要な支援を保護者や地域に向けて発信すると協力しやすくなるといった意見も聴かれました。児童生徒数が減少している地域からは、少人数での学校運営を懸念する意見が出されました。

また、メディア・リテラシー教育（情報を活用する力をつける教育）、ボランティアを通じた福祉教育を重視する意見が聴かれました。

【主な意見】

区分	出された意見など
幼児教育	○ 基本的なルールが身につけていない子どもが増えたと感じる。子どもへの基本的な生活習慣の定着を進める必要がある。 ○ 幼児期のしつけは人間として生きていく上で最も重要であり、幼児教育の強化が必要である。
学校・教員	○ 学校や教員が多忙になっている。学校の負担の軽減策（例：保護者への対応についての教育委員会からの支援、教員同士の相談体制、調査回答事務の軽減、PTA・地域との連携など）が必要である。 ○ ゆとりを持てるよう教員に対するケアが必要である。 ○ 陰湿・巧妙化するいじめへの対応として、教員の忙しさの解消による子どもと向き合える時間づくりが必要である。 ○ 教員の指導力・資質の向上が必要である。 ○ 教員と児童生徒の立場に対する認識が薄れてきていると感じる。
小中学校の教育環境	○ 少人数の学校では大人数の中で社会性などを学ぶ機会に欠けるのではないかな。 ○ 少人数のため部活動が十分行えていない学校がある。 ○ 児童数や人口の偏りが出ないような学区編成が必要である。

区分	出された意見など
小中学校の 教育内容	○携帯電話の利用に伴う危険が増大しており、情報教育（携帯電話・インターネットなどの活用方法）が必要である。 ○本来の意味でのボランティア活動を子どもたちに浸透させるために、より一層の福祉教育の推進が必要である。 ○社会で生きる力を養うために、心を鍛えることが重要である。 ○社会では組織での行動が重要で、立場の違いを教えることが必要である。 ○子どもの競争心が低下していると感じる。 ○外国人児童生徒に対し、個に応じた支援や進学支援が必要である。 ○農業などの体験活動の継続・充実をしてほしい。 ○不登校児童生徒に対する適応指導教室の時間の拡大など、対応を充実してほしい。 ○試行的な小中一貫教育を実施してはどうか。
家庭や地域 との連携	○地域の人が学校に行きやすいよう開かれた学校づくりを進めてほしい。 ○学校・家庭・地域間の役割分担を明確にすることで学校の負担を減らせるのではないかな。 ○教員が負担なく地域に依頼できる体制やサポートする仕組みがあるとよい。（地域の人材バンクなど） ○学校と保護者が一緒に取り組む行事が減少していると感じる。 ○学校との連携は、地域が主導しにくいいため、学校側からの積極的な働きかけがあるとよい。（学校と地域との懇談会の開催など）

家庭の教育力・地域の教育力

核家族化や近隣関係の希薄化により家庭の教育力が低下しているという指摘が多く聴かれました。その解決に向けては、保護者への相談の場の提供や、子育てに関する情報提供の充実による保護者自身への支援・指導と、家庭で不足している子どもへの教育を、地域が支援していくような環境づくりが必要であるといった意見があげられました。

また、本当に支援や情報が必要なのは学習活動や相談の場に来ない家庭であるため、人が多く集まるショッピングセンターを活用するなど、柔軟な対応ができるとよいといった提案も出されました。父親の家庭教育学習への参加や事業主のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する意識づくりも求められています。保護者の視点からは、放課後に子どもが安心して過ごせる居場所づくりを求める声が聴かれました。

地域の教育力に関しては、公民館まつりなどイベント時の子どもとの交流、あいさつ運動、地域の見守り活動などが進められており、今後も地域が子どもにかかわり、地域で子どもを育てていこうという意見が多く聴かれました。ただし、「E d u c e 9」については、市民に十分浸透していないという意見も聴かれました。

【主な意見】

区分	出された意見など
保護者の状況	○子育て家庭の孤独感、不安感が増大していると感じる。 ○家族間のコミュニケーション減少、親子関係の崩壊がみられる。 ○モラルが低下している保護者がいる。 ○過保護な保護者が増えていると感じる。
子どもの状況	○あいさつをする子どもが増えた。あいさつ運動が浸透している。 ○いつもジャージを着用しているためにメリハリのある生活習慣が身に付かないのではないか。 ○子どもの自転車マナーが悪化しており、交通安全教育を推進してほしい。 ○地域で子どもを見かけることが少なく、子どもの状況が分からない。学校やPTAの情報を地域で共有できるとよい。
子育て支援	○子育てに関する情報選択の難しさがある。 ○相談の場があることなどが十分周知されていないと感じる。支援が必要な人に、必要な情報が届いていないのではないか。 ○学習の場に参加できない(しない)保護者への働きかけが必要である。 ○相談など家庭の教育力を底上げできる場の機能強化が必要である。 ○ショッピングセンターで講座を実施するなど、身近な学習の場を提供する体制づくりが必要である。 ○父親が参加できる学習の場の提供が必要である。 ○体験イベントのような気軽に参加できる学習機会の提供、分かりやすい学習内容の工夫が必要である。 ○学習の場に親が参加するには託児の配慮が必要である。 ○企業が子育て家庭に対し配慮することが必要である。 ○家庭の教育力の低下を地域がカバーできる環境づくり、他人の子どもでも叱りあえる風土づくり・PRが必要である。
子どもの居場所	○子ども同士が交流できる場(遊ぶ場所)が減っている。 ○放課後に子どもが安心して遊べる居場所づくりが必要である。
地域活動	○公民館まつりや花いっぱい運動が交流のよいきっかけとなっている。 ○地域の自然を生かした体験活動で子どもと交流をしている。 ○大人が子どもの手本となる意識づくりが必要である。 ○「おはよう」「こんにちは」だけでなく「ありがとう」を言えるようなあいさつ運動を進めたい。 ○地域での見守り活動が推進されていることは良いことだと思う。 ○見知らぬ人に声をかけられたと思う子どもがおり、声かけの難しさを感じる。 ○地域活動や防犯面で、過保護すぎる保護者と無関心な保護者のそれぞれに問題があるため、保護者への啓発が必要である。 ○祭りなどの地域活動を行うには、地域内でのネットワークづくりや団体間の連携が大切である。 ○子どもがコミュニケーションを学ぶことができる、地域の集いの場(多世代交流の場)があるとよい。 ○地域や保護者への「E d u c e 9」の分かりやすい啓発が必要である。

生涯学習、スポーツ活動、文化・芸術活動、歴史の継承

生涯学習については、公民館が各地域にあることや、市広報誌・公民館だよりで情報が発信されていることなどから、充実していると評価する意見がある一方、小さな子どもがいるなどの個々の事情に応じた、活動しやすい工夫や支援が必要であること、施設別に提供されている情報をまとめるといった改善点があるという意見が聴かれました。

市の施設については、公民館や文化創造センターが活発に利用されているものの、交通の便や利用手続きの面からやや利用者が限定されているため見直しが必要であるという意見、図書館などの学習施設の充実を求める意見が聴かれました。

また、個人の趣味の活動と、行政が支援すべき活動を明確にしていく必要があるといった意見もあげられました。

スポーツ活動については、U N I Cの役割やあり方を明確にすべきであるといった意見が出されました。

歴史の継承については、地域の祭りが文化の継承や地域の交流の機会となっており、継続したいとの意見が出されました。

【主な意見】

区分	出された意見など
情報提供	○施設別に情報が提供されていることが多いため、目的に応じた市全体の情報が得にくい。近隣市町も含め施設情報が一元化されるとよい。
学習環境	○子育て中の母親が学習することに対する周囲の理解が必要である。 ○保護者が学習活動に参加するために託児を充実してほしい。 ○飲食ができないため利用しにくい施設がある。 ○公民館、文化創造センターの使用申込み期間などに煩雑さ、困難さがあるので、見直されるとよい。 ○外国人市民が定住していくために、日本文化の伝承の機会づくりが必要である。 ○趣味としての活動だけでなく、職業能力の向上や社会活動への参加に向けた活動機会の提供があるとよい。 ○個人の趣味の活動と、市が支援すべき活動の明確化が必要である。 ○定年後に急に学習活動や地域活動へ参加することは困難であり、若い頃から活動できる機会があるとよい。 ○学習活動に参加できない(しない)人への配慮や働きかけが必要である。 ○車に乗ることができない高齢者や障がい者などへの配慮としてバスの巡回や近くの集会所での講座開設など、参加しやすい環境づくりが必要である。 ○公民館などに活動の相談窓口が整備されるとよい。
図書館	○市立図書館本館の規模が小さい。駐車場が不足している。 ○子どもの読書活動を支える人材の育成が必要である。

区分	出された意見など
スポーツ活動	○ スポーツを通じた子どもの縦の学びや地域との交流を充実させたい。 ○ U N I C は地域に浸透していないと感じる。地域全体でかかわることができるような U N I C の発展、魅力的な組織づくりが必要である。 ○ 少子化により活動できなくなっているスポーツ団体がある。 ○ グラウンドや広い遊び場が不足している。
文化・芸術活動	○ 公民館や文化創造センターの利用者が限られているため、より多くの市民がこれらの施設を利用できる仕組みづくりが必要である。 ○ 子どもの文化活動の機会が少ない。体験できる場が必要である。
歴史の継承	○ 文化財の発掘に関する目的・内容について地域住民に知らせることで興味を持ってもらえると思う。 ○ 地域の神社などの祭りで地域交流ができている。 ○ 祭りなどの行事がない地域では、地域の交流の機会が少ない。

団体の活動（関係団体ヒアリングより）

多くの団体からリーダーや役員など担い手の不足があげられました。次の役員へ活動内容をスムーズに引き継げるよう、活動の方針・マニュアルなどの作成が課題であるといった意見も聴かれました。また、同じような目的で活動している団体間や行政と、連携をとりながら活動を進めたいといった提案もあり、団体活動のネットワーク化も求められています。団体の活動に対し、協働を基本とした行政の支援を求める意見も聴かれました。

【主な意見】

区分	出された意見など
活動の課題	○ 役員の負担が大きい。 ○ 団体の担い手が不足している。（少子化、高齢化、人材育成の遅れ） ○ 役員の交代による活動の継続性の不足を補うための活動指針、マニュアルなどの整備が必要である。 ○ 団体に所属するメリットが不明確になってきている。 ○ 団体間、行政との協力体制づくりやネットワーク化が必要である。
行政支援	○ 役員の負担が大きいため、事務局へ行政から助言や支援があるとよい。 ○ 活動拠点の提供、補助金など支援があるとよい。 ○ 企業の子育て支援に関する情報の整備が必要である。 ○ 担当課が複数であるとそれぞれの窓口で同じ説明をしなくてはならないため、庁内の連携と情報共有をしてほしい。 ○ 対等な立場での行政と団体間のタイアップを検討したい。

3 可児市における課題まとめ

可児市の教育に関するこれまでの様々な取組や統計データ、アンケートなどの結果を踏まえ、分野ごとの課題を以下のようにまとめました。

(1) 幼児教育・学校教育

幼児教育

- 全国的に、保育園と幼稚園の持つ「保育」「幼児教育」双方の役割が近づいてきており、就学前の保育・教育を一体的に行う「認定こども園」といった枠組みもできています。このようなことも踏まえ、幼稚園、保育園が連携した幼児教育の推進を検討する必要があります。
- 基本的なルールを守れない子どもの増加や生活のリズムの乱れなどが指摘されており、そのため就学後に集団生活になじめない「小1プロブレム」も問題となっています。子どもたちに、幼いうちから「規範意識」や「基本的な生活習慣」を定着させる必要があります、また幼稚園、保育園と小中学校との連携も求められています。

学校教育

- アンケートでは、「希望する高校や大学に進学する」ことを目的として勉強する子どもが多く見受けられます。競争としての学習ではなく、自身の興味・関心や向上心を持って生涯学び続けられるよう、学ぶ楽しさを伝える必要があります。
- アンケートでは、子どもに望むこととして「思いやりや優しさ」「ルールやマナーを守る」ことがあげられています。携帯電話やインターネットを使ったいじめが問題となっており、心の教育や規範意識の定着、メディア・リテラシー教育などに、より一層取り組む必要があります。
- 近年では、基本的な生活習慣と子どもたちの学習意欲や体力、気力などの関連性が明らかになっており、家庭とともに、学校・園、さらに地域も一体となって、子どもの基本的な生活習慣の定着を図る必要があります。
- 地域懇談会などでは、支援が必要なことについての情報を学校から地域へ積極的に発信し、地域がその提案を受けて実行するという仕組みづくりが必要であるとの声が多く聴かれました。情報共有と役割分担を明確にし、「E d u c e 9」による家庭、地域、学校が一体となった教育を、より一層推進する必要があります。
- 子どもの学力については、過去3年の全国学力学習状況調査より、ほぼ全国平均以上の水準にあるといえます。分野別では、小学校国語の知識と活用、算数の活用で、全国平均以上の水準にありました。ただし、算数の知識では全国平均を若干下回る傾向にあり、今後は、算数の基礎的・基本的な内容の定着を一層図る必要があります。なお、中学校では、国語の知識と活用、数学の知識と活用の過去3回すべてで、全国平均以上の水準にありました。

- 子どもの体力や運動能力については、平成21年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、全国平均より下の水準にありました。今後は、学校での授業はもとより、学校生活での体力づくりや、クラブ活動・部活動の活発化、生涯学習やスポーツ振興など総合型地域スポーツ・文化クラブ（U N I C）など、様々な機会を利用して子どもがスポーツに親しみやすくする必要があります。
- 平成17年に施行された「食育基本法」の中で、食育は“生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの”とされています。健全な心と身体を培うためにも、栄養面はもちろんのこと、地産地消や食文化といった視点も踏まえた、楽しい給食環境の提供などを通じて食育を推進する必要があります。
- アンケートでは「教員の指導力の向上」が最も重要な事項であるととらえられています。教育現場では教員の多忙さなどが指摘されていることから、指導力の向上を図る研修の充実とともに、教員への支援が必要です。
- 障がいの重度・重複化や多様化、学習障がいや高機能自閉症などの発達障がいのある子どもの増加への対応が課題となっています。障がいのある子どもに対し、それぞれの特性に応じた教育や指導を推進する必要があります。
- 特に中学生において不登校の生徒数が増加傾向にあります。小学校から中学校に進学した際に環境変化にうまくなじめない「中1ギャップ」も問題となっており、それぞれの子どもの持つ背景や原因などに配慮しながら、小中学校が連携して不登校の未然防止や早期発見・早期対応を行う必要があります。
- 「ばら教室K A N I」や各小中学校国際教室の充実、高等教育への進学支援などにより、外国人の子どもたちが、教育を受ける機会を等しくするような支援が求められています。
- 学校区による児童生徒数の増減に差があり、通学区域の再編などを検討する必要があります。
- 児童生徒数が減少している地区においては、学校の空き教室の有効活用方法などを検討する必要があります。
- 子どもたちが安全・安心に暮らせる学校環境をつくるとともに、避難所としても機能するよう、老朽化した学校施設の改築や耐震化を引き続き推進する必要があります。
- 保護者の就労形態の多様化などにより、放課後に一人で過ごす子どももみられます。放課後に安心して過ごせる居場所づくりを進める必要があります。
- 子どもたちが豊かな心と地域への愛着を育めるよう、多様な人材の参画により様々な体験ができる機会をつくる必要があります。

(2)家庭の教育力・地域の教育力

家庭の教育力

- アンケートによれば、ここ10年間に「家庭の教育力」が低下していると市民は感じています。保護者のモラルの低下なども指摘されており、子どもの手本となるべき保護者への教育が必要となっているため、家庭教育の重要性について伝えていく活動の充実と、学習の

場へ来られない保護者などへの対応を進める必要があります。

- 子育てサロンなど相談の場を活用し、関係団体などとの連携のもとで、家庭教育に関する相談・情報提供を充実する必要があります。
- 核家族化や共働き世帯の増加、ライフスタイルの多様化などに伴い、子どもたちが人とのかわり合いを持ちにくくなっています。家庭教育の基本として、家庭内での親子のコミュニケーションを重視した施策を推進する必要があります。
- ゲームやインターネット上の、青少年にとって有害な情報の流通が大きな問題になっているため、保護者も含め、情報メディアの適切な利用に関する教育・啓発を進める必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの重要性が高まっていることも踏まえ、事業者などの理解も得ながら、子育て支援や家庭教育の重要性について普及・啓発する必要があります。また、「大人の働く姿を見せる」ことも教育として重要です。

地域の教育力

- 地域の大人が周囲の子どもに関心を持つことで、まちぐるみで子どもを育てる機運が高まります。地域・公民館まつりなどをはじめとした、活発に行われている子どもと地域との交流機会をより一層充実させ、「E d u c e 9」を周知し、より幅広く浸透させる必要があります。
- 携帯電話の普及などに伴い、大人が子どもの行動を把握できにくくなっています。携帯電話を使ったいじめなど、子どもの問題行動に対し、周囲の大人たちが、日常的に子どもの生活を見守り、心のケアなども含めて指導する必要があります。
- お互いの顔が見える地域づくりは、子どもを狙った犯罪や交通事故の防止に効果を発揮します。あいさつ運動や多世代のふれあいなど、日常的な交流を通じた、安全・安心な地域づくりを進める必要があります。あわせて、地域活動への外国人市民の参加促進や教育・子育て支援に関する相互援助活動を促進する必要があります。

(3)生涯学習

- アンケートでは、自分の生活を「充実させる」「生き生きと暮らす」ための生涯学習活動が求められています。自己実現型（自分の生活を豊かにするための学習）の生涯学習はもちろんのこと、今後はさらに社会還元型（学んだ知識を地域に生かす学習）の生涯学習へと広がりを持たせ、個人と行政の役割分担を明確にしながら、学んだ知識や技術など、生涯学習の成果を、ボランティアなどで広く還元していく場や機会を充実する必要があります。
- アンケートでは、生涯学習活動への参加意向のある割合が高いため、このような潜在的な活動希望者を、実際の活動につなげていくための、気軽に参加できる場やコーディネート機能などを充実する必要があります。
- 本格的に到来する高齢社会を踏まえ、豊富な経験や知識・技能を持つ高齢者層のマンパワーを、生涯学習の場でも有効に生かせるようにする必要があります。

- アンケートでは、20代、30代は仕事が忙しいなどの理由から生涯学習活動を行わない（行えない）ことが明らかになっているため、活動の時間帯などに柔軟性を持たせる必要があります。
- 障がいの有無や国籍などに関係なく学習を行える環境づくりのため、公民館などの生涯学習施設や、提供する情報などを、だれもが使いやすいものとする必要があります。
- 身近な学びの場として公民館をさらに有効活用するとともに、市民参画による効率的な運営を進める必要があります。
- 図書館本館については、施設が狭いことや老朽化などの課題があります。図書館施設の利便性を高めるとともに、より市民が利用しやすい環境をつくる必要があります。

(4) スポーツ活動

- 気軽に、身近でスポーツにふれあい、活動できる環境は、健康づくりの視点からも有効なものであるといえます。健康維持のための軽スポーツ活動や楽しんで取り組めるスポーツ活動の機会を提供するとともに、スポーツ施設の整備などの環境整備も必要です。
- 総合型地域スポーツ・文化クラブ（UNIC）を普及し、多くの市民が参加できるよう推進していく必要があります。
- 地域に根ざしたスポーツ活動は、地域づくりや、集団での活動を通じたルール、マナーの定着などに結びつきます。地域を基盤としたスポーツ少年団活動を支援し、子どもの健全育成や体力・運動能力の向上を図る必要があります。
- 平成24年には「ぎふ清流国体」の開催が予定されており、県内各地で様々な競技が開催されます。このようなことも踏まえ、各競技スポーツの団体活動を支援し、競技技術を高められるようにする必要があります。

(5) 文化・芸術活動、歴史の継承

- アンケートでは、「文化・芸術にふれられる機会の充実」を求める回答が多くなっています。質の高い文化・芸術を身近で楽しめるよう、鑑賞などの機会を充実する必要があります。
- 市民が主役となったコンサートや演劇など、市民が自ら文化・芸術活動に参加するとともに、積極的に活動できるよう、表現する場の提供などの環境をつくる必要があります。
- 本市の特徴的な施設である文化創造センターを有効活用するとともに、全国に向けて可児市の文化を発信することが必要です。
- 個人の創造性や表現力を高め、質の高い文化・芸術作品が生み出されるよう、文化協会をはじめ、公民館などで実施されている各種サークル活動など、各種団体の活動をより活性化する必要があります。
- 本市の貴重な財産である文化や歴史を次世代に引き継ぐことは、市民の責務でもあります。美濃焼や流鏑馬祭りなど本市の文化や歴史を保存するとともに、広く市民に普及することで理解を深め、「ふるさと可児」の文化や歴史を定着・継承する必要があります。

第 3 章 基本構想

1 計画の基本理念

人は、家庭や地域、学校や職場などでたくさんの人とかかわり、様々な経験を積むことで成長していきます。教育や学習は、市民一人一人が自分の人生を切り拓き、豊かに生きていくために欠かすことができないものです。

“教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。”と教育基本法には教育の目的が示されています。「教育」は可児市の最も大切な財産である「人」をつくるものであるといえます。

広い世界で生き抜く力と人を思いやる心を育むとともに、ふるさと可児を築いた先人たちの思いを大切に、幅広い学習活動を通じて市民一人一人の意欲や能力を高め、生かしていくことが大切です。さらに、こうした「ひとづくり」が「まちづくり」「ふるさとづくり」につながっていくよう、本計画の基本理念を次のように掲げます。

ともに学び、ともに育み、だれもが輝くまち・可児
～みんなで取り組む ひとづくり まちづくり ふるさとづくり～

【基本理念に込めた思い】

子ども自身が自ら学ぶ力を伸ばし、たくさんの仲間と「ともに学ぶ」学校や地域をつくります。さらに、家庭や地域、学校や職場などが、それぞれの役割を果たしながら力を合わせて、可児市で育つすべての子どもたちを「ともに育む」ことを目指します。

また、市民が生涯学習を通じて自分の生きがい、健康、仲間づくりを積極的に行い、「ともに学ぶ」ことで、だれもが生き生きと輝くまちをつくります。

このような「だれもが輝くまち・可児」をつくるため、すべての市民の参画で「ひとづくり」「まちづくり」そして地域に誇りと愛着を持てるよう「ふるさとづくり」を進めます。

2 計画の基本的視点

今後10年間で目指す可児市の教育の姿を示した基本理念を実現するために、本計画全体で大切にするすべての分野に共通する考え方として、次の3つの視点を持って、各施策に取り組みます。

(1) 市民みんなで取り組む視点

子どもの教育については、これまで取り組んできた「家庭・地域・学校が協力して、子どもの力を引き出し、伸ばし、鍛える」E d u c e 9をさらに進め、まち全体で子どもを育てる意識を持ちます。また、だれもが安全・安心に暮らせるよう、家庭や地域が支え合いながら地域づくりと連携した教育を進めます。

学習活動については、市民が、生涯学習、スポーツ、文化・芸術活動に自発的、主体的に取り組めるよう支援します。学び、活動する意欲を持ったすべての市民が自分を高めるとともに、自己実現だけにとどまらず、その成果を、広く社会で生かせるようにします。

(2) 一人一人を大切にする視点

お互いに尊重して個々の持つよいところを伸ばし合い、価値観や個性の違いを認めながら、市民だれもがいつでもどこでも学べる教育環境づくりを進めます。

さらに、教育、学習活動のすべての場面で人権が尊重される風土をつくり、障がいの有無や年齢、国籍などに関係なく、だれもが学び、育まれるようにします。

また、子どもたちが教育を通じて自分や他人を大切にすることや、命の大切さを理解できるようにし、健全な人権意識の定着を目指します。

(3) ふるさとへの誇りと愛着を育む視点

まちの歴史や文化、自然、環境を生かした教育、学習活動を進め、可児市に暮らす市民や、可児市で生まれ、育ち、未来を担っていく子どもたちの「ふるさと可児」への誇りを育みます。

また、人との交流・ふれあいを大切にすることで、ともに支え合う意識や地域を大切にす
る気持ちを育み、「ふるさと可児」への愛着を深めます。さらに、行事や地域活動を通じて自分たちが教わったことを次の世代へ引き継ぐことができるひとづくりを進めます。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、分野ごとに次のとおり基本目標を掲げます。

基本目標 夢に向かって生き生きと学べる幼児教育・学校教育

急速に変化する社会に柔軟に対応できる能力や資質を育成し、子どもたちに確かな学力、夢に向かって努力する力をつけるとともに、人間としてのあり方や生き方について学ぶ心の教育活動を充実します。また、子どもたちの意欲に応じ、多様な体験・交流の機会をつくり、子どもの豊かな心を育てる幼児教育・学校教育を進めます。

安全・安心な教育環境を整備するとともに、個々の事情にあわせて、子どもたちの知育、徳育、体育、食育などのあらゆる育ちを支援します。

基本目標 あたたかさとしんしさをもちつ家庭づくり・地域づくり

家庭、地域、学校がそれぞれの果たす役割を認識し、連携して子どもに対してあたたかさとしんしさをあわせもち、教育活動を進めます。

保護者が子どもの良い手本となり、子どもの健全な心身や規範意識を育む家庭をつくることのできるよう、家庭の教育力向上に向けた施策を推進します。また、まち全体で地域の子どもの育てる意識を醸成し、地域の活動を支援します。

基本目標 市民の意欲と能力を伸ばし、生かす生涯学習

市民の学習意欲を高め、自己の生活を豊かにする生涯学習活動を支援します。また、市民が自ら取り組む生涯学習活動の活性化に向け、幅広い生涯学習の機会を提供します。

障がいの有無や年齢、国籍などに関係なく、だれにとっても参加しやすいような生涯学習環境の整備を図るとともに、各個人がその学習の成果を生かし、広げていくことができる環境づくりを進めます。

基本目標 健康、生きがい、人とのつながりをつくるスポーツ活動

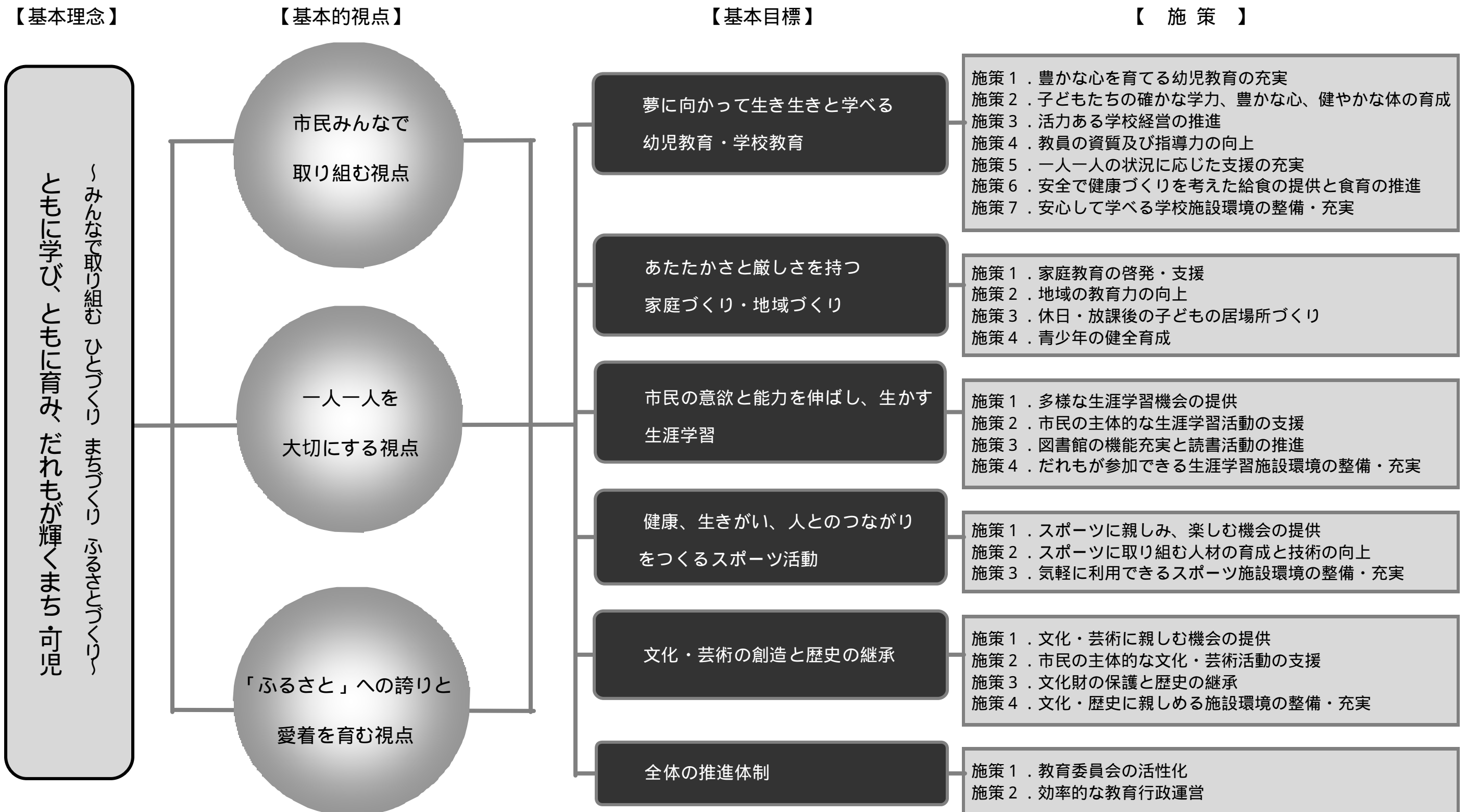
健康・体力づくり、そして、生きがいづくりのため、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めます。また、スポーツ活動を通じた仲間同士のふれあいや交流を活性化するとともに、より高い競技技術を求めることで心と体の両面を鍛えることのできる活動を進めます。

基本目標 文化・芸術の創造と歴史の継承

市民だれもが質の高い文化・芸術にふれられる環境を整備するとともに、一人一人が主体的に活動に取り組み、文化・芸術活動に参加できるよう支援し、個性豊かな特色ある文化が育っていくような環境づくりを進めます。また、可児市の歴史・伝統文化を知り、学ぶ機会を充実するとともに、次世代に引き継ぎます。

4 施策の体系

本計画の施策体系は次のとおりです。また、基本目標とあわせて「全体の推進体制」を位置づけ、計画全体の着実な推進に努めます。



基 本 計 画 各 論

各施策のページの記載内容について

【施策の目標】・・・施策の取組によって目指すもの、5年後の姿です。

【主な取組】・・・施策の目標の実現に向け、具体的に取り組む主な事業の内容です。

【家庭・地域・市の役割】・・・施策の目標の実現に向け、家庭・地域・市がそれぞれ担う役割です。市の役割には、教育委員会事務局各課、各教育機関及び各学校の役割のほか、関連する市役所他部署の施策も記載しています。

【参考となる指標】・・・施策の達成状況は、数字で示すことができるものばかりではありませんが、その進捗状況の参考として、具体的に数値を測ることができる取組について、開催回数・参加人数や市民アンケートの満足度などを記載しています。

第4章 基本計画各論

基本目標 夢に向かって生き生きと学べる幼児教育・学校教育

幼児教育・学校教育の目標が達成されるよう、教育を受ける子どもたちの心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければなりません。また、この場合において、教育を受ける子どもたちが、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければなりません。子どもたちが自立して社会で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その発達段階ごとの課題に対応しながら、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとして、社会で生きていくための基礎となる、知・徳・体のバランスのとれた力を育てます。このような力をすべての子どもに養うため、一人一人の状況に応じた支援をするとともに、学習内容、教育環境、教育条件の質の向上を図り、だれもが安心して子どもを学校に通わせ、優れた教員のもとで教育を受けることができるよう、基本目標 では、今後5年間で次の7施策を行います。

【施策の体系】

基本目標
夢に向かって生き生きと学べる
幼児教育・学校教育

施策1 豊かな心を育てる幼児教育の充実

施策2 子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

施策3 活力ある学校経営の推進

施策4 教員の資質及び指導力の向上

施策5 一人一人の状況に応じた支援の充実

施策6 安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進

施策7 安心して学べる学校施設環境の整備・充実



幼稚園でのどろんこ遊び



電子黒板を使った授業

施策1．豊かな心を育てる幼児教育の充実

【施策の目標】

幼児期の教育は、子どもの人格を形成し、生きる力の基礎を育てるための重要なものです。

市内各幼稚園において体験学習や地域住民との交流で子どもの豊かな心を育てるとともに、遊びを通じた指導で規範意識の芽生えや基本的生活習慣を定着させます。幼稚園教員、保育士、小中学校教員の合同研修や情報の共有などにより、幼稚園・保育園と小中学校の連携を強化し、就学前教育から小学校教育への移行をスムーズに行います。

【主な取組】

（１）規範意識の芽生えや基本的な生活習慣の定着

幼児期における規範意識の芽生えを遊びの中で培い、あいさつの習慣や給食のマナーを通して規則正しい生活リズムなどの生活習慣を定着させます。

（２）幼稚園・保育園・小中学校の連携、交流

- 幼稚園教員、保育士、小中学校教員の合同研修を通して、小1プロブレムなどの課題を共有し、小学校以降の生活・学習の基礎を培う指導の在り方に関する研修を進めます。
- 園児が小学校を訪問して児童と一緒に遊んだり、中学生が園を訪問して遊びを提供したりするなどの異年齢の交流を通して、相手を思いやる態度やルールを守って遊ぶ社会性を育てます。

（３）豊かな心の基礎を育てる活動の推進

- 自然や動植物とかかわることで、豊かな感情を育て、好奇心・探究心などの基礎を培うため、どろんこ遊びや川遊び、農作物の収穫体験など各幼稚園での体験活動を支援します。
- 感性を豊かにし、落ちついた心を育てるとともにコミュニケーション能力の発達を促すため、各幼稚園での絵本の読み聞かせを推進します。

（４）地域との交流の推進

地域の高齢者などとふれあう機会を通して、日本の伝統的な行事や遊びなどを伝え、また、相手を思いやる心を育てます。

（５）幼稚園での子育て支援の充実

- 私立幼稚園へ就園している保護者に対し、可児市私立幼稚園就園奨励費補助金により、収入の額に応じ、支援します。
- 可児市教育研究所¹²が中心となって、子育てに悩む保護者への相談窓口を設けるなど、子育て支援を充実させます。

¹² 可児市教育研究所

教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行う機関。

- 認定こども園など、幼保一体化や一元化などの方向性について、国の動向を注視しながら、研究を進めます。

(6) 私立幼稚園への助成

- 可児市私立幼稚園教材費補助金により、園児の使用する教材費について支援します。
- 可児市私立幼稚園施設整備補助金により、私立幼稚園の新設や増設等の施設整備に対して支援します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● あいさつや食事など基本的生活習慣に関する家庭のルールづくり ● 家庭内でのしつけの定着 ● 子どものよさを認め、励ます・愛情を持って叱る ● 地域行事への参加など、子どもを含めた地域との積極的な交流 ● 幼稚園・保育園の行事への積極的な参加 ● 家庭教育の重要性の認識と、家庭教育学級など子育て世代の情報交流の場への積極的な参加
地域	● 子どもやその保護者とのあいさつなどの日常的な交流 ● 保護者への子育てに関する助言・支援や見守り ● 気軽に利用できる地域の子育て支援やふれあいの場づくり ● 幼稚園・保育園の体験活動、交流事業への積極的な参加
市	● 幼稚園での教育・保育の実施（学校教育課） ● 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携交流事業の実施（学校教育課） ● 幼稚園での体験活動・地域交流活動の奨励・助言（学校教育課） ● 保護者を対象とした相談会など、子育て支援の実施（学校教育課） ● 乳幼児学級・家庭教育学級の開催・運営支援（生涯学習課） ● 私立幼稚園就園奨励費の支給、私立幼稚園各種補助金の交付（学校教育課） ● 保育園での保育の実施、児童センター・児童館の運営（こども課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
幼稚園・保育園・小中学校教育連携研究会開催回数	開催回数（回）	0	2	3
小中学校と幼稚園・保育園の交流会開催回数	交流会開催回数（回）	0	1	2
「幼児教育に関する施策の充実」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.10	3.15	3.25

施策2．子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

【施策の目標】

子どもたちが将来に夢や希望を持ち、可児市の願う子ども像である「自分のよさを発揮し、たくましく生きる子」となるよう、新しい学習指導要領が示す内容を確実に定着させ、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます。

【主な取組】

（１）確かな学力の向上

- 児童生徒が楽しく学べるよう、日々の授業改善により、できる授業・分かる授業の実現を図ります。
- 児童生徒の学力（知識・活用の能力）状況を把握し、指導方法などに反映させます。
- 聞くこと・話すことの基本姿勢の定着や、言語活動の充実に重点的に取り組みます。
- 学力と家庭生活とのかかわりを、「家庭生活5つのポイント（60ページ基本目標 施策1(4)参照）」を通して家庭・地域に示し、啓発に努めます。
- 学校図書館員による利用指導、各学級での朝読書などを通して、学校における読書指導を充実します。

（２）豊かな表現力の向上

- すべての学習を通して、自分の考えなどを発表する場を積極的に提供することにより、児童生徒のコミュニケーション能力を高め、伝え合うことの楽しさを実感させます。
- 科学作品展・社会科作品展・小中美術展・小中音楽会・芸術鑑賞会・生徒会サミットなどの機会を通して、児童生徒の表現力の向上を図ります。

（３）心の教育の推進

- 学校生活全体を通して、児童生徒に基本的生活習慣を定着させるとともに、自分に自信を持って行動する態度などの「自尊感情」を大切に作る気持ちや人とかかわる力を育てます。
- 児童生徒の規範意識を醸成し、いじめ根絶を図るため、善悪の判断力、生命を尊重する心、優しさや思いやりの心を育てるよう、家庭・地域とも連携した道徳教育や人権同和教育を推進します。

（４）ＩＣＴ教育の推進

- パソコン、電子黒板などによるインターネット情報を活用した授業を行うとともに、情報を正しく使う力や情報モラルを身につけさせます。
- 児童生徒が、インターネットを容易に、主体的に利用することで、個々の能力を創造的に発揮する力を育てます。

(5) 福祉教育の推進

- 独居老人への学校行事招待や花や手紙を送るボランティア体験を通して、人を思いやる心や共生の精神の育成を図ります。
- 社会福祉協議会との連携のもと、体験学習事業や福祉協力校制度を活用することなどにより福祉教育を推進します。

(6) 児童生徒の体力向上と健康維持

- 児童生徒の運動能力を把握し、発達段階を踏まえた体育指導の改善を進めて、児童生徒だれもが運動に親しめるように学校体育の充実を図ります。
- 体育の授業以外にも、休み時間の活動や、クラブ活動・部活動を通して体力の向上を図ります。また、U N I Cなどの活動を通して、地域・家庭と連携した取組を推進します。
- 児童生徒の健康維持のために健康診断を実施します。

(7) キャリア教育の推進

児童生徒が将来に夢や希望が持てるように、生き方を学ぶ講演、小学校での社会見学や職場見学、中学校での職業体験や進路先見学などを通じてキャリア教育を推進します。

(8) 環境教育の推進

学校の理科や社会科などの教科での環境学習や、総合的な学習の時間や生徒会活動等での環境活動を推進するとともに、家庭と連携した環境教育に積極的に取り組みます。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●あいさつや食事など基本的生活習慣に関する家庭のルールづくり ●家庭内でのしつけの定着 ●子どものよさを認め、励ます・愛情を持って叱る ●子どもの家庭での学習習慣の定着 ●携帯電話・インターネットなどの利用に関する家庭のルールづくり ●U N I C・スポーツ少年団などへの積極的な参加
地域	●子どもやその保護者とのあいさつなどの日常的な交流 ●日常生活の中で子どもに社会のルールや規律を教える ●地域行事への子どものボランティア活動の受入れ ●U N I C・スポーツ少年団などへ指導者として参画 ●職場見学・職業体験の受入れ（事業者）
市	●基礎的・基本的な知識と技能の定着と、思考力、判断力、表現力の育成（学校教育課・学校） ●教師と子ども、子ども相互の人間関係を深めるとともに、内面に根ざした道徳性の育成を図る（学校教育課・学校） ●学校内での体力の向上、安全に関する指導により、心身の健康保持増進を図る（学校教育課・学校・給食センター）
	●福祉読本の作成・配布（福祉課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
学力・学習状況調査の結果	全国学力・学習状況調査で正答率 8 割以上の項目と国平均正答率 8 割以下でそれを上回った項目 / 全出題項目（％）	74.0 （H22.4 実施 小中平均）	76.0 （小中平均）	78.0 （小中平均）
体力・運動能力、運動習慣等調査の結果	全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、到達目標値に達した児童生徒の割合（％）	72.0 （H22.4～7 実施小中平均）	74.0 （小中平均）	76.0 （小中平均）

施策3．活力ある学校経営の推進

【施策の目標】

学校教育の本旨を効果的・効率的に達成し、児童生徒と教員が生き生きと活動する活力に満ちた学校となるよう、可児市が目指す教育の方向性や計画の全体像に基づき、学校経営を行います。各学校は、地域や学校の課題に向けた独自の具体的な実践を行い、子どものよさを“引き出し・伸ばし・鍛える”「E d u c e 9¹³」を家庭・地域と連携して推進します。

【主な取組】

（１）体験学習の推進

各小中学校は、児童生徒の豊かな感性を育て、自らの生き方について考える場として、地域の教育力を生かした活動を意図的に計画し、それぞれの地域の自然や歴史、人々の営みにふれる体験学習を実施します。

（２）国際理解教育・多文化共生教育の推進

- 新学習指導要領に対応した、外国語活動に対しALT¹⁴を有効に活用した授業を実施し、小学校英語活動から中学校教科の英語に無理なくつなげます。
- 外国人市民や児童生徒との交流や学校教育を通じ、子どもの国際理解と多文化共生を推進します。

（３）学校関係者評価を生かした開かれた学校づくりの推進

自己評価、保護者・児童生徒アンケートなどをもとに学校関係者が、学校の運営状況を評価する学校関係者評価を実施し、これを生かした学校づくりを推進します。また、より開かれた学校を目指すことや、市民参加の学校経営の在り方を研究することを目的として、第三者評価の導入の在り方を研究します。

（４）エデュースコーディネーターの活用

平成21年度から実施しているエデュースコーディネーターを、中部中学校区E d u c e 9推進協議会から段階的に実施し、全市に広めていきます。これにより地域の教育力を学校の教育活動に役立てるとともに、地域住民の参画意欲や学校理解を深めます。

¹³ Educe9

家庭・地域・学校が連携して子どもを育てていこうというE d u c e 9運動では、「家庭の9」「地域の9」「学校の9」として、次のとおりそれぞれが取り組む目標を掲げている。

- ・家庭の9…家庭が中心となり、乳幼児から少年期までの心身の発達段階を見通した、親子の情の共有、一家庭一実践、礼儀やマナー・生きるための「範」の習得、読書活動の推進、食育などに取り組む。
- ・地域の9…地域が中心となり、子どもの社会参加、地域行事への参画の促進、安心して過ごせる環境づくりなどに取り組む。
- ・学校の9…学校が中心となり、基礎・基本の徹底、情操豊かな心の育成、体力の育成、国際性の育成、創造性の育成、生き方を考える力の育成などに取り組む。

¹⁴ ALT

アシスタント・オブ・ランゲッジ・ティーチャー（外国語指導助手）。学校で外国語授業の補助を行う。

(5) 小中学校の連携を強化した一貫性のある指導の推進

- 継続した学習習慣や生活習慣を定着させ、「中1ギャップ」を起こさないよう小中学校教員が情報の共有や合同研修の実施などにより連携を強化し、E d u c e 9（学校の9）の具現を図ることを目的とした9年間の一貫した指導を実施します。
- モデル事業として、一部の学校において教員を増員し、教科の補充体制を整備して授業を実施します。

(6) 高等学校・大学との連携・交流

大学生が不登校児童生徒のケアにあたるフレンドリー制度やインターンシップ¹⁵を積極的に受け入れます。教員同士の合同研修や部活動の交流など市内の高等学校・大学との連携を深めます。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●家族で様々な体験をする機会を持つ ●学級・学年懇談会、PTA活動などを通じた学校経営への参画 ●保護者アンケートなどによる学校評価の実施
地域	●学校の体験学習への協力など、学校を支援するボランティア活動への参加 ●地域行事への子どものボランティア活動の受入れ ●学校評議員による学校評価の実施
市	●E d u c e 9（学校の9）を家庭・地域と連携して推進（関係各課） ●地域の特色を生かした体験学習の実施（学校教育課・学校） ●A L Tを活用した外国語活動及び多文化共生教育の実施（学校教育課・学校） ●学校評価の結果を生かした学校づくり（学校教育課・学校） ●エデュースコーディネーターの成果を生かし、地域の教育力を学校活動に活用（学校教育課・学校） ●小中学校の9年間を見通した指導の実施（学校教育課・学校）
	●子どもがかかわる事業をE d u c e 9の観点を持って実施（関係各課） ●花いっぱい運動（維持管理課） ●可児川清掃、環境フェスタ（環境課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
学校関係者評価得点率	可児市小中学校自己評価平均（A・D評価を5点満点換算）	3.0	3.3	3.4
エデュースコーディネーター実施数	実施中学校区数（校）	1	3	5
地域活動への参加状況	春の「花いっぱい運動」への児童生徒の参加率（％）	75.2	77.4	79.6

¹⁵ インターンシップ

学生が一定期間事業所などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

施策4．教員の資質及び指導力の向上

【施策の目標】

すべての教員の学校経営に参画する意識を育て、教員としての専門性を高めるための研究と研修を実施することにより、教員の資質及び指導力を向上させます。

【主な取組】

(1) 教員研修の充実

- 児童生徒の願いを的確に把握し市の目指す方向への具現化をする、管理経営研修（校長研修・教頭研修・教務主任研修）を定期的に行います。
- 専門性を高めるため、危機管理講座、不登校対策講座、外国語活動講座、安心・安全講座などを開催します。また、社会の変化に伴う諸問題を解決するための研修を実施します。
- いじめや暴力など非行の芽を敏感に察知できるよう、生徒指導研修を充実します。
- 教員の指導力・人間力を高める講座となるよう、教育研究所運営委員会や校長研修会の折に講座の見直しを図ります。

(2) 講師等を対象とした研修の充実

講師・非常勤講師・スクールサポーターを対象とした研修を各種実施します。特に、初めて教壇に立つ講師のための研修の充実を図るために、4、5月の土曜日に「土曜塾」と名づけた研修会を実施します。授業づくりから、指導要録の付け方や児童生徒理解の基本まで、年度当初に大切にしたい事柄を中心に指導します。

(3) 「E d u c e 9 ～これからの『学校の9』～」指定校事業の推進

これまでの10年間のE d u c e 9 指定校事業の成果をふまえ、小中学校の連携を生かした「自ら考え、仲間と練り上げ、だれもが輝く授業づくり」を実践するため、中学校区ごとに順に実践研究校を指定し、他校の模範となる指導の研究を行います。平成23年度から、西可児中学校区、蘇南中学校区、広陵中学校区、中部中学校区（兼山小学校区を含む）、東可児中学校区の順に指定します。

(4) 学校所員会¹⁶における研究活動の充実

- 学校所員会において、教科リーダーの育成を目指した今日的課題である「児童生徒の各教科における言語活動の充実」をテーマとした研究を行い、成果をまとめます。
- 教育講演会の際に研究内容の発表の場を設けることで、学校所員の研究成果を小中学校教員等と共有します。

¹⁶ 学校所員会

可児市教育委員会が各小中学校の教員1人を教育研究所の所員として委嘱し、可児市の教育課題に対する研究実践を依頼している。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● E d u c e 9 指定校事業（学校）への参加・協力 ● 学級・学年懇談会などを通じた担任の学級運営の支援 ● 保護者アンケートなどによる教員への提言
地域	● E d u c e 9 指定校事業（学校）への参加・協力 ● 地域を題材にした授業への協力
市	● 各種教員研修の実施（学校教育課） ● 家庭・地域と連携し、E d u c e 9 指定校事業を実施（学校） ● 学校所員会による教科研究の実施と成果の活用（学校教育課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
教員研修参加率	年度中に 3 回以上研修に参加した教員の割合（％）	73.0	77.0	83.0

施策5．一人一人の状況に応じた支援の充実

【施策の目標】

一人一人の個性や発達段階あるいは、障がいや発達につまずきのある子どもの特別なニーズに応じたきめ細かな支援を計画的・継続的に行っていくことにより、子どもの自立や自己実現に向けた教育を充実します。

【主な取組】

(1) 障がいや発達につまずきのある子どもに対する支援

- ケース会議¹⁷の開催や発達検査の実施により、特別な支援を必要とする子どもの実態把握を行い、個別の支援計画を作成します。
- LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症などの発達障がいに対応した情緒通級指導教室を設置し、よりきめ細かな教育の実現を目指します。
- 教員が通常学級に在籍するLD・ADHD、高機能自閉症などの児童生徒に対する学習・生活支援の知識や手法を学び、指導に生かせるよう、特別講師による専門研修会や訪問活動を実施します。
- 可児市特別支援教育育成会¹⁸が実施する、障がいのある子どもの自立に向けた事業を支援します。（小学校なかよし交流会、中学校チャレンジ合宿、わくわくふれあいコンサート、支援学級で学ぶ子どもの生活発表会、発達と教育の相談会など）
- 特別支援学校のセンター機能¹⁹を活用して児童生徒への個別の指導の充実を図り、また特別支援学校の教員を講師として招へいすることで教員の指導力の向上を図ります。

(2) 外国人児童生徒への支援

- 外国人児童生徒が日本の学校生活に適應できるよう、ばら教室K A N Iの施設環境を整備するとともに、日本語初期指導体制を充実します。
- 各学校の国際教室のさらなる教育内容の充実を図るとともに、外国人児童生徒の日本語の定着と学力向上を目指し、自己実現を支援します。
- 外国人児童生徒が在籍する学校に通訳サポーターを配置し、外国人児童生徒の学習の支援・生活の支援を行います。また、通訳サポーターは学校と保護者とのパイプ役として、外国人児童生徒の家庭教育の支援も行います。
- 国際交流協会と連携・協力し、外国人児童生徒の実態把握や日本語教育に関する指導法などについての情報交流や研修を行います。
- 不就学が疑われる家庭に対し、必要に応じて家庭訪問や教育相談を行います。

¹⁷ ケース会議

障がいや発達につまずきのある子どもを支援するために、必要な関係者が集まって当事者の思いやニーズにそった支援策を協議する場のこと。福祉関係者や教育関係者、医療関係者などが話し合う。

¹⁸ 可児市特別支援教育育成会

可児市の特別支援教育の振興に努めるとともに、該当者の福祉増進、自立助成を図ることを目的とし、教育委員、医師、保護者、福祉関係者の各代表者で構成されている会。

¹⁹ センター機能

地域の特別支援学校が、教育上の高い専門性を生かしながら、地域の小中学校を積極的に支援していくこと。

(3) 不登校児童生徒の学校復帰支援

- スマイリングルームの相談員と、各学校の教育相談担当や生徒指導主事との継続的な連携を図り、学校生活に様々な不安を抱える児童生徒や保護者を支援します。
- 不登校児童生徒に対して、スマイリングルームでの学習支援や集団活動体験、ICTなどを活用した学校復帰支援を通じて、学校復帰を促進します。

(4) 教育研究所における各種相談活動の充実

いじめによる悩みや、不登校や非行問題に対する相談に応じるため、教育研究所で各種相談活動を行います。心の電話相談室や臨床心理士によるカウンセリング、来所相談など、ニーズに合わせた各種相談を行います。

(5) スクールサポーターによる支援

一人一人の子どもに応じたきめ細かな学習支援を展開するため、各学校に必要な人数のスクールサポーターを配置し、チームティーチングや少人数指導による学習支援、障がいに応じた生活支援などを行います。

(6) 就学支援制度による児童生徒への支援

要保護・準要保護就学支援制度²⁰及び特別支援教育就学奨励費²¹により、経済的に就学困難に陥っている児童生徒を支援します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●手伝いなどで家族が自然にふれあい、かかわりを深めることで「情」を共有する ●子どもが悩みを相談しやすい家庭づくり ●子育てや教育の悩みが生じた場合の、市や学校などの相談機関の活用
地域	●障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた活動への参加・協力 ●外国人児童生徒の進学や社会参加に向けた活動への参加・協力 ●スマイリングルームの体験活動などへの協力
市	●特別支援学級での指導、特別支援学校との連携（学校教育課・学校） ●特別支援教育育成会への支援（学校教育課） ●ばら教室KAN Iの運営・整備、国際教室での指導（学校教育課・学校） ●スマイリングルームの運営、ICTなどを活用した不登校児童生徒の学校復帰支援の実施（学校教育課・学校） ●各種相談活動の実施（学校教育課・学校） ●スクールサポーターの配置（学校教育課・学校） ●各種就学支援の実施（学校教育課）
	●家庭児童相談室での相談に応じた指導・援助（こども課） ●障がいのある子どもへのデイサービス（養護訓練センター）

²⁰ 要保護・準要保護就学支援制度

生活保護を必要とする世帯又は生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童生徒に対し、学用品費・学校給食費・修学旅行費など一定の援助を行う支援制度。

²¹ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級などで学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況などに応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組み。

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
LD・ADHD 等対応通級指導教室数	LD・ADHD 等対応通級指導教室の設置校数（校）	0	2	3
外国人生徒の高等学校進学率	高等学校に進学した外国人生徒 / 中学校を卒業した外国人生徒（％）	70.0	75.0	80.0
不登校児童の出現率（小学生）	児童 100 人あたりの出現率（％）	0.32	0.30	0.28
不登校生徒の出現率（中学生）	生徒 100 人あたりの出現率（％）	2.93	2.80	2.60
スマイリングルームの利用率	スマイリングルーム通学児童生徒数 / 不登校児童生徒数（％）	30.0	35.0	40.0
不登校児童の学校復帰率（小学生）	継続的に登校できるようになった児童数 / 不登校児童数（％）	21.1	22.0	23.0
不登校生徒の学校復帰率（中学生）	継続的に登校できるようになった生徒数 / 不登校生徒数（％）	12.8	13.8	14.8

施策6．安全で健康づくりを考えた給食の提供と食育の推進

【施策の目標】

子どもたちの健やかな成長のため、安全で栄養バランスがとれたおいしい給食を提供します。また、学校給食を通じて食に関する指導を行い、児童生徒が食の大切さを理解するとともに、食を選ぶ力を身につけ、広く食文化を習得できるようにします。

【主な取組】

（１）安全で栄養バランスがとれたおいしい学校給食の提供

- 献立作成委員会を開催し、旬の食材を生かし、行事食などを織り込んだ栄養バランスのよい学校給食を提供します。
- 食中毒を防止するため、調理、配送、配食、洗浄・消毒などの各工程で万全の体制をとります。また、調理設備・備品などの定期的または日常的な点検と管理、食品検査、学校給食従事者の健康管理、職員研修の実施などにより衛生管理を徹底した学校給食づくりを進めます。
- 学校給食費の適正な徴収を進めます。

（２）安全な食材確保と地産地消の推進

- 給食用物資購入選定委員会を開催し、安全で安心して食べられる食材を確保します。
- 学校給食には、市内産を含む県内産の食材使用に努めます。

（３）学校における食育の推進

- 食について正しい知識を身につけ、望ましい食習慣を養っていくため、栄養教諭・学校栄養職員により、学校給食の意義、朝食の大切さ、栄養バランス、おやつのとおり方など、学年に応じた食に関する指導を行います。
- 給食時間に、担任の教員による食に関する指導を行います。
- 食物アレルギーへの対応は、献立表による使用食材の明記や配合表等の情報提供を行うなど、保護者と緊密な連携を図り進めます。

（４）家庭における食育の推進

- 給食の試食会などの機会に、保護者に対し、正しい食習慣を身につけることや朝食の大切さ、家族と一緒に楽しく食べることの大切さについての啓発を行います。
- 献立表や給食だよりを配布し、食に関する情報の提供や啓発を行います。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 「早寝、早起き、朝ごはん」で朝食欠食の防止 ● 家族そろった楽しい食事 ● 栄養バランスのとれた食事の提供、健康を考えたおやつのとりの指導 ● 自然の恵みや農林水産物生産者、食事を作ってくれる人などへの感謝の気持ちの醸成 ● 食事マナーを身につける ● 食事の準備や後片付けの手伝い ● 料理教室や農林漁業体験に家族で参加 ● 季節感を味わう食事や古くから伝わる料理を食事に取り入れる
地域	● イベントなどで食文化や伝統料理などを子どもへ伝える ● 親子料理教室の企画・実施 ● 稲作や野菜作りなどの体験の機会提供と指導 ● 食品の製造・加工・流通現場などの見学機会の提供 ● 安全で安心して食べられる農産物の安定供給
市	● 安全で栄養バランスがとれたおいしい給食の提供（学校給食センター） ● 安全・安心な食材の確保、地産地消の推進（学校給食センター） ● 学校給食を活用した食育の推進（学校給食センター・学校） ● 教科（家庭科、保健体育など）や生活指導を通じた食育指導（学校） ● 乳幼児学級・家庭教育学級を通じた家庭での食育指導（生涯学習課）
	● 乳幼児健診などでの栄養指導・食育指導（健康増進課） ● 地産地消の推進（農林課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
給食残食率	調査日における全体の残菜量（人分）／出席者の数（人分）（％）	3.0	2.7	2.5
給食費収納率	納入総額／年間の給食費総額（％）	99.2	99.4	99.6
食に関する指導の実施率	小中学校での食に関する指導の実施クラス数／全クラス数（％）	84.25	85.0	90.0
「学校給食の充実」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.70	3.83	3.99

施策7．安心して学べる学校施設環境の整備・充実

【施策の目標】

安全・安心な教育環境を確保するため、学校関係施設の状況を的確に把握し、施設の長寿命化を図るとともに、災害時にも避難所として有効に機能するよう、学校施設の耐震化を完了します。また、今後の児童生徒数の推移を注視し、学校規模の適正化を図ります。

【主な取組】

（１）学校施設の整備

- 児童生徒が安心して学べる教育環境を確保し、また災害時には避難所として機能するよう、小中学校校舎・屋内運動場の大規模改造、耐震補強工事を計画的に行い、耐震化を完了します。
- 環境への負荷の低減に対応した学校施設づくりを目指し、太陽光発電の設置を計画的に実施します。
- 次世代でも有効に利用するために、老朽化・破損した校舎や遊具など学校施設の改修や修繕を計画的に推進します。
- 施設整備・改修などにあたっては、だれもが安全・安心に利用できるよう、施設の衛生状況を改善し、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進します。

（２）学校施設の管理

各学校との綿密な連携により、校舎や遊具などの安全点検を実施し、学校施設内における安全管理を徹底します。

（３）P F I事業による学校給食センターの管理

児童生徒に安全で効率的・効果的な給食を提供するよう、P F I事業により学校給食センター施設の維持管理と給食運搬などを行います。また、モニタリングを通じて適切な管理を行います。

（４）学校規模適正化の検討

学校区別人口推計に基づき、将来の学校規模を平準化するため、学校規模の適正化（通学区域の再編）の基本的方針を定めます。

（５）余裕教室等の有効活用の検討

各学校で生じた余裕教室について、施設の有効活用を図るため、学校の状況に応じた活用方法を検討します。

(6) 安全・安心な学校環境づくりの推進

- 教員の危機管理能力と危機対応能力を向上させ、不審者の侵入などに備えた校内の安全対策を進めます。
- 各学校において、防犯カメラなどの防犯設備を充実し、児童生徒の安全を確保します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● P T Aなどによる学校施設の清掃活動への参加 ● 学校施設の利便性の向上に関する提言や危険箇所に関する情報提供 ● 学校施設（余裕教室など）の有効活用に向けた提案
地域	● 地域行事を学校で実施する際の学校施設の適切な利用 ● 学校施設の利便性の向上に関する提言や危険箇所に関する情報提供 ● 学校施設（余裕教室など）の有効活用に向けた提案
市	● 学校施設の整備・改修（教育総務課） ● 学校施設の維持管理（教育総務課） ● P F I事業による学校給食センター管理（教育総務課・学校給食センター） ● 学校規模の適正化・余裕教室の利用の検討（教育総務課・学校教育課） ● 学校施設の防犯・安全対策の実施（教育総務課・学校教育課）
	● 地球温暖化対策（環境課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
市立幼稚園・小中学校の耐震化率	耐震化されている建物棟数 / 市立幼稚園・小中学校建物棟数（％）	92.8	100.0	100.0
「学校施設の安全性」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.26	3.34	3.54
「校舎や教室のきれいさ」に対する児童生徒の満足度	児童生徒アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.60	3.71	3.82

いじめのない安心して学べる学校づくりのために

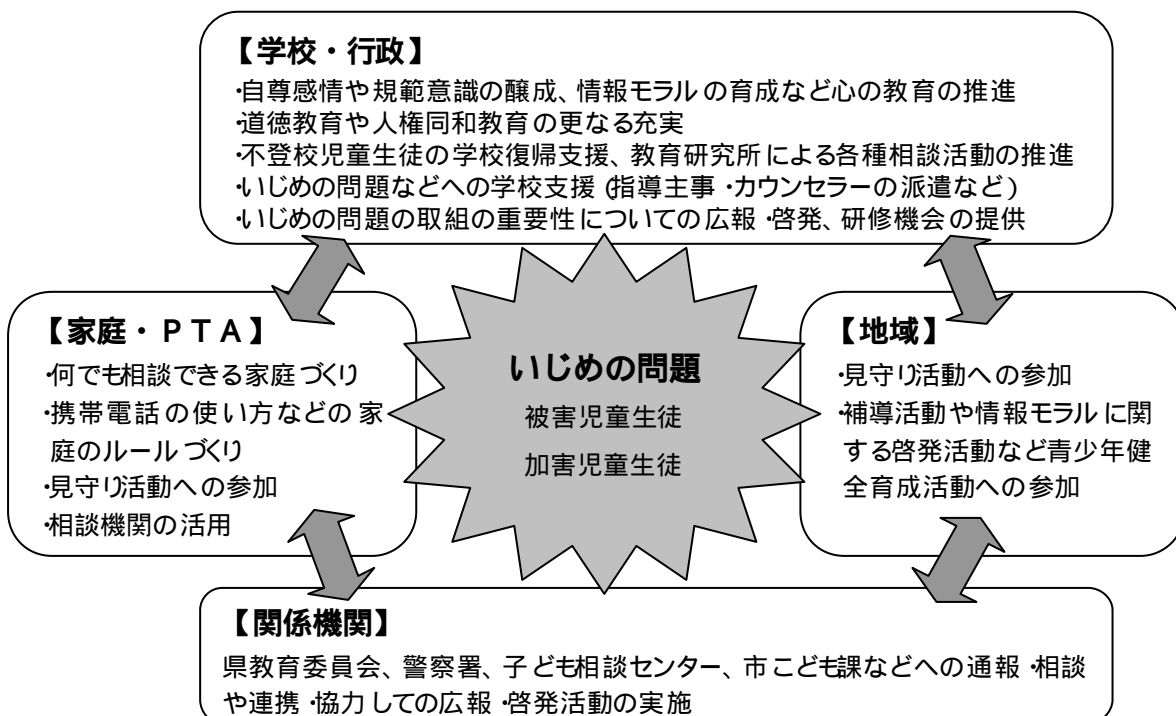
いじめのない学校、誰もが安全・安心に学べる学校は、児童生徒にとってはもとより保護者・地域住民・教員にとっても「めざす学校像」です。いじめを無くすためには、いじめの問題への取組の基本である「早期発見・早期対応」が重要だということを周囲の大人が常に認識し、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という危機意識をもって、学校・行政・家庭・地域・関係機関が相互に連携・協力し『いじめの撲滅』に取り組むことが大切です。

そのため、本市においては次のことに重点的に取り組みます。

- 児童生徒** 児童生徒の主体的な取組による自治力・自浄力を育成します
- ・「いじめを許さない正義が通る学校づくり」のために、児童生徒が常にいじめの問題と正対し、いじめの問題を自分たちの課題として捉えさせる指導を推進します。
 - ・「いじめ追放集会」や「生徒会サミット」などを通して、いじめ撲滅に向けた主体的な行動力を育む機運をつくります。
- 学 校** 教員の資質・指導力を一層向上させます
- ・生徒指導事例研修等を通して、いじめを見抜く力、問題行動に対して鋭く切り込む指導力を養います。
 - ・学級集団づくりアンケート、学級経営研修などを通して、信頼関係に裏付けられた望ましい学級集団の醸成を目指します。
- 行 政** 行政による積極的な学校支援を行います
- ・いじめの問題解決にあたり、指導主事やカウンセラーの派遣を迅速に行います。
 - ・第3者組織を立ち上げ、学校だけで対応することが困難な事案などの解決に向けた支援を行います。
- 下線は新規事業

なお、本計画では、心の教育や情報モラル教育の実施、電話相談やカウンセリングなど心のケアの体制づくり、教員の生徒指導力向上などをいじめの問題への取組として記載しました。

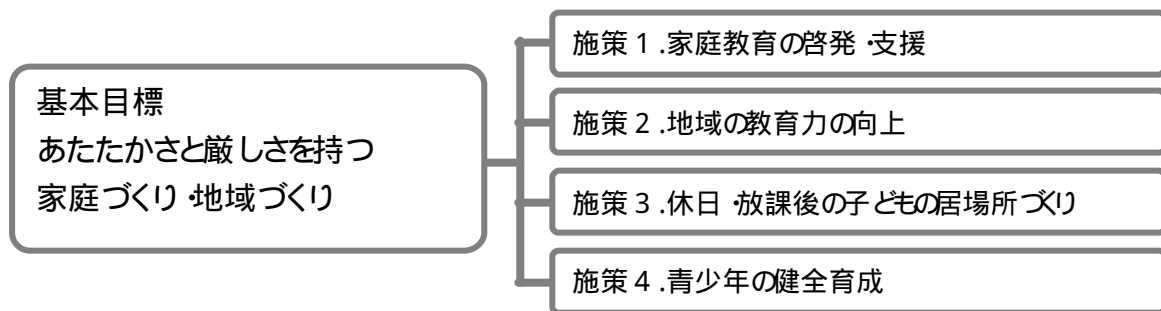
学校・行政・家庭・地域・関係機関の主な役割をまとめると、次のとおりです。



基本目標 あたたかさと厳しさを持つ家庭づくり・地域づくり

近年、全国的に家庭や地域の教育力の低下などが指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きが出てきています。可児市においては、市民運動E d u c e 9を中心としてこの動きが活発です。この、“社会全体で子どもの教育に取り組む活動”をさらに充実し、地域の自発的な意思を尊重しながら、家庭・地域・学校が一体となって子どもを育てるため、基本目標 では、今後5年間で次の4施策に取り組めます。

【施策の体系】



ドキドキ赤ちゃんふれあい体験



図書館講座「子育てにわらべうたと絵本を」

施策1．家庭教育の啓発・支援

【施策の目標】

すべての教育の出発点である家庭教育におけるしつけの重要性を踏まえ、社会で生活する上で必要な基本的な生活習慣やコミュニケーションを構築する能力の定着など、子どもの自立心を育成し心身の調和のとれた発達ができるよう家庭の教育力を高めます。

【主な取組】

（１）家庭教育学級の充実

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育の在り方や子育て中の保護者の仲間づくりと情報交換、さらには保護者自身の学びの場として保育園・幼稚園・小中学校・公民館で乳幼児学級・家庭教育学級を開設し、自主的な学級運営ができるよう支援します。
- 家庭教育リーダー研修会などを開催し、家庭教育に関する指導者や学級運営ボランティアを養成します。

（２）家庭教育に関する啓発

- PTAと連携し乳幼児学級・家庭教育学級への参加ができない保護者に、家庭教育講演会の開催など学習機会を提供し、家庭教育やコミュニケーションの重要性、家庭教育の実践に関する情報の広報活動を行います。
- ワーク・ライフ・バランスを推進する視点も踏まえ、保護者の積極的な家庭教育学習への参加について呼びかけます。

（３）PTAとの連携

家庭でのしつけがより効果的に実践され、子どもが社会性や倫理観など「正しい生き方」を身につけることができるよう、PTAと連携して、あいさつ運動、携帯電話・インターネットに関する家庭のルールづくり、一家庭一実践などを進めます。

（４）家庭と学校の連携

- E d u c e 9（家庭の9）が家庭で着実に実践されるよう支援します。
- 次の5項目を『家庭生活5つのポイント』として、各家庭で実践するよう啓発します。
 - 生活リズムを整えましょう（早寝、早起き、朝ごはんの習慣を身につける）
 - 時間を活用しましょう（テレビやゲームは時間をきめる、家庭学習や読書をする）
 - ふれあう時間をつくりましょう（家族団らんや共通の時間を家族で過ごす）
 - よさを認め、励ましましょう（がんばりをほめる、ねばり強くやり遂げる体験をする）
 - 地域とのかかわりを深めましょう（地域行事に積極的に参加する）

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● あいさつや食事など家庭内での基本的生活習慣に関するルールづくり ● 家庭内でのしつけの定着 ● 子どものよさを認め、励ます・愛情を持って叱る ● 家族で様々な体験をする機会を持つ ● 地域行事への参加など、子どもを含めた地域との積極的な交流 ● 家庭教育の重要性の認識と、家庭教育学級など子育て世代の情報交流の場への積極的な参加 ● P T A活動への積極的・主体的な参加 ● ワーク・ライフ・バランスの理解と実践
地域	● 子どもやその保護者とのあいさつなどの日常的な交流 ● 保護者への子育てに関する助言・支援 ● 家庭教育の重要性の認識と、気軽に利用できる地域の子育て支援やふれあいの場づくり ● 家庭での時間を大切にする職場の意識づくり（事業者）
市	● E d u c e 9（家庭の9）を家庭・地域と連携して推進（関係各課） ● 乳幼児学級・家庭教育学級の開催・運営支援（生涯学習課） ● 家庭教育の重要性を認識できる講習会や講座等を開催（生涯学習課） ● 家庭教育に関する情報提供、啓発（学校教育課・生涯学習課） ● P T A活動の支援（生涯学習課）
	● ファミリー・サポート・センターの運営（こども課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
家庭教育学級への参加率	家庭教育学級への参加人数 / 保護者数（％）	16.89	18.5	20.0
「家庭教育に関する施策の充実」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	2.99	3.12	3.24
「家庭の教育力」が良くなっていると感じる市民の割合	市民アンケートでの「良くなっている」評価度（5点満点換算）	2.49	2.59	2.67

施策2．地域の教育力の向上

【施策の目標】

地域での活動に取り組める人を増やすことで、地域活動を支援します。また、地域の各種団体と連携して子どもの見守り活動などを推進することで、地域の教育力を高めます。

【主な取組】

（１）地域と学校の連携

- エデュースコーディネーターを活用し、地域の人的財産を学校教育に活用します。
- 学校においては、児童生徒の公民館まつりや夏まつりなど地域の催しへの参加を促し、地域の活性化に協力します。地域においては、子どもの活躍の場が増えるよう、地域の催しに子どもがスタッフとして参加できる場をつくるとともに、子どもを指導します。
- E d u c e 9推進委員会など地域で活動に参加できる人を増やし、地域ぐるみで子どものよさを引き出し・伸ばし・鍛える協力体制づくりを強化します。
- 花いっぱい運動や地域の清掃活動など環境整備活動への子どもの参加を促します。
- おはようだけでなく、ありがとう、ごめんなさいなどが言えるあいさつ運動を進めます。

（２）子どもの安全確保に関する連携

- 児童生徒の登下校の安全確保に向け、各小学校に学校安全サポーターを配置し、地域や保護者と連携した見守り活動を進めます。
- メール配信、ホームページなどを活用し、地域の見守り隊などに不審者情報を提供します。
- 子どもの登下校時の安全を図るため、P T Aによる携帯用防犯ブザー購入に助成します。

（３）託児ボランティアの養成

子育てサポーター養成講座を通じ、託児ボランティアの養成を行います。また、託児ボランティアを組織化し、家庭教育学級などと託児ボランティアのコーディネート体制を整備します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 地域行事への参加など、子どもを含めた地域との積極的な交流 ● 子どもの見守り活動への積極的な参加
地域	● 子どものよさを認め、励ます・愛情を持って叱る ● 地域行事への子どものボランティア活動の受入れ ● 地域行事の主催・参加・協力 ● 子どもの見守り活動への参加、子ども110番の家への登録 ● 不審者情報メール配信への登録 ● 学校活動へ「地域の先生」として参加
市	● E d u c e 9（地域の9）を家庭・地域と連携して推進（関係各課） ● 地域行事の開催支援（生涯学習課） ● エデュースコーディネーターの成果を生かし、地域の教育力を学校活動に活用（学校教育課・学校） ● 学校安全サポーターの配置（教育総務課） ● 不審者情報の収集とメールなどの配信（生涯学習課） ● 託児ボランティアの養成・活動支援（生涯学習課）
	● 子ども110番の家、青色回転灯パトロール（防災安全課） ● 民生児童委員との連携（福祉課） ● 自治連合会・自治会などとの連携（まちづくり推進課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
公民館まつり中学生ボランティア参加者数	ボランティア人数（人）	571	600	650
「地域の教育力」が良くなっていると感じる市民の割合	市民アンケートでの「良くなっている」評価度（5点満点換算）	2.59	2.68	2.74
「社会全体で地域の子どもの育てようとする意識の高まり」が良くなっていると感じる市民の割合	市民アンケートでの「良くなっている」評価度（5点満点換算）	2.90	2.96	3.02
子育てサポーター養成講座受講者数	受講者数（人）	43	50	60

施策3．休日・放課後の子どもの居場所づくり

【施策の目標】

子どもたちが安全・安心に過ごせる休日・放課後の居場所を確保します。また、地域住民の参画を促進し、子どもとの交流の場とします。

【主な取組】

(1) 休日の子どもの居場所づくり

- 公民館での土曜日の子ども向け講座として、地域子ども教室を開催します。
- 子どもたちの文化活動を地域子ども教室で行っている公民館と、U N I Cで文化活動、スポーツ活動を行っている地区があります。子ども教室とU N I Cが連携し、地域が一体となった子どもの居場所づくりを進めます。
- 夏休みなど長期休暇中及び土曜日以外の休日の子どもの居場所づくりを検討します。

(2) 児童クラブの効果的な運営と整備

- 保護者が就労などのため昼間家庭にいない児童を対象として、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るため、児童クラブを充実します。
- 児童クラブと学校の連携を強化するとともに、子どもの育ちを大切にするため、子どもの生活状況・行動などについて指導員、教員、地域住民、保護者による意見交換会を開催し、情報を共有します。
- 児童クラブ指導員の指導力の向上を図るため、随時研修を実施し、個々の能力を磨き、保育内容を充実します。
- 利用者のニーズに対応した開設時間、保育料の適正化などについて検討を行います。
- 子どもが安全・安心に過ごせるよう児童クラブ施設を維持管理し、老朽化した設備の修繕などを行います。

(3) 地域との交流の推進

児童クラブでの保育、地域子ども教室の講師に地域の民生委員・ボランティア団体などを加え、伝承遊び、本の読み聞かせなどを取り入れながら、地域と子どもの交流を図り、地域が一体となった子育ての支援を行います。

(4) 子ども体験活動情報の提供

公園や博物館など、広域の様々な施設の協力を得て、親子で体験できる遊びと学びの情報紙「ランタン」を発行するとともに、ホームページ、メールマガジンなどにより発信します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 地域子ども教室やU N I C など地域や学校で行われる行事への積極的な参加 ● 休日・放課後に子どもと遊ぶ、手伝いをさせるなど共に過ごす
地域	● 地域子ども教室やU N I C などに指導者として参画 ● 地域で子どもが安心して遊べる場所の提供 ● 地域で遊ぶ子どもを見守る ● 児童クラブの季節行事・読み聞かせ・そのほか保育企画での交流
市	● 地域子ども教室の開催（生涯学習課） ● 児童クラブの運営（学校教育課） ● 子どもが参加できる講座・教室に関する情報提供（生涯学習課）
	● 児童センター・児童館の運営（こども課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
地域子ども教室参加者数	地域子ども教室のべ参加者数（人）	3,855	4,000	4,100
児童クラブ待機児童数	定員超過により児童クラブに入室できない児童数（人）	0	0	0
児童クラブ保育料収納率	児童クラブ保育料の収納割合（％）	99.42	100.0	100.0

施策4 青少年の健全育成

【施策の目標】

青少年が地域の中で生き生きと活動できる環境の整備を行うとともに、青少年を取り巻く有害な環境の浄化を進め、青少年を健やかに育てます。

【主な取組】

(1) 青少年健全育成事業の推進

- 青少年育成市民会議は、青少年の健全育成を図るため、「青少年育成シンポジウム」、「少年の主張可児市大会」及び「青少年育成推進員・少年センター²²補導員合同研修会」を実施します。また、善行少年表彰、功労者表彰を行います。
- 親子でふれあう農業体験及び自然体験を実施します。
- 各種青少年育成関係団体（PTA、子ども会、ジュニアリーダーズクラブなど）と連携を図ります。

(2) 少年センター事業の推進

- 少年センター補導員は、少年の健全育成を図るため、非行のおそれがある少年を発見した時は、声かけなどを行うことにより、非行を未然に防止する活動や青少年健全育成の啓発活動を実施します。
- 不審者等対策として、年間の計画的な補導巡回と、青色回転パトロールを実施します。
- 不審者情報のメール配信や、補導員だよりの発行、不審者情報をホームページに掲載するなど、各種団体との情報の共有を行います。
- 青少年にかかわる相談活動を行います。
- 県が行う、コンビニエンスストア、ゲームセンターなどへの立ち入り調査に協力します。

(3) 情報モラル教育の推進

- 青少年が、一人一人の人権を大切にすることの重要性を認識して携帯電話・インターネットを適切に利用できるよう、研修会などを実施し、携帯電話・インターネットの危険性を認識させるとともに情報モラルの定着を進めます。
- 青少年を有害情報から守るため、携帯電話の所持や使用の状況を把握するとともに、保護者に対し、家庭で携帯電話・インターネットに関するルールづくりを行うことやフィルタリングなどの対策を行うよう啓発します。

(4) 成人式の開催

- 成人としての自覚が持てる成人式を実施します。また、新成人が主体的に行う企画運営を通して、リーダーの養成を行います。

²² 少年センター

少年の非行及び不良化を防止するため、少年補導を中心として青少年の健全育成活動を実施する組織。

- 新成人による企画の段階から外国人市民の参加を促進し、多文化共生の意識を育てます。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●少年の主張大会や青少年育成シンポジウムなどへの積極的な参加 ●青少年育成団体活動への積極的な参加 ●子どもをあたたく見守り、導く ●子どものよさを認め、励ます・愛情を持って叱る ●子どもが悩みを相談しやすい家庭づくり ●子どもを取り巻く有害な情報・物品の排除 ●携帯電話・インターネットなどの利用に関する家庭のルールづくり
地域	●少年の主張大会や青少年育成シンポジウムなどへの積極的な参加 ●青少年育成市民会議運営委員、青少年育成推進員、PTA役員などによる補導活動の実施 ●街頭啓発など青少年育成団体活動への参加・協力 ●地域で子どもを見守る ●子どものよさを認め、励ます・愛情を持って叱る ●子どもを取り巻く有害な情報・物品の排除
市	●青少年育成市民会議など各種会議・大会の運営支援（生涯学習課） ●青少年育成市民会議をはじめ、地域団体や保護者と協働して補導活動・情報モラル教育に関する講座などを実施（生涯学習課） ●青少年健全育成の啓発（生涯学習課） ●少年センターの運営（生涯学習課） ●子どもを取り巻く有害な情報・物品の排除のための立ち入り調査への協力（生涯学習課） ●成人式の開催及び企画運営委員による記念イベント運営を支援（生涯学習課） ●国際交流協会などと協働し、外国人新成人の成人式への参加を啓発（生涯学習課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
青少年育成シンポジウム参加者数	参加者数（人）	439	500	550
少年の主張大会参加者数	参加者数（人）	471	500	550
成人式参加率	成人式参加者数 / 新成人人数（％）	76.12	78.0	80.0
「青少年の健全育成」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.48	3.59	3.62

子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくり

放課後の児童の居場所づくりは、主に共働き家庭の低学年児童を対象に、厚生労働省が管轄する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」により実施されてきました。一方、文部科学省が管轄する「放課後子ども教室」は、すべての小学生を対象に、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、交流活動等の取り組みを実施します。このような取り組みを教育・福祉部局が連携を図りながら進めるものが「放課後子どもプラン」です。

テレビゲームなどの室内での遊び方が主流となっている中、子どもが様々な人と交流を持ちながら、安心して豊かな時間を過ごせる場づくりを、制度に捉われることなく進める必要があります。そして、それは学校をはじめ、保護者、地域の大人、青少年など、多様な地域の人材が企画・運営に携わることで初めて実現されます。

本市においては、放課後児童クラブを平日の放課後と長期休暇時に、小学校3年生までの児童を対象に実施しており、また、公民館での子ども向け講座やU N I Cでの文化活動、スポーツ活動が行われています。今後は、保護者ニーズの把握に努め、地域ボランティアの積極的な参画による地域ぐるみの放課後児童対策に重点的に取り組み、小学校6年生までの子どもの居場所づくりを進めます。

なお、本計画では、家庭と地域の協力を得ながら、安全・安心に過ごせる居場所づくりと、子どもの育ちを支える学習や体験機会の創出を推進することとしています。

■ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの比較

	放課後子ども教室	放課後児童健全育成事業
管轄	文部科学省	厚生労働省
趣旨	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	共働き家庭の児童を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する。
対象とする児童	小学校1～6年の全児童	親が就労等による留守家庭の児童で、主に小学校1～3年生
実施場所	学校の余裕教室や図書室・体育館、公民館など	児童館、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設など
実施日等	平日の毎日開催や土曜日のみの週1回開催など、実施主体によって異なる	放課後や土曜日、長期休業期間など
指導員等	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置	放課後児童指導員（専任）を配置
補助率	1/3（国、都道府県、市町村がそれぞれ負担）	1/3（国、都道府県、市町村がそれぞれ負担） 別途利用料などあり

資料：文部科学省生涯学習政策局社会教育課放課後子どもプラン連携推進室 資料より作成

基本目標 市民の意欲と能力を伸ばし 生かす生涯学習

一人一人が個人として自立し、常にその能力を磨きながら、健康で充実した人生を実現できるよう、だれもが生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を生かして社会貢献や新たな挑戦ができる仕組みづくりを社会全体で進めます。学習者が身近な場所で、そのニーズに応じた学習機会を得ることができるよう、様々な講座を設け、生涯学習施設を整備するとともに、市民が主体的に学習活動に取り組み、その成果を社会に還元することができるよう支援します。また、図書館が市民にとって身近でだれもが利用しやすい施設となるようサービスを向上します。基本目標 では、今後5年間で次の4施策に取り組みます。

【施策の体系】

基本目標

市民の意欲と能力を伸ばし、
生かす生涯学習

施策1.多様な生涯学習機会の提供

施策2.市民の主体的な生涯学習活動の支援

施策3.図書館の機能充実と読書活動の推進

施策4.だれもが参加できる生涯学習施設環境の整備・充実



手づくり絵本大賞子ども審査会



図書館ボランティア読み聞かせ講座

施策１．多様な生涯学習機会の提供

【施策の目標】

市民一人一人が生涯にわたる学習を通して豊かな人生を送ることができるよう、そのきっかけづくりとして、学習の機会を提供します。また、日常生活を送る中で直面する多様な問題や課題を必要に応じて学習できる機会を提供します。

【主な取組】

（１）公民館の運営

- 地域の課題や社会の課題を解決するための学習講座を開催します。
- 豊かな生活を送るため、趣味、教養、技術習得などの実生活に即した講座を開催します。
- だれもが気軽に公民館講座に参加できるよう、活動時間帯に柔軟性を持たせ、また、託児ボランティアを活用します。
- 学習活動支援のコーディネーターとして地域住民の学習ニーズに応じた働きかけを行います。

（２）高齢者大学事業の推進

- 高齢者大学では、受講生の代表で組織された高齢者大学運営委員会と協働し、高齢者が健康で生きがいを持ちながら豊かな生活を送ることができるような講座を開催します。
- さらに学習を深めるよう、高齢者大学を過去２年間修了した人を対象として、１つのテーマに２年間かけて取り組む高齢者大学院を実施します。
- 楽しく学び豊かな人間性を培うために、文芸、ペン習字などのクラブ活動を実施します。

（３）花のまち可児・手づくり絵本大賞事業の推進

- 絵本事業に積極的に取り組む意欲と情熱のある市民からなる手づくり絵本実行委員会と協働し、手づくり絵本のあたたかさとしさを伝えながら、将来を担う子どもの豊かな心を育てます。大賞作品等は、小学校巡回展の実施や、印刷物の表紙に使うなどの活用をします。
- 事業の推進を図るため、ＰＲイベントや小学生を対象とした手づくり絵本講座を実施します。

（４）生涯学習情報の提供

- 公民館講座の開催情報を、市ホームページで提供します。
- 大学などの教育機関と連携し、講座などの情報を提供します。
- 福祉分野、環境分野、農業分野など教育分野にとらわれることなく生涯学習をキーワードとした市民の学習欲求に応えられる情報を収集し、情報誌「うるおいライフ」、ケーブルテレビ、ホームページなど多様な媒体を活用した情報の提供を検討します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 公民館講座等各種講座・教室への積極的な参加 ● 地域の公民館の積極的な利用 ● 高齢者大学事業、花のまち可児・手づくり絵本大賞事業に参加
地域	● 公民館講座等各種講座・教室への積極的な参加 ● 地域の公民館の積極的な利用 ● 高齢者大学事業、花のまち可児・手づくり絵本大賞事業に参加・運営への参画
市	● 公民館講座の企画・実施（生涯学習課） ● 高齢者大学事業の実施（生涯学習課） ● 花のまち可児・手づくり絵本大賞事業の実施（生涯学習課） ● 生涯学習情報の収集・提供（生涯学習課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
公民館講座への参加者数	参加者数（人）	114,301	120,000	125,000
高齢者大学事業受講者数	受講者数（人）	852	860	870
花のまち可児・手づくり絵本応募数	応募数（件）	487	500	520
公民館で「実施している講座やイベント」に対する市民の満足度	公民館利用者アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.92	3.96	4.00
「生涯学習機会の充実」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.22	3.35	3.46

施策2．市民の主体的な生涯学習活動の支援

【施策の目標】

市民が職業や趣味などの経験を通じて培ってきた知識や技術などの資源を生かし、講座を自ら企画し、また講師を務めるというような市民主導の生涯学習活動を展開します。

【主な取組】

（１）生涯学習ボランティアの養成

- コンピュータを使った仕事をしている人が経験を生かしてパソコン教室を企画する、パンづくりが趣味の人がパンづくり教室の講師を務めるというような、市民が持つ知識や技術などの資源を地域社会に還元できるよう社会参加へのきっかけづくりを進めます。
- 行政と市民が協働し、市民目線を持って様々な分野の生涯学習活動をコーディネートできる人材を発掘・養成します。

（２）各種団体の活動の支援

- 生涯学習活動を行う市民団体と協働し、生涯学習講座を開催します。
- サークルやグループの活動などに公民館施設を貸し出し、市民の主体的な生涯学習活動を支援するとともに、各サークルの情報を市民に提供します。
- 生涯学習活動を行う市民団体によるビデオ編集講座や作品展など、市民が講座の企画・講師を務める市民主導の市民講座の開催を支援します。
- 公民館まつりや各種団体が行うスポーツ・文化行事の開催を支援します。

（３）公民館の運営への市民参画

公民館の運営にあたっては、公民館運営審議会の意見を踏まえ、地域の実情に合った公民館運営を展開します。また、公民館利用団体の代表者会議などを通じて意見を聴取し、公民館運営に反映します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●生涯学習ボランティアへの登録 ●地域行事への参加・協力 ●各種団体の行うスポーツ・文化行事への参加・協力
地域	●地域主導の生涯学習講座の開催 ●地域行事の開催・参加・協力 ●各種団体の行うスポーツ・文化行事への協力 ●生涯学習活動を通じた仲間づくり、サークル活動・グループ活動への参加・協力 ●公民館運営への積極的な協力
市	●生涯学習ボランティア・生涯学習団体の育成・活動支援（生涯学習課） ●市民の生涯学習活動の場として公民館・学校開放施設の貸出し（生涯学習課・スポーツ振興課・学校）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
公民館サークル数	公民館を定期利用しているサークル・団体などの数（団体数）	673	690	710
市民講座の開催数	市民が自ら企画し、また講師を務めるといった市民主導の講座の数（件）	0	10	20

施策3．図書館の機能充実と読書活動の推進

【施策の目標】

多様なニーズや課題解決に対応できる「暮らしに役立つ図書館」を運営し、市民の読書活動を支援します。

【主な取組】

（１）読書活動の推進

- 家庭・地域・学校と連携し、E d u c e 9の取組の一つとして「うちどく（家読）10」運動を推進します。
- 図書館での読み聞かせ・お話会「かにっ子タイム」、子どもの健康診断時に絵本を紹介する「赤ちゃん絵本」などを開催します。
- 移動図書館の運行、パック詰め貸し出しサービスなどにより、図書館に出向かなくても本を借りられる機会を増やします。
- おすすめ本や新着図書をケーブルテレビやホームページなど様々な媒体で発信することにより、広く良書を紹介します。
- 学校図書・公民館図書にリユース本を払い下げ、蔵書を充実するとともに、学校図書館員・公民館図書ボランティアと連携し、子ども・市民の読書活動を推進します。

（２）図書館サービスの提供

- 図書館本館、帷子分館、桜ヶ丘分館で、窓口サービス、インターネットを利用した予約システムなどにより、図書を貸し出します。
- 利用者が調べ物をしたり、知りたい情報を探したりする際に課題解決のお手伝いをするレファレンスサービスを充実します。
- 蔵書を充実するとともに、本市の特徴であるバラ・ガラス・陶芸関係資料、郷土の歴史関連資料、多文化コーナー、大型活字本コーナーなど良書を収集・保存します。
- 他図書館・大学との相互貸借を進め、市民が希望する図書を借りることのできる体制を整備します。
- 書架の整理に分類別担当制を取り入れ、パスファインダー²³を設置することにより、見やすく、検索しやすい書架を整備します。
- 貸し出し中の図書だけでなく、貸し出しされていない図書についてもインターネットで予約できるサービスを導入します。

²³ パスファインダー

特定のテーマに関する文献や情報の探し方・調べ方の手順を説明した案内。

(3) 図書館ボランティアの活用・養成

- 講座・イベントでの読み聞かせや書庫の整理にボランティアの力を活用し、市民の協力を得て図書館を運営します。
- 読み聞かせやブックトーク²⁴の進め方、図書の分類・配架方法、イベントなどの手伝いなどに関する講座を実施し、新たな図書館ボランティアの養成と技術向上を図ります。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 「うちどく10」の推進 ● 図書館の積極的な利用 ● 家庭での読み聞かせ、語りなど子どもが本に親しむ機会をつくる ● 読書に関するイベントへの積極的な参加
地域	● 「うちどく10」の推進 ● 図書館の積極的な利用 ● 図書館ボランティアへの参加 ● 読書に関するイベントへの積極的な参加
市	● 家庭・地域・学校での読書活動の啓発（図書館・学校） ● 図書館での図書貸出、レファレンスサービスの提供（図書館） ● 移動図書館の運行（図書館） ● 図書館ボランティアの養成、活用（図書館・学校） ● 公民館図書室の充実（生涯学習課）
	● 赤ちゃん絵本コーナーの設置（健康増進課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
図書館来館者数	市立図書館の来館者数（人）	297,901	310,000	320,000
図書館貸出冊数	市立図書館・分館における貸出冊数（冊）	530,193	550,000	570,000
図書館図書予約件数	市立図書館における予約・リクエスト件数（件）	32,455	35,000	40,000

²⁴ ブックトーク

あるテーマについて、テーマに関する何冊かの本を聞き手に紹介すること。本の内容を教えるのではなく、その本の面白さを伝え、その本を読みたいという気持ちを起こさせることを目的として行う。

施策4．だれもが参加できる生涯学習施設環境の整備・充実

【施策の目標】

公民館、図書館などの生涯学習施設の整備及び補修を進め、市民が気軽に利用できる環境を整えます。

【主な取組】

（１）生涯学習施設の整備

- 施設を快適に利用できるよう、必要に応じ、公民館や図書館の老朽化した施設や設備の修繕工事を行います。
- 施設を安全・安心に利用できるよう、計画的に空調設備更新、屋根工事、外壁工事などを行います。
- 施設整備・改修などにあたっては、だれもが安全・安心に利用できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。

（２）生涯学習施設の管理

利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、施設の日常の点検と迅速な修繕を行います。

（３）新図書館の整備に向けた検討

多機能化・多メディア化など市民の声を取り入れながら、新図書館の整備に向けた基本構想を検討します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 公民館、図書館施設の適切な利用 ● 生涯学習施設の利便性向上のための提言や情報提供
地域	● 公民館、図書館施設の適切な利用 ● 生涯学習施設の利便性向上のための提言や情報提供
市	● 公民館・図書館施設の整備・改修（生涯学習課・図書館） ● 公民館・図書館施設の維持管理（生涯学習課・図書館） ● 新図書館の整備に向けた研究・検討（図書館）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
「市公民館」の施設に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.84	3.87	3.90
「市立図書館」の施設に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.46	3.53	3.61

基本目標 健康、生きがい、人とのつながりをつくるスポーツ活動

スポーツ活動は、健康づくり・体力づくりとともにフェアプレイ精神を培うなど、心身の健全な発達・発育に重要な役割を果たすものです。市民だれもが生涯を通じていつでも身近にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ大会や教室を開催し、総合型地域スポーツ・文化クラブ（U N I C）を充実させるとともに、スポーツ施設を整備します。また、市民のニーズに応じた質の高い指導ができるよう、人材を育成・活用します。基本目標 では、今後5年間で次の3施策に取り組みます。

【施策の体系】

基本目標

健康、生きがい、人とのつながり
をつくるスポーツ活動

施策1.スポーツに親しみ、楽しむ機会の提供

施策2.スポーツに取り組む人材の育成と技術の向上

施策3.気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実



シティマラソン大会



U N I C E ボート体験

施策１．スポーツに親しみ、楽しむ機会の提供

【施策の目標】

だれもが気軽に参加できるスポーツ行事やスポーツ教室を開催するなど、スポーツに親しむ機会を広く提供し、生涯スポーツを推進・充実します。また、スポーツ活動を通じた地域コミュニティづくりを進めます。

【主な取組】

（１）スポーツ行事・教室の開催

- 健康づくり推進のため、だれもが気軽に参加できるソフトバレーボール大会、グラウンド・ゴルフ大会などのスポーツ大会を開催します。また、今後のシティマラソン大会の開催内容について、研究を進めます。
- 体育指導委員や体育推進員によるミニテニスなどの軽スポーツ普及活動を支援し、地域におけるスポーツの機会を提供します。また、各地区で開催される運動会やスポーツ大会を支援し、地域コミュニティの形成を図ります。
- 「一市民スポーツ」推進のため、バドミントン教室、乗馬教室、エアロビクス教室などの各種スポーツ教室を充実させ、また、障がい者スポーツ教室を開催するなど、市民のスポーツニーズに対応します。

（２）総合型地域スポーツ・文化クラブ（U N I C）の充実

- 各U N I Cのメニューを魅力あるものにし、子どもから高齢者まで多くの市民が、身近な場所で、定期的にスポーツ活動に参加できるよう取り組みます。
- 各U N I Cの代表者で組織するU N I C協議会や庁内で組織するU N I C研究会において、各U N I Cが抱える課題や問題点を共通認識し、今後の運営改善にあたります。

（３）スポーツ施設の提供

市民が気軽にスポーツをすることができるよう、市民運動場をはじめとする市内各所の体育施設及び小中学校の体育館・グラウンドを貸し出します。

（４）B & G財団関連事業の推進

マリンスポーツフェスティバル、カヌー教室など様々な企画を通じて、海洋性スポーツ活動に参加できるよう機会を提供します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 各種スポーツ行事、U N I C への積極的な参加 ● スポーツ施設の積極的な利用 ● 屋外活動時間の確保
地域	● 各種スポーツ行事、U N I C への積極的な参加 ● U N I C の運営への参画 ● 体育指導委員、体育推進員と協力して地区スポーツ行事を企画・運営 ● スポーツ施設の積極的な利用 ● 学校開放施設の効率的な運用
市	● 各種スポーツ行事、教室の企画・実施（スポーツ振興課） ● 市民のスポーツ活動の場としてスポーツ施設の貸出し（スポーツ振興課・学校） ● 各U N I C への指導・助言、U N I C 協議会の運営支援、U N I C 研究会の運営（スポーツ振興課）
	● 健康フェア（健康増進課） ● ヘルスアップ講座（いきいき長寿課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
シティマラソン参加者数	参加者数（人）	1,978	2,200	3,000
U N I C 登録者数	各 U N I C 及び蘭丸の里スポーツクラブの登録者数（人）	2,578	2,790	3,000
市民運動場（5ヶ所）利用人数	利用人数（人）	104,572	115,000	120,000
「スポーツをする機会」に対する市民の満足度	市民意識調査での満足度（5点満点換算）	2.98 （H20）	2.99	3.03

施策2．スポーツに取り組む人材の育成と技術の向上

【施策の目標】

競技スポーツのレベル向上と底辺拡大のために、財団法人可児市体育連盟を中心に、各種競技団体の組織を強化するとともに、選手を育成し、競技力を高めます。

【主な取組】

（１）体育連盟と加盟協会の組織の強化

体育連盟が、市のスポーツ振興の拠点団体として、自主性を高め活動できるよう助言します。また、体育連盟を通じて、体育連盟に加盟している協会の組織強化を図ります。

（２）スポーツ少年団活動への支援

スポーツを通じて子どもが心身を鍛えることのできる場として、スポーツ少年団活動を支援します。また、様々なスポーツに挑戦でき、体験イベントに参加できるといった、U N I Cに加入しているメリットをP Rするなどし、団員の加入促進を図ります。

（３）指導者及び選手の育成

体育連盟に加盟している協会をはじめ、そのほかのスポーツ活動団体が行う指導者及び選手の育成を支援します。また、県体育協会などと連携して、優れた競技者がその技能を生かして次世代を育成できる環境を整備します。

（４）ぎふ清流国体の開催

- 平成24年度開催のぎふ清流国体を成功に導くため、正式競技である女子ゴルフの開催に向け、競技、宿泊、輸送などの各計画を作成し、競技を円滑に実施します。
- 「デモンストレーションとしてのスポーツ行事」として、可児市で実施される3 B体操²⁵、グラウンド・ゴルフの普及を推進します。
- 国体の機運を市民全体で盛り上げ、全国から可児市へ訪れる多くの人をあたたく迎えるため、ミナモ運動²⁶を推進します。ミナモ運動では、工夫を凝らしたイベントや行事を市民との協働により実施します。

²⁵ 3B体操

ボール、ベル、ベルダーの用具を運動の助けとして利用しながら、すべての動きを音楽に合わせ、仲間と楽しく行う健康体操。

²⁶ ミナモ運動

平成24年度に開催されるぎふ清流国体及びぎふ清流大会の開催機運を盛り上げるための県民運動。「おもてなし」「スポーツ・健康」「美しい環境と清流」をキーワードに、可児市では大会を飾る花バラの育成、ミナモダンス・ミナモ体操の普及、花いっぱい運動との連携などの活動を行う。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● クラブ活動・部活動、スポーツ少年団などスポーツ活動への参加 ● クラブ活動・部活動、スポーツ少年団などの応援・協力 ● ミナモ運動への参加
地域	● スポーツ少年団などの指導 ● 地区対抗大会への選手派遣 ● ミナモ運動への参加
市	● 体育連盟への助言・助成、体育連盟主催事業への協力（スポーツ振興課） ● スポーツ少年団の支援（スポーツ振興課） ● スポーツ団体の支援（スポーツ振興課） ● ぎふ清流国体の運営準備、啓発活動、競技開催（スポーツ振興課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
体育連盟加盟人数	加盟人数（人）	3,053	3,130	3,200
全国大会出場件数	出場者数（件）	148	150	155
スポーツ少年団登録者数	登録者人数（人）	1,162	1,191	1,220
スポーツ少年団指導者数	指導者登録人数（人）	307	315	322

施策3．気軽に利用できるスポーツ施設環境の整備・充実

【施策の目標】

だれもが気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境を提供するために、スポーツ施設を計画的に整備するとともに、既存施設の適正な管理を行います。また、施設予約システムの充実やスポーツ情報の提供などを通じて、利用しやすい環境を整えます。

【主な取組】

（１）スポーツ施設の整備

- 総合運動場やB & G海洋センターをはじめ各種体育施設を設置している坂戸地内で計画している運動公園の整備については、平成26年度に使用開始できるよう、テニスコートと野球場の整備を進めます。また、施設運用について研究を進め、完成後には円滑に運用を開始します。
- 体育施設総合整備基本計画²⁷の成果や問題点を検証し、より市民のニーズに合った施設整備計画とします。そして、当該計画に沿った施設の整備や老朽化した設備の改修を実施します。また、身近な地域におけるウォーキングやジョギングコースなどの環境を整備します。
- 施設整備・改修などにあたっては、だれもが安全・安心に利用できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。

（２）スポーツ施設の管理

- 利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、施設の日常の点検と迅速な修繕を行います。なお、夜間照明施設については、老朽化に伴う改修計画を立案し、効率的な施設運用を図ります。
- 市の体育施設の管理は、市の直轄事業として行っており、その一部を外部に委託しています。今後は、指定管理者制度の導入について検討し、市民が気軽に、簡単にそして快適に施設利用できるよう、管理・運営を行います。

²⁷ 体育施設総合整備基本計画

平成15年3月に策定した市の体育振興に関する基本方針や施設整備の方向性、施設の管理・運用及びスポーツ環境面などを示した計画。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● スポーツ施設の適切な利用 ● スポーツ施設の利便性向上のための提言や情報提供
地域	● スポーツ施設の適切な利用 ● 学校開放施設の効率的な運用 ● スポーツ施設の利便性向上のための提言や情報提供
市	● スポーツ施設の整備・改修（スポーツ振興課） ● スポーツ施設の維持管理（スポーツ振興課） ● 体育施設予約システムの運用（スポーツ振興課）
	● 運動公園の整備（都市計画課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
「体育館やプールなどスポーツ施設の整備」に対する市民の満足度	市民意識調査での満足度（5点満点換算）	2.73 （H20）	2.86	2.92

みんなでつくる2012年「ぎふ清流国体」

平成24年（2012年）に、岐阜県では「第67回国民体育大会」「第12回全国障害者スポーツ大会」として「ぎふ清流国体」が開催されます。

国民体育大会は、スポーツの普及と国民の体力向上、地域のスポーツと文化の振興を図ることを目的として開催される大会であり、同時開催される全国障害者スポーツ大会は、障がいのある方がスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深めることを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

各都道府県代表選手が訪れ、競い合う国内最大のスポーツ大会である国体は、高い技術のスポーツを間近で観戦することができるまたとない機会です。このような機会は、子どもたちに夢を与えることや、市民のスポーツ活動の活性化などに大きく貢献します。国体やプロスポーツの観戦機会を充実していくことで、「見るスポーツ」と「するスポーツ」を振興し、高い技術や指導方法などを市民に還元していくことが大切です。

可児市で行われる競技は女子ゴルフとなっており、さらにデモンストレーションとしてのスポーツ行事としてグラウンド・ゴルフ、3B体操が行われるため、これらの普及に取り組みます。

県民がスポーツを「して」「観て」「支える」ことができる、まちづくりにつながる国体をつくるため、本計画では、市民全体で盛り上げ、迎え入れる国体づくりを進めることとしています。

■大会の基本理念（「第67回国民体育大会開催基本構想」より）

県民協働でスポーツ活動や新しい国体づくりに取り組み、
暮らしに調和したスポーツ文化の創造と豊かな岐阜県づくりを目指します！

県民の皆さんが、スポーツに関する理解・関心を深め、「楽しむ」「挑戦する」「自己を磨く」など一人ひとりの目的に応じて、これまで以上に「して」「観て」「支える」スポーツ活動を展開できるような環境をつくります。

簡素・効率化を求めると、国内最大・最高の競技会としてより魅力ある国体を目指して岐阜県らしい改革を推進しながら、県民の皆さんに互いに協力・連携して主体的、自律的に国体づくりに取り組んでいただく仕組みを取り入れ、選手や来県者と心が触れ合い、記憶に残る国体を開催します。

国体を通して培われたスポーツ環境を最大限生かしながら、県民の皆さんの暮らしに調和したスポーツ文化を創造するとともに、地域スポーツの振興によって、豊かな岐阜県づくりへとつなげます。

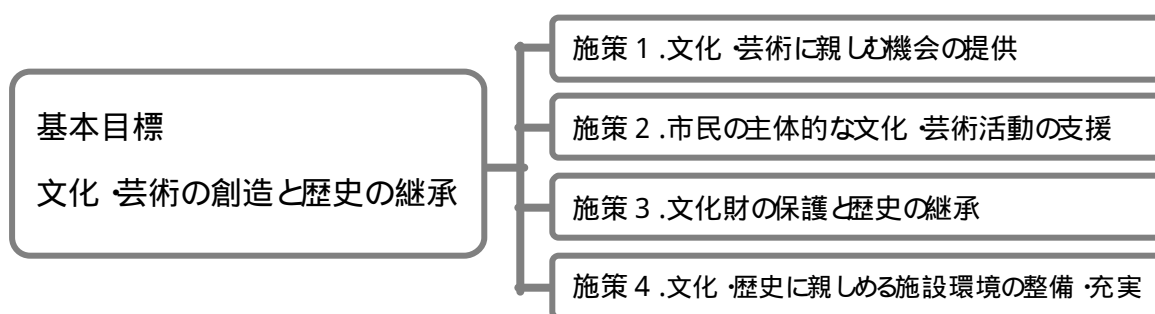


ぎふ清流国体マスコットキャラクター「ミナモ」

基本目標 文化・芸術の創造と歴史の継承

文化・芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。文化創造センターを中心に、市民だれもが質の高い文化・芸術を鑑賞できるよう機会を提供するとともに、市民参加型事業の実施、身近な文化活動の場としての公民館の活用など、市民が主体的に文化・芸術活動に参加できるよう支援します。また、美濃焼など可児の歴史、風土などを反映した特色ある文化・芸術活動を展開します。貴重な文化財を調査・保存し、市民のふるさと観を醸成するとともに、可児の歴史を次世代に継承します。基本目標 では、今後5年間で次の4施策に取り組みます。

【施策の体系】



市民ミュージカル



親子陶芸教室

施策１．文化・芸術に親しむ機会の提供

【施策の目標】

文化創造センターにおける質の高い文化・芸術の鑑賞や郷土歴史館などにおける展示活動、陶芸苑での作陶活動を通じて、市民が幅広い分野の文化・芸術に親しむとともに、文化・芸術についての理解を深めることができるよう機会を提供します。

【主な取組】

（１）文化創造センターにおける鑑賞事業の充実

- 子どもから高齢者まで、多様な市民の文化・芸術鑑賞への要望に対応するため、幅広いジャンルで舞台公演や展示による鑑賞事業を実施し、来館者に感動を提供します。
- 鑑賞事業のプログラムについては、市民アンケート、市民意識調査、専門家の意見などを聞き、バランスの良い構成とします。
- 著名な音楽・演劇等の芸術団体と連携し、質の高い公演を定期的開催します。

（２）身近な施設等における鑑賞事業の充実

市内公民館・学校・福祉施設・病院などにおいて音楽や演劇などの出前公演を実施し、身近な施設での芸術体験を提供します。

（３）郷土歴史館などの運営

- 市民が郷土の歴史に興味を持つきっかけとなるよう、郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館、川合考古資料館において、企画展・特別展を開催します。
- 身近な郷土の歴史や文化への理解を深めるため、児童生徒、市民への昔の暮らしや歴史に関する出前講座を充実します。

（４）陶芸苑などでの陶芸教室活動の推進

- 陶芸苑や市内公民館での陶芸教室活動を充実するとともに、民間の陶芸関連施設との連携を図り、美濃焼の普及につなげていきます。
- 小中学校との連携により、授業やクラブ活動において子どもが陶芸に親しむ機会を充実します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●文化・芸術鑑賞や体験活動への積極的な参加 ●可児市の歴史文化に関する企画展や講座、イベントへの積極的な参加 ●郷土歴史館・陶芸苑などの積極的な利用
地域	●文化・芸術鑑賞や体験活動への積極的な参加 ●出前公演などをする場合の地域の集客、周知などの協力 ●可児市の歴史文化に関する企画展や講座、イベントへの参加・協力
市	●文化創造センターでの幅広い文化・芸術鑑賞事業の企画・実施（文化振興課） ●様々な出前公演の企画・実施（文化振興課） ●郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館、川合考古資料館での常設展示、企画展・特別展の開催（文化振興課） ●郷土歴史館などの資料を活用した講座の実施（文化振興課） ●陶芸苑などでの陶芸講座の実施（生涯学習課・文化振興課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
文化創造センター劇場の稼働率	文化創造センターの主劇場及び小劇場の稼働率（％）	67.8	69.0	70.0
郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館、川合考古資料館の入館者	入館者総数（人）	6,133	6,500	7,000
「文化・芸術活動の充実」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.25	3.37	3.43

施策2 市民の主体的な文化・芸術活動の支援

【施策の目標】

市民の主体的な文化・芸術活動を支援し、市民文化の創造と市民交流を促進します。
また、市民と芸術家が協働して文化・芸術作品を創造し、文化創造都市として可児市から発信することで、まちを元気にします。

【主な取組】

（１）文化創造センターにおける市民参加事業の推進

- 文化・芸術は市民の心の豊かさを醸成することから、多くの市民の参加を得た舞台作品の制作を行います。
- 青少年に対しては、ふるさと可児の思い出を心に刻み、将来の心の糧となる体験を提供します。また、青少年で結成された劇団であるユースシアターの支援などを行います。
- 市民が文化・芸術活動の成果を発表できる機会として、美術展、文芸祭、音楽祭を開催します。
- 文化創造センターの運営に参画し、市民のために活動する市民ボランティアを育成します。
- 市民が劇場を利用する際には、舞台技術の専門家によるサポートにより快適な舞台環境を提供します。

（２）文化・芸術団体の活動の支援

- 市内文化団体・サークルの魅力ある活動を支援し、その成果を市民に還元できるよう促します。
- 公民館などを貸し出すことで、市民に文化・芸術活動の場を提供し、市民文化の裾野を広げます。

（３）文化・芸術の全国に向けての発信

文化・芸術の振興は鑑賞することだけではなく、創る喜び、体験する感動が伴うことが大切であることから、市民と芸術家が協働し、交流を深めて可児市発の文化・芸術作品を創造し、文化創造センターを「観る劇場」「創る劇場」「交流の劇場」として可児市から全国に向けて発信します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	●文化・芸術活動への積極的な参加 ●市内文化施設の積極的な利用 ●ボランティア（市民サポーターなど）への参加
地域	●文化・芸術活動への積極的な参加 ●各文化・芸術団体の活動の活性化 ●取り組んでいる文化・芸術活動を地域社会へ還元する ●市内文化施設の積極的な利用 ●ボランティア（市民サポーターなど）への参加
市	●市民が主体的に参加できる文化・芸術創造事業の企画・実施（文化振興課） ●文化・芸術団体の活動支援（文化振興課） ●市民の文化・芸術活動の場として文化創造センター、公民館を提供（生涯学習課・文化振興課） ●文化創造事業がまちづくりに貢献する理念の啓発（文化振興課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
文化創造センターの利用者数	利用者数（人）	273,331	280,000	290,000
「文化創造センターは市民の文化芸術の創造・発表活動の機会を創出している」と回答した市民の割合	市民意識調査で「そう思う」と回答した割合（％）	67.7 （H20）	70.0	72.0

施策3．文化財の保護と歴史の継承

【施策の目標】

文化財の保存、周辺環境の整備を行うとともに、伝統文化の保存活動を支援し、ふるさと可児の文化や歴史を次世代へ継承します。

【主な取組】

（１）指定文化財の保存管理

- 貴重な財産を後世に引き継いでいくため、指定文化財の保存管理と新規文化財指定物件の調査を実施します。
- 希少植物などの絶滅を防ぎ、後世に残すよう、関係団体などとの連携のもと、天然記念物の生育調査を実施します。

（２）指定文化財の整備活用

- 学術的に貴重な金山城跡を保存・活用するため、発掘調査資料をまとめ、金山城跡及び城下町に関する文献の調査を実施します。また、整備計画の策定を進めます。
- 市民に長塚古墳の歴史を学んでもらうため、長塚古墳史跡の公園化に向けた具体的計画の策定を進めます。

（３）埋蔵文化財の発掘調査及び保存

- 貴重な歴史的資産の喪失を防ぐため、開発などに伴う試掘作業や発掘作業を行います。
- 調査結果の記録・保存を行うとともに展示や公開講座などを通じて市民への周知を進めます。

（４）伝統文化の保存と伝承

- 地域における、宮太鼓や祭礼などの伝統文化の保存と次世代への伝承活動を支援します。
- 伝統文化の後継者育成を支援するとともに、まちづくりへの活用を促進します。
- 歴史サークルなど市民団体を育成し、団体との協働による伝統文化の継承を図ります。

（５）文化・歴史の調査、研究とその実施体制の整備

文化・歴史の研究ができる体制を整備し、兼山及び久々利地区などに残る貴重な資料の調査を実施します。

（６）所蔵資料の保存と活用

- 市史編纂事業などにより収集された資料の整理・保存を進めます。
- 収集した資料を有効に活用するとともに、次世代へ継承されるよう、市民歴史講座を開催します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	● 地域に伝わる祭り、伝統芸能への積極的な参加 ● 可児市の歴史や文化財などに関する学習や情報収集、子どもへの伝承 ● 身近な文化財の見学 ● 歴史講座などの受講
地域	● 地域に伝わる祭り、伝統芸能への参加、次世代への継承活動への積極的な参加 ● 地域の団体での文化財の管理・保全 ● 地域での歴史探訪会の実施など可児市の歴史や文化財等に関する調査・研究活動への積極的な参加
市	● 指定文化財の保存管理、調査（文化振興課） ● 祭り、伝統芸能など無形文化財の継承活動支援（文化振興課） ● 文化・歴史の調査、新たな文化財指定（文化振興課） ● 開発などに伴う埋蔵文化財の試掘調査、立会い（文化振興課） ● 市史及び市史編纂資料を活用した歴史講座などの開催（文化振興課）

【参考となる指標】

指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
指定文化財の件数	国・県・市指定の文化財件数（件）	132	135	140
「文化財等の保護、保存」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.17	3.31	3.36
「地域の伝統・文化の保護や継承」に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.11	3.26	3.32

施策4 文化・歴史に親しめる施設環境の整備・充実

【施策の目標】

文化・歴史施設の状況を把握し、適切な整備及び補修を進め、市民が文化・歴史に気軽に親しむことができるよう環境を整えます。

【主な取組】

(1) 文化・歴史施設の整備

- 文化創造センター、郷土歴史館、兼山歴史民俗資料館、川合考古資料館及び陶芸苑について、計画的な施設の整備・改修を進めます。
- 施設整備・改修などにあたっては、だれもが安全・安心に利用できるよう、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化を進めます。

(2) 文化・歴史施設の管理

- 利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、施設の日常の点検と迅速な修繕を行います。
- 施設の効率的・効果的な運営のため、文化創造センターの管理については、指定管理者制度を活用し、指定管理者に管理をさせます。モニタリングを通じて適切な管理を行います。

(3) 新歴史資料館（博物館）の整備に向けた検討

貴重な歴史資産を保存展示し、次世代に継承するとともに、周辺の歴史文化遺産を生かした新歴史資料館（博物館）構想を検討します。

【家庭・地域・市の役割】

家庭	- 文化・歴史施設の適切な利用 - 文化・歴史施設の利便性向上のための提言や情報提供
地域	- 文化・歴史施設の適切な利用 - 文化・歴史施設の利便性向上のための提言や情報提供
市	- 文化創造センター、郷土歴史館などの施設の維持管理・改修（文化振興課） - 新歴史資料館（博物館）構想の検討（文化振興課）
	公園などの管理（維持管理課）

【参考となる指標】

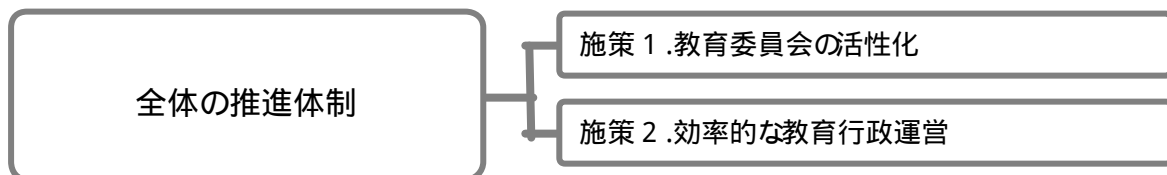
指標	指標の説明	現状値	目標値	
		平成 21 年度	平成 27 年度	平成 32 年度
「文化創造センター」の施設に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	4.10	4.12	4.15
「郷土歴史館」の施設に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.55	3.63	3.70
「陶芸苑」の施設に対する市民の満足度	市民アンケートでの満足度（5点満点換算）	3.92	3.95	4.00

全体の推進体制

教育委員会の管理・執行事項の明確化、関係機関との連携、地域住民・保護者の意思の反映などにより教育委員会を活性化し、市民から信頼される教育行政を運営します。

また、目標を明確にし、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題などをフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA（Plan＜計画＞ - Do＜実行＞ - Check＜評価＞ - Act＜改善＞）サイクルによって各施策を分析・評価し、効率的で効果的な教育行政を推進します。

【施策の体系】



施策１．教育委員会の活性化

【施策の目標】

法令の趣旨に沿って適切に教育委員会を運営し、教育委員会の機能を活性化するとともに、体制を充実します。

【主な取組】

（１）教育委員会会議・教育政策会議の開催

- 毎月の定例教育委員会会議や臨時教育委員会会議を開催し、教育委員会の方針や教育委員会規則の制定改廃などについて決定します。
- 教育政策会議を随時開催し、中長期課題についての協議や学校運営状況の監理を行います。

（２）関係機関との連携・協力

- 市長との懇談や市内幼稚園・小中学校の訪問などにより、教育現場の実情を把握するとともに、教育委員会と市長部局・学校の情報の共有を図ります。
- 教育委員は、教科用図書採択協議会、民生委員推薦会、養護訓練センター運営委員会など各種委員会の委員として、それぞれの団体において教育委員としての知見を生かして参画します。
- 他市町村教育委員会や岐阜県教育委員会連合会との連絡調整を密にし、教育課題に連携して取り組みます。

（３）教育委員研修の充実

- 教育委員としての資質向上を図るため、岐阜県教育委員会連合会主催をはじめとした各種研修に参加します。
- 市の各種行事に参加し、現状を把握するとともに理解を深めます。
- 市の教育課題に対応した先進地視察を行います。

施策２．効率的な教育行政運営

【施策の目標】

市長部局をはじめとした市役所内外の関係機関と連携・情報交流を密にしながら、教育委員会事務局の全体調整を行い、施策の執行状況の点検・評価により随時事務事業の見直しを図ることで、各施策を効率的・効果的に実施します。

【主な取組】

（１）情報・課題の共有

- 定期的に教育委員会部課長会議を開催して教育委員会各課の横断的な連携を図ります。また、市長部局と関連する施策について、情報・課題を共有し、連携して取り組みます。
- E d u c e 9の推進などの各施策について、家庭・地域と情報・課題を共有し、協働して取り組みます。

（２）施策の分析、評価

- 外部評価委員会を設置し、本計画の進捗管理を行うとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会事務の点検・評価を実施し、各施策を確実に実施します。
- 教育関係の統計データの収集や市民アンケートなどによる市民ニーズの把握を図り、計画の改善や後期計画の策定に生かします。

（３）市民に開かれた教育行政の推進

- 教育委員会事務の点検・評価の結果の公表や各部門の成果報告書の作成などにより市民に開かれた教育行政を推進します。
- 個人情報保護や情報セキュリティ対策を充実・強化するとともに各事業について積極的に情報を公開し、信頼される教育行政を進めます。

資料編

1 可児市教育基本計画策定委員会について

(1)設置要綱

可児市教育基本計画策定委員会設置要綱

平成21年可児市教育委員会訓令甲第1号

(設置)

第1条 可児市の教育の目指すべき方向及び具体的方策を明らかにし、今後推進すべき施策等について提言を行い、もって可児市教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）の策定に資するため、可児市教育基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教育基本計画の策定に関すること。
- (2) その他可児市の教育の振興のため必要と認められること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民公募に応募した者
- (3) 自治会関係者
- (4) 市内幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のPTAの代表
- (5) 可児市社会教育委員
- (6) スポーツ関係団体の代表者
- (7) 文化関係団体の代表者
- (8) 市内幼稚園の園長並びに小学校、中学校及び高等学校の校長の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後

の最初の会議は、教育委員会が招集する。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、議事に関係ある者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（分科会）

第8条 委員会に次の分科会を置くことができる。

(1) 学校教育分科会 幼稚園、小学校、中学校、高等学校その他の学校の教育の振興に関することについて調査研究を行う。

(2) 生涯学習分科会 生涯学習、スポーツ、文化及び芸術の振興、青少年の育成並びに文化財の保護に関することについて調査研究を行う。

2 分科会は、委員長が指名する委員で組織する。

3 分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 分科会長は、分科会を招集し、議事を進行するとともに、分科会における検討状況を委員会に報告するものとする。

5 前条の規定は、分科会に準用する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において行う。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行し、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

(2)委員名簿

(敬称略)

所属団体等	氏名	備考
岐阜大学大学院教育学研究科教授	橘 良治	委員長
名城大学都市情報学部教授	亀井 栄治	職務代理者
市民公募	岩田 健司	
市民公募	入江明里子	
可児市自治連絡協議会	安藤 誠紀	
〃	伊藤 邦男	平成21年度
〃	品川 湜彦	平成22年度
幼稚園保護者	武尾真由美	平成21年度
〃	霞 多詠子	平成22年度
可児市PTA連合会	可児 康充	平成21年度
〃	古山 昭弘	平成22年度
〃	坂崎 尚子	平成21年度
〃	小栗 照代	平成22年度
可児工業高校PTA	藤掛 義彦	
可児市社会教育委員	三宅 愛男	
可児市社会教育委員 可児市読書サークル協議会	藤井 貞子	
可児市体育連盟	勝野 正	
可児市体育指導委員会 可児市ユニック協議会	杵本 慶司	
可児市文化協会	飯田 好明	
可児市公民館連絡協議会	渡邊 曩	
可児市幼稚園連絡協議会	池田 正枝	
広見小学校校長	大野 伴和	
東可児中学校校長	矢島 祐史	
可児高等学校校長	石井 昭司	平成21年度
〃	岩手 達夫	平成22年度

任期：平成21年7月1日～平成23年3月31日

2 可児市教育基本計画検討委員会について

(1)設置要綱

可児市教育基本計画検討委員会設置要綱

平成21年 4 月教育長決裁

(設置)

第 1 条 可児市教育基本計画（以下「教育計画」という。）を策定するため、可児市教育基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 教育計画の原案作成に関すること
- (2) 教育計画の原案作成のための市民意識の把握に関すること
- (3) その他教育計画の策定に関し必要と認められること

(委員会の組織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員15人をもって組織する。

2 委員長は教育部長をもって充てる。

3 委員は、企画部総合政策課長及びまちづくり推進課長、総務部総務課長、健康福祉部こども課長、教育部各課長、教育部主幹並びに教育部主任指導主事をもって充てる。

第 4 条 委員の任期は、任命の日から平成23年 3 月31日までとする。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係職員の出席)

第 7 条 委員長は、必要と認める場合は、関係職員に対し委員会の会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会の下に教育基本計画検討専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員長の指示を受けて、教育計画の原案の作成のための具体的施策の研究を行なう。

3 部会は、委員長が指名する職員をもって組織する。

4 部会に部会長をおき、部会に属する職員のうちから委員長が指名する。

5 部会長は、部会を招集し、議事を進行するとともに、部会における検討状況を委員会に報告するものとする。

6 前条の規定は、部会に準用する。

（委員会の庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(2)委員名簿

役職等	氏名	備考
教育部長	佐橋 雅喜	平成21年度
〃	亀井 和紀	平成22年度
教育部参事	竈橋 義朗	平成21年度文化振興課主幹
企画部総合政策課長	古山 隆行	
企画部まちづくり推進課長	高木 伸二	平成21年度
〃	瀬瀬 新吾	平成22年度
総務部総務課長	加納 正佳	
健康福祉部こども課長	山口 和己	
教育総務課長	前田 伸寿	
学校教育課長	松岡 秀明	
学校教育課主任指導主事	柘植 英次	
教育研究所主任指導主事	亀山 国夫	
生涯学習課長	大澤 勇雄	
文化振興課長	林 良治	
市史編纂室長	亀谷 泰隆	
スポーツ振興課長	村瀬 雅也	
図書館長	中島 繁昇	平成21年度
〃	佐橋 恒和	平成22年度
学校給食センター所長	可児 芳男	

事務局

役職等	氏名	備考
教育長	井戸 英彦	
教育部長	佐橋 雅喜	平成21年度
〃	亀井 和紀	平成22年度
教育総務課長	前田 伸寿	
教育政策係長	渡辺 勝彦	
教育政策係	安田 歩	

3 策定の経過について

(1)市民アンケートなどの実施

年度	月日	調査内容
平成21年度	9月1日 ～9月30日	「可児市の教育に関するアンケート調査」の実施（16歳以上の市民3,000人、可児市立小中学校に通う小学5年生及び中学2年生、可児市公民館利用者を対象に実施）
	9月11日 ～10月22日	「可児市の教育に関する団体ヒアリング調査」の実施（可児市で活動している各分野の団体を対象に実施：11団体）
	11月30日 ～12月10日	「可児市の教育に関する地域懇談会」の実施（市内5中学校区および兼山小学校区で実施）

(2)可児市教育基本計画策定委員会会議の開催

年度	月日	会議名称
平成21年度	7月22日	第1回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	11月26日	第2回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	2月4日	第3回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	3月17日	第4回 可児市教育基本計画策定委員会会議
平成22年度	5月26日	第5回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	7月22日	第6回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	8月10日	第7回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	8月25日	第8回 可児市教育基本計画策定委員会会議
	10月5日	第9回 可児市教育基本計画策定委員会会議

(3)可児市教育基本計画検討委員会会議の開催

年度	月日	会議名称
平成21年度	7月3日	第1回 可児市教育基本計画検討委員会会議
	10月29日	第2回 可児市教育基本計画検討委員会会議
	11月13日	第3回 可児市教育基本計画検討委員会会議
	1月21日	第4回 可児市教育基本計画検討委員会会議
	3月3日	第5回 可児市教育基本計画検討委員会会議
平成22年度	4月30日	第6回 可児市教育基本計画検討委員会会議
	7月1日	第7回 可児市教育基本計画検討委員会会議
	9月6日	第8回 可児市教育基本計画検討委員会会議

(4)その他

年度	月日	会議名称等
平成22年度	10月19日	可児市教育基本計画策定委員会から可児市教育委員会への提言
	10月25日	可児市教育委員会教育政策会議
	11月30日	可児市教育委員会教育政策会議
	●月●日 ～ ●月●日	パブリックコメントの実施
	●月●日	可児市教育委員会会議決定

可児市教育基本計画

発 行 : 可児市教育委員会
編 集 : 可児市教育委員会事務局教育総務課
〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目 1 番地
電 話 0574-62-1111 (代表)
F A X 0574-63-6751
発行年月 : 平成 ● 年 ● 月
